

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 9 日) (金曜日)

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期決定の件	1 0
日程第 3 諸般の報告 (議長・監査結果報告)	1 0
日程第 4 行政報告 (市長報告)	1 0
永山市長報告	1 0
休 憩	1 1
日程第 5 議長辞職の件について	1 1
追加日程第 1 議長の選挙	1 1
並松安文君	1 2
日程第 6 副議長辞職の件について	1 2
追加日程第 2 副議長の選挙	1 3
中村尉司君	1 4
追加日程第 3 議席の一部変更	1 4
休 憩	1 4
日程第 7 常任委員会委員の選任について	1 4
休 憩	1 4
日程第 8 議会運営委員会委員の選任について	1 5
休 憩	1 5
日程第 9 いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙	1 5
富迫克彦君	1 6
福田晋拓君	1 6
中村尉司君	1 6
日程第 1 0 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙	1 6
富迫克彦君	1 6
休 憩	1 7
日程第 1 1 報告第 2 号 令和 4 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	1 7
日程第 1 2 報告第 3 号 令和 4 年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について	1 7

日程第 1 3	報告第 4 号	令和 4 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 7
日程第 1 4	報告第 5 号	令和 4 年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 7
	永山市長提案理由説明		1 7
	是枝みゆきさん		1 8
	田口建設課長		1 8
	是枝みゆきさん		1 8
	田口建設課長		1 8
	是枝みゆきさん		1 8
	田口建設課長		1 9
日程第 1 5	同意第 1 号	日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	1 9
日程第 1 6	同意第 2 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 9
日程第 1 7	同意第 3 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 9
	永山市長提案理由説明		1 9
	福元 悟君		2 0
	奥教育長		2 0
	福元 悟君		2 0
	坂口洋之君		2 1
	黒田澄子さん		2 2
	福元 悟君		2 2
日程第 1 8	同意第 4 号	日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	2 3
	永山市長提案理由説明		2 3
日程第 1 9	同意第 5 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 4
日程第 2 0	同意第 6 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 4
日程第 2 1	同意第 7 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 4
日程第 2 2	同意第 8 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 4

日程第 2 3	同意第 9 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 4
日程第 2 4	同意第 1 0 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 2 5	同意第 1 1 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 2 6	同意第 1 2 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 2 7	同意第 1 3 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 2 8	同意第 1 4 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 2 9	同意第 1 5 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 3 0	同意第 1 6 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 3 1	同意第 1 7 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 3 2	同意第 1 8 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 3 3	同意第 1 9 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 3 4	同意第 2 0 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 3 5	同意第 2 1 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 4
日程第 3 6	同意第 2 2 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 5
日程第 3 7	同意第 2 3 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることにつ て	2 5
	永山市長提案理由説明	2 5
日程第 3 8	同意第 2 4 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め	

	ることについて	29
日程第39	同意第25号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め ることについて	29
日程第40	同意第26号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め ることについて	29
日程第41	同意第27号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め ることについて	29
	永山市長提案理由説明	29
休 憩		30
日程第42	承認第1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについ て	30
日程第43	承認第2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求め ることについて	30
	永山市長提案理由説明	31
	上総務企画部長兼総務課長	31
休 憩		32
	上総務企画部長兼総務課長	32
	山口初美さん	33
日程第44	承認第3号 専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき 承認を求めることについて	34
	永山市長提案理由説明	34
日程第45	承認第4号 専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承 認を求めることについて	35
	永山市長提案理由説明	35
日程第46	議案第32号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部変更について	36
	永山市長提案理由説明	36
	瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	36
日程第47	議案第33号 市道の路線の認定について	37
	永山市長提案理由説明	37
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	37
日程第48	議案第34号 市有財産の取得について	37
	永山市長提案理由説明	37

福山消防本部消防長	38
日程第49 議案第35号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について	38
日程第50 議案第36号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	38
日程第51 議案第37号 日置市税条例の一部改正について	38
永山市長提案理由説明	39
上総務企画部長兼総務課長	39
休 憩	41
佐多申至君	41
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	41
山口初美さん	41
上総務企画部長兼総務課長	41
山口初美さん	42
上総務企画部長兼総務課長	42
日程第52 議案第38号 令和5年度日置市一般会計補正予算(第2号)	42
日程第53 議案第39号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	43
日程第54 議案第40号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	43
日程第55 議案第41号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	43
日程第56 議案第42号 令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	43
日程第57 議案第43号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	43
永山市長提案理由説明	43
日程第58 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	45
散 会	46

第2号(6月16日)(金曜日)

開 議	50
日程第1 一般質問	50
黒田澄子さん	50
永山市長	51
奥教育長	51
黒田澄子さん	53
中鉢学校教育課長	53
黒田澄子さん	53

中鉢学校教育課長	5 3
黒田澄子さん	5 3
中鉢学校教育課長	5 3
黒田澄子さん	5 3
中鉢学校教育課長	5 4
黒田澄子さん	5 5
中鉢学校教育課長	5 6
黒田澄子さん	5 6
永山市長	5 6
黒田澄子さん	5 7
福山消防本部消防長	5 7
黒田澄子さん	5 7
福山消防本部消防長	5 7
黒田澄子さん	5 7
福山消防本部消防長	5 7
黒田澄子さん	5 8
宮前健康保険課長	5 8
黒田澄子さん	5 8
宮前健康保険課長	5 8
黒田澄子さん	5 8
宮前健康保険課長	5 8
黒田澄子さん	5 9
宮前健康保険課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
東財政管財課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
東財政管財課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
永山市長	6 0
黒田澄子さん	6 0
松岡社会教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0

松岡社会教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
永山市長	6 0
黒田澄子さん	6 0
松岡社会教育課長	6 1
黒田澄子さん	6 1
田代商工観光課長	6 1
黒田澄子さん	6 1
田代商工観光課長	6 1
黒田澄子さん	6 2
田代商工観光課長	6 2
黒田澄子さん	6 2
田代商工観光課長	6 2
休 憩	6 2
山口初美さん	6 2
永山市長	6 3
奥教育長	6 4
山口初美さん	6 5
上総務企画部長兼総務課長	6 5
山口初美さん	6 5
上総務企画部長兼総務課長	6 5
山口初美さん	6 5
上総務企画部長兼総務課長	6 5
山口初美さん	6 5
上総務企画部長兼総務課長	6 5
山口初美さん	6 5
上総務企画部長兼総務課長	6 6
山口初美さん	6 6
上総務企画部長兼総務課長	6 6
山口初美さん	6 6
上村企画課長	6 7
山口初美さん	6 7

上村企画課長	67
山口初美さん	67
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	67
山口初美さん	68
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	68
山口初美さん	68
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	68
山口初美さん	68
馬場口こども未来課長	69
山口初美さん	69
馬場口こども未来課長	69
山口初美さん	69
永山市長	69
山口初美さん	70
田口建設課長	71
山口初美さん	71
田口建設課長	71
山口初美さん	71
田口建設課長	71
山口初美さん	71
中鉢学校教育課長	71
山口初美さん	71
中鉢学校教育課長	71
山口初美さん	71
中鉢学校教育課長	72
山口初美さん	72
奥教育長	72
山口初美さん	72
中鉢学校教育課長	72
休憩	73
長倉浩二君	73
永山市長	75

長倉浩二君	79
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	80
長倉浩二君	80
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	80
長倉浩二君	80
永山市長	80
是枝みゆきさん	80
永山市長	81
是枝みゆきさん	82
濱崎地域づくり課長	83
是枝みゆきさん	83
濱崎地域づくり課長	83
是枝みゆきさん	83
濱崎地域づくり課長	83
是枝みゆきさん	83
濱崎地域づくり課長	83
是枝みゆきさん	84
濱崎地域づくり課長	84
是枝みゆきさん	84
濱崎地域づくり課長	84
休 憩	84
是枝みゆきさん	84
濱崎地域づくり課長	84
是枝みゆきさん	84
濱崎地域づくり課長	84
是枝みゆきさん	85
濱崎地域づくり課長	85
是枝みゆきさん	85
濱崎地域づくり課長	85
是枝みゆきさん	85
濱崎地域づくり課長	85
是枝みゆきさん	85

濱崎地域づくり課長	8 6
是枝みゆきさん	8 6
濱崎地域づくり課長	8 6
是枝みゆきさん	8 7
濱崎地域づくり課長	8 7
是枝みゆきさん	8 7
濱崎地域づくり課長	8 7
是枝みゆきさん	8 7
濱崎地域づくり課長	8 7
是枝みゆきさん	8 8
永山市長	8 8
是枝みゆきさん	8 8
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 8
是枝みゆきさん	8 8
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 8
是枝みゆきさん	8 8
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 8
是枝みゆきさん	8 8
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 9
是枝みゆきさん	8 9
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 9
是枝みゆきさん	8 9
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 9
是枝みゆきさん	8 9
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 9
是枝みゆきさん	9 0
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	9 0
是枝みゆきさん	9 0
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	9 0
是枝みゆきさん	9 0
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	9 0
是枝みゆきさん	9 0

瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	90
是枝みゆきさん	90
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	90
是枝みゆきさん	91
永山市長	91
散 会	91

第3号（6月19日）（月曜日）

開 議	96
日程第1 一般質問	96
佐多申至君	96
永山市長	96
奥教育長	97
佐多申至君	97
入佐介護保険課長	98
佐多申至君	98
入佐介護保険課長	98
佐多申至君	98
入佐介護保険課長	98
佐多申至君	98
入佐介護保険課長	99
佐多申至君	99
永山市長	99
佐多申至君	99
入佐介護保険課長	99
佐多申至君	99
入佐介護保険課長	100
佐多申至君	100
入佐介護保険課長	100
佐多申至君	100
入佐介護保険課長	100
佐多申至君	100

中鉢学校教育課長	1 0 0
佐多申至君	1 0 0
入佐介護保険課長	1 0 1
佐多申至君	1 0 1
永山市長	1 0 1
池満 渉君	1 0 1
永山市長	1 0 2
奥教育長	1 0 2
池満 渉君	1 0 2
永山市長	1 0 2
池満 渉君	1 0 2
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 3
池満 渉君	1 0 3
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 3
池満 渉君	1 0 3
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 3
池満 渉君	1 0 4
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 4
池満 渉君	1 0 4
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
池満 渉君	1 0 5
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
池満 渉君	1 0 5
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
池満 渉君	1 0 5
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 6
池満 渉君	1 0 6
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 6
池満 渉君	1 0 6
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 7
池満 渉君	1 0 7
奥教育長	1 0 7

	池満 渉君	1 0 8
	永山市長	1 0 8
休	憩	1 0 8
	坂口洋之君	1 0 8
	永山市長	1 0 9
	奥教育長	1 1 0
	坂口洋之君	1 1 1
	奥教育長	1 1 1
	坂口洋之君	1 1 1
	奥教育長	1 1 1
	坂口洋之君	1 1 2
	中鉢学校教育課長	1 1 2
	坂口洋之君	1 1 2
	中鉢学校教育課長	1 1 2
	坂口洋之君	1 1 2
	中鉢学校教育課長	1 1 2
	坂口洋之君	1 1 2
	中鉢学校教育課長	1 1 3
	坂口洋之君	1 1 3
	中鉢学校教育課長	1 1 3
	坂口洋之君	1 1 3
	奥教育長	1 1 3
	坂口洋之君	1 1 3
	中鉢学校教育課長	1 1 4
	坂口洋之君	1 1 4
	中鉢学校教育課長	1 1 4
	坂口洋之君	1 1 4
	奥教育長	1 1 4
	坂口洋之君	1 1 4
	中鉢学校教育課長	1 1 4
	坂口洋之君	1 1 4
	中鉢学校教育課長	1 1 5

	坂口洋之君	1 1 5
	中鉢学校教育課長	1 1 5
	坂口洋之君	1 1 5
	中鉢学校教育課長	1 1 5
	坂口洋之君	1 1 5
	奥教育長	1 1 6
	坂口洋之君	1 1 6
	中鉢学校教育課長	1 1 6
	坂口洋之君	1 1 6
	中鉢学校教育課長	1 1 6
	坂口洋之君	1 1 6
	中鉢学校教育課長	1 1 6
休	憩	1 1 7
	坂口洋之君	1 1 7
	中鉢学校教育課長	1 1 7
	坂口洋之君	1 1 7
	奥教育長	1 1 7
	坂口洋之君	1 1 7
	奥教育長	1 1 7
	坂口洋之君	1 1 7
	奥教育長	1 1 8
	坂口洋之君	1 1 8
	中鉢学校教育課長	1 1 8
	坂口洋之君	1 1 8
	奥教育長	1 1 8
	坂口洋之君	1 1 8
	中鉢学校教育課長	1 1 8
	坂口洋之君	1 1 8
	中鉢学校教育課長	1 1 8
	坂口洋之君	1 1 8
	中鉢学校教育課長	1 1 8
	坂口洋之君	1 1 9

中鉢学校教育課長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
中鉢学校教育課長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
上総務企画部長兼総務課長	1 1 9
坂口洋之君	1 2 0
上総務企画部長兼総務課長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 0
上総務企画部長兼総務課長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 0
永山市長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 1
上総務企画部長兼総務課長	1 2 1
永山市長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
田村上下水道課長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
田村上下水道課長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
田村上下水道課長	1 2 2
中村清栄君	1 2 2
永山市長	1 2 3
中村清栄君	1 2 3
永山市長	1 2 4
中村清栄君	1 2 4
有島税務課長	1 2 4
中村清栄君	1 2 4
上村企画課長	1 2 4
中村清栄君	1 2 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 4
中村清栄君	1 2 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 5

中村清栄君	1 2 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 5
中村清栄君	1 2 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 6
中村清栄君	1 2 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 6
中村清栄君	1 2 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 6
中村清栄君	1 2 6
濱崎地域づくり課長	1 2 6
中村清栄君	1 2 6
濱崎地域づくり課長	1 2 6
中村清栄君	1 2 7
濱崎地域づくり課長	1 2 7
中村清栄君	1 2 7
濱崎地域づくり課長	1 2 7
中村清栄君	1 2 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 8
中村清栄君	1 2 8
濱崎地域づくり課長	1 2 8
中村清栄君	1 2 8
永山市長	1 2 8
散 会	1 2 9

第4号（7月5日）（水曜日）

開 議	1 3 4
日程第1 議案第33号 市道の路線の認定について	1 3 4
下園産業建設常任委員長報告	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
下園産業建設常任委員長	1 3 4
日程第2 議案第38号 令和5年度日置市一般会計補正予算（第2号）	1 3 5
日程第3 議案第39号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	1 3 5

日程第4	議案第40号	令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）	……	135
日程第5	議案第41号	令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）	…	135
日程第6	議案第42号	令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）	………	135
日程第7	議案第43号	令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	…	135
		中村予算審査特別委員長報告	………	135
日程第8	議案第44号	令和5年度日置市一般会計補正予算（第3号）	………	139
		永山市長提案理由説明	………	139
日程第9		閉会中の継続調査の申し出について	………	140
日程第10		議員派遣の件について	………	140
閉会			………	140
		永山市長	………	140

令和5年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月 9日	金	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月10日	土	休 会	
6月11日	日	休 会	
6月12日	月	休 会	
6月13日	火	休 会	
6月14日	水	休 会	
6月15日	木	休 会	
6月16日	金	本 会 議	一般質問
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	本 会 議	一般質問
6月20日	火	休 会	定例全員協議会
6月21日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算）
6月22日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算）
6月23日	金	委 員 会	予算審査特別委員会予備日
6月24日	土	休 会	
6月25日	日	休 会	
6月26日	月	休 会	
6月27日	火	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）
6月28日	水	委 員 会	議会運営委員会
6月29日	木	休 会	
6月30日	金	休 会	
7月 1日	土	休 会	
7月 2日	日	休 会	
7月 3日	月	休 会	
7月 4日	火	休 会	
7月 5日	水	本 会 議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 2 号	令和 4 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について		
報告第 3 号	令和 4 年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について		
報告第 4 号	令和 4 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について		
報告第 5 号	令和 4 年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について		
同意第 1 号	日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 2 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 3 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 4 号	日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて		
同意第 5 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 6 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 7 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 8 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 9 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 10 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 11 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 12 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 13 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 14 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 15 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 16 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 17 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 18 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 19 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 20 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 21 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 22 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 23 号	日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 24 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて		
同意第 25 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて		
同意第 26 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて		

- 同意第 27 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 承認第 1 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 2 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 3 号 専決処分（令和 4 年度日置市一般会計補正予算（第 14 号））につき承認を求めること
について
- 承認第 4 号 専決処分（令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号））につき承認を求めること
について
- 議案第 32 号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部変更について
- 議案第 33 号 市道の路線の認定について
- 議案第 34 号 市有財産の取得について
- 議案第 35 号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第 36 号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 37 号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第 38 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 39 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 40 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 41 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 42 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 43 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 44 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 号 (6 月 9 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	議長辞職の件について
追加日程第1	議長の選挙
日程第 6	副議長辞職の件について
追加日程第2	副議長の選挙
追加日程第3	議席の一部変更
日程第 7	常任委員会委員の選任について
日程第 8	議会運営委員会委員の選任について
日程第 9	いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙
日程第10	南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙
日程第11	報告第 2号 令和4年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第12	報告第 3号 令和4年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第13	報告第 4号 令和4年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第14	報告第 5号 令和4年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第15	同意第 1号 日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第16	同意第 2号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第17	同意第 3号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第18	同意第 4号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第19	同意第 5号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第20	同意第 6号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第21	同意第 7号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第22	同意第 8号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第23	同意第 9号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第24	同意第10号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第25	同意第11号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第26	同意第12号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第27	同意第13号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 日程第 28 同意第 14 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 29 同意第 15 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 30 同意第 16 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 31 同意第 17 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 32 同意第 18 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 33 同意第 19 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 34 同意第 20 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 35 同意第 21 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 36 同意第 22 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 37 同意第 23 号 日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 38 同意第 24 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 39 同意第 25 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 40 同意第 26 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 41 同意第 27 号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 42 承認第 1 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 43 承認第 2 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 日程第 44 承認第 3 号 専決処分（令和 4 年度日置市一般会計補正予算（第 14 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 45 承認第 4 号 専決処分（令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号））につき承認を求めることについて
- 日程第 46 議案第 32 号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合同規約の一部変更について
- 日程第 47 議案第 33 号 市道の路線の認定について
- 日程第 48 議案第 34 号 市有財産の取得について
- 日程第 49 議案第 35 号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 50 議案第 36 号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 51 議案第 37 号 日置市税条例の一部改正について
- 日程第 52 議案第 38 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 5 3 議案第 3 9 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 4 議案第 4 0 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 5 議案第 4 1 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 6 議案第 4 2 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 7 議案第 4 3 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 8 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（6月9日）（金曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長
農業委員会事務局長

奥田美穂さん
吉富良一君

監査委員事務局長 内山良弘君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（池満 渉君）

ただいまから令和5年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池満 渉君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池満 渉君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、漆島政人君、中村清栄君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（池満 渉君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月5日までの27日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月5日までの27日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（池満 渉君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告及び例月現金出納検査結果報告、公の施設の管理監査結果報告、財政援助団体に対する監査結果報告及び随時監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（池満 渉君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。2月6日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

2月11日に川内原子力発電所の重大事故を想定した令和4年度原子力防災訓練を国、県、事業者等と共同で実施しました。昨年度は、規模を縮小し情報伝達訓練や職員のみ避難誘導訓練を実施しましたが、今回は、住民参加の避難誘導訓練も実施し、関係機関相互の連携強化や市民の防災意識の向上に努めました。

次に、2月12日に第1回日置市若者未来会議を開催しました。約30人の若者が3回の会議で対話を行い、3月25日のわたしの未来発表会において、日置市の未来に向けた自分たちの第一歩となるマイプロジェクトを発表しました。

次に、2月24日に株式会社ライブドアと関係人口創出事業ひおきとプロジェクトに関する包括連携協定を締結しました。今後、さらなる関係人口創出のため、見たくなるブログサイトを目指し、情報発信力の強化に向け、連携を図ってまいります。

次に、3月18日に脱炭素のまちづくりシンポジウムを開催しました。本市が目指すゼロカーボンシティに向けて、住民の暮らしの質の向上を実現しながら、脱炭素の取組を推進してまいります。

なお、第3回脱炭素先行地域に本市の計画提案が選定されました。

また、同日、上市来中学校閉校記念式が開催されましたので、出席しました。

次に、3月19日に日置市役所敷地内において、第1回ひおきマルシェを開催しました。日置市の飲食店や農産物、特産品の出店ブースが設けられたほか、体験型イベントを開催し、1万人以上の来客があり、本市の認知度向上と関係人口の創出につながりました。

次に、4月15日に伊仙町町制施行60周年記念式典が開催されましたので、出席しました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これで行政報告を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。市長を除く執行部の皆様は、しばらく退席をお願いします。

午前10時05分休憩

午前10時07分開議

○副議長（坂口洋之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議長辞職の件について

○副議長（坂口洋之君）

日程第5、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、池満議長の退場を求めます。

〔議長池満 渉君排斥・退場〕

○副議長（坂口洋之君）

令和5年6月9日付をもって、池満渉君から議長の辞職願いが出されております。

お諮りいたします。池満渉君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂口洋之君）

異議なしと認めます。したがって、池満渉君の議長の辞職を許可することに決定いたし

ました。

〔20番池満 渉君入場〕

○副議長（坂口洋之君）

ここで、池満渉君から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

〔辞職挨拶〕

○副議長（坂口洋之君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂口洋之君）

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

△追加日程第1 議長の選挙

○副議長（坂口洋之君）

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（坂口洋之君）

ただいまの出席議員数は19人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（坂口洋之君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂口洋之君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（坂口洋之君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長の点呼に応じて、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投

票をお願いします。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○副議長（坂口洋之君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂口洋之君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に重留健朗君、福元悟君を指名します。両名は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（坂口洋之君）

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票19票、無効投票0票です。有効投票中、並松安文君12票、山口政夫君7票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、並松安文君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（坂口洋之君）

ただいま議長に当選された並松安文君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

当選されました並松安文君は、登壇して、議長当選のご挨拶をお願いいたします。

〔18番並松安文君登壇〕

○18番（並松安文君）

ただいま議長選挙に当選いたしました並松安文でございます。山口政夫議員、本当に一生懸命頑張って、私も頑張り、また山口議員も頑張り、議員皆さんも頑張っていきたいと

思います。

そしてまた、私たち議会は執行部と、私議長になった以上は執行部と議員が、これは本当、議会をスムーズに進行するように努力したいと思います。また皆様の協力をお願いいたします。

議会の仕事は市政のチェック期間ということで、皆さんの市政執行部から提案されました議題をしっかりと審議して、この日置市のために私たち議会は遅滞することなく市政がスムーズに進むように努力してまいりたいと思います。

これから2年間、皆様、議員の皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思います。ひとつよろしくをお願いいたします。

○副議長（坂口洋之君）

以上をもちまして、副議長の職務を終了いたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。

ここで、議長を交代します。議長は、議長席にご着席願います。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時27分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 副議長辞職の件について

○議長（並松安文君）

日程第6、副議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、坂口副議長の退場を求めます。

〔副議長坂口洋之君排斥・退場〕

○議長（並松安文君）

令和5年6月9日付をもって、坂口洋之君から副議長の辞職願が出されております。

お諮りします。坂口洋之君の副議長の辞職

を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、坂口洋之君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔17番坂口洋之君入場〕

○議長（並松安文君）

ここで、坂口洋之君から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

〔辞職挨拶〕

○議長（並松安文君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

△追加日程第2 副議長の選挙

○議長（並松安文君）

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（並松安文君）

ただいまの出席議員数は19人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（並松安文君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（並松安文君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長の点呼に応じて、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（並松安文君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に山口政夫君、留盛浩一郎君を指名します。両名は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（並松安文君）

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議席数に符合しています。そのうち有効投票19票、無効投票0票です。有効投票中、中村尉司君8票、佐多申至君6票、漆島政人君5票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、中村尉司君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（並松安文君）

ただいま副議長に当選された中村尉司君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

当選されました中村尉司君は、登壇して副議長当選のご挨拶をお願いします。

〔12番中村尉司君登壇〕

○12番（中村尉司君）

副議長に当選いたしました中村尉司でございます。議長をお支えし、皆様方と一緒に、よりよき議会運営ができますように一生懸命精進、努力してまいりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

ここで、お諮りします。議長・副議長選挙に伴い、議席の一部変更を行いたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3とし、議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

△追加日程第3 議席の一部変更

○議長（並松安文君）

追加日程第3、議席の一部変更を行います。会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

漆島政人君の議席を18番に、池満渉君の議席を19番に、並松安文を20番に変更します。

ここでしばらく休憩します。

休憩中、議席番号の標柱の差し替えを行います。

午前10時43分休憩

午前10時44分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（並松安文君）

日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第2条第1項の規定により、議員は少なくとも一つの常任委員となるとされておりますが、委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名するとなっております。

それでは、指名します。

総務企画常任委員会は、1番、中村清栄君、4番、長倉浩二君、9番、重留健朗君、10番、福元悟君、11番、山口政夫君、17番、坂口洋之君、20番、私、並松です。

次に、文教厚生常任委員会は、3番、福田晋拓君、8番、富迫克彦君、14番、黒田澄子さん、15番、下御領昭博君、16番、山口初美さん、19番、池満渉君。

産業建設常任委員会は、5番、下園和己君、6番、佐多申至君、7番、是枝みゆきさん、12番、中村尉司君、13番、留盛浩一郎君、18番、漆島政人君。

以上を指名いたします。

次に、常任委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

また、同第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせるとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、それぞれ常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いします。

各常任委員会は、第1委員会室で総務企画常任委員会、第2委員会室で文教厚生常任委員会、第3委員会室で産業建設常任委員会を開会をお願いします。

それでは、ここでしばらく休憩します。

午前10時48分休憩

午前11時14分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会から委員長及び副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、これを報告します。

総務企画常任委員会委員長は重留健朗君、同じく副委員長は長倉浩二君、文教厚生常任委員長は富迫克彦君、同じく副委員長は福田晋拓君、産業建設常任委員会委員長は下園和己君、同じく副委員長は是枝みゆきさん。

以上で報告を終わります。

△日程第8 議会運営委員会委員の選任
について

○議長（並松安文君）

日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

それでは、指名します。

議会運営委員に、重留健朗君、山口政夫君、富迫克彦君、山口初美さん、下園和己君、是枝みゆきさん、中村尉司君。

以上、指名します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

また、同条例第10条1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定め、委員長の互選を行わせることとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、議会運営委員会を開会していただき、正・副委員長の互選をお願いします。

議会運営委員は議会応接室にお集まり願います。

午前11時17分休憩

午前11時22分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会から委員長及び副委員長の報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長は山口政夫君、副委員長は是枝みゆきさん。

以上で報告を終わります。

△日程第9 いちき串木野市・日置市衛生
処理組合議会議員の選挙

○議長（並松安文君）

日程第9、いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の定数は、組合規約により8人とされ、選出については、そのうち4人を日置市議会議員の中から選挙するようになっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が推薦することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長が指名推選で行うことに決定しました。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に、富迫克彦君、福田晋拓君、中村尉司君、そして私、並松を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました

富迫克彦君、福田晋拓君、中村尉司君、そして私、並松を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。富迫克彦君、福田晋拓君、中村尉司君、そして私、並松が、いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に当選しました。

富迫克彦君、福田晋拓君、中村尉司君、そして私、並松が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

富迫克彦君、順番に福田晋拓君、中村尉司君、当選の承諾の挨拶を自席からお願いをいたします。

○8番（富迫克彦君）

ただいま、いちき串木野市・日置市衛生処理組合の議員ということで、ご同意を頂きました。議会の代表として積極的に発言しながら、組合の運営に携わっていきたく思います。ご協力をよろしく願いいたします。

○3番（福田晋拓君）

ただいま選んでいただきました。私、福田、頑張っていきます。よろしく願いいたします。

○12番（中村尉司君）

皆様のご協力いただきまして、頑張っておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

続いて、私であります。選出いただきましたので、与えられた任務を全うしたいと思います。よろしく願いいたします。

△日程第10 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙

○議長（並松安文君）

日程第10、南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

南薩地区衛生管理組合議会議員の定数は、組合規定により13人とされ、選出については、そのうち2人を日置市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が推薦することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長が指名推選で行うことに決定しました。

南薩地区衛生管理組合議会議員に、富迫克彦君、それと私、並松を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました富迫克彦君と私、並松を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、富迫克彦君、私、並松が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

当選されました富迫克彦君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

富迫克彦君、自席から当選の承諾の挨拶をお願いします。

○8番（富迫克彦君）

ただいまご同意を頂きましたので、組合の運営に関して皆さんの代表として頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

す。

○議長（並松安文君）

続いて、私であります。選出をいただきました。与えられた任務を全うしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時29分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △日程第11 報告第2号令和4年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
- △日程第12 報告第3号令和4年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について
- △日程第13 報告第4号令和4年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- △日程第14 報告第5号令和4年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（並松安文君）

日程第11、報告第2号令和4年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第14、報告第5号令和4年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第2号は、令和4年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

令和4年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定に

より報告するものであります。

その概要については、令和4年度の国の補正予算に伴う事業や道整備交付金事業などについて所要の手続を行いました。

一般会計の主なものでは、衛生費の保健衛生費で、水道事業会計事業費5,793万3,000円、農林水産業費の農業費で、産地パワーアップ事業費1億3,059万4,000円、林業費で、地方創生道整備推進交付金事業費7,278万4,000円、土木費の道路橋梁費で、道整備交付金事業費1億9,442万7,000円や通学路交通安全事業費2億8,409万5,000円、都市計画費で土地区画整理事業費5,726万7,000円、教育費の小学校費で、小学校維持補修費303万3,000円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費2,142万6,000円など23事業、総額11億6,630万円を令和5年度へ繰越ししたものであります。

次に、報告第3号は、令和4年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

令和4年度日置市事故繰越し繰越計算書を、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

令和4年度において、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらなかった歳出予算の経費を、事故繰越しにより令和5年度へ繰越ししたものであります。

その概要は、令和3年度の土木費の道路橋梁費で、社会資本整備総合交付金事業、市道和田平鹿倉線道路改良工事（3の2工区）2,020万2,000円、防災・安全交付金事業、市道朝日ヶ丘猪鹿倉線道路改良工事（3の3工区）3,995万1,000円の

2事業、総額6,015万3,000円で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地元説明会の延期及び資材の納期に遅延が生じたため、令和5年度へ繰越ししたものであります。

次に、報告第4号は、令和4年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

令和4年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、道路改良工事の工期延長等により、配水管布設替工事などについて所要の手続を行いました。

水道事業会計の主なものでは、資本的支出の建設改良費で、吹上湯之元水源地取水設備改修工事2,519万円をはじめ40事業、総額5億4,196万7,000円を令和5年度へ繰越ししたものであります。

次に、報告第5号は、令和4年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

令和4年度日置市下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、道路管理者との協議の長期化に伴う污水管布設工事などについて所要の手続を行いました。

下水道事業会計の主なものでは、下水道事業資本的支出の建設改良費で、下谷口地区污水枝線布設工事（4の1工区）993万円など3事業、総額1,281万円を令和5年度へ繰越ししたものであります。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま報告がありました、報告第3号令

和4年度日置市事故繰越し繰越計算書の報告について質疑をいたします。

08款02項、防災・安全交付金事業、市道朝日ヶ丘猪鹿倉線道路改良工事についてお伺いいたします。

まず、工事に必要となる資材の納期に遅延が生じたことにより、年度内の事業完了が困難となったことが説明されておりますが、具体的にどのような資材の納期が遅れ、そのことにより、どの部分の工事が進まなくなっているのかを伺います。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

左岸側流末部において、排水溝で暗渠の改修を計画していますが、施工については占用物である電柱を一時的に移設する必要がありますが、通常、コンクリート柱を使用しますが、当該箇所は電線がふくそうしており、柱に強度を求められることから、鋼管柱を使用する計画となっております。

この鋼管柱について、当時の社会情勢により入荷のめどが立たなかったことから、年度内の完成が困難となり、事故繰越し申請に至りました。現在は、占用者側の移設工事に伴う調整に時間を要しており、工事に着手できておらず、暗渠改修及び橋梁取付工事がストップしている状況でございます。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま説明いただきました、その工事の遅れに伴って、具体的に事業全体にどのような影響が起こっているのかをお伺いいたします。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

先ほどもお答えしましたが、暗渠改修及び橋梁への取付工事が進められないため、開通の時期が遅れることとなります。

○7番（是枝みゆきさん）

橋は完成しておりますね。できたものの、

ただいまご答弁いただきましたように、取付道路の工事遅延によって、住民の皆さんは、車での走行規制が続いております。大変不便な状態が続いております。排水管の布設替工事がストップしていることから、梅雨時期に入って河川への排水がなかなかうまくいかず、6日の急激な雨量に対応できず、やはり民家が一部、冠水した状況でありました。住民の不安の声をたくさん聞いております。

今回の工事の遅れに伴う梅雨時期の排水対策は、どのようにお考えなのかを伺います。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

当初、上流側に排水を1か所設けておりましたが、工事期間中の現場状況を考慮し、排水箇所を、さらに1か所、追加で設けております。しかしながら、先日6月6日の豪雨では、一部冠水しておりますので、工事期間中については、必要に応じて排水ポンプを設置し、強制排水するなど対応してまいります。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

これで、報告第2号から報告第5号までの4件についての報告を終わります。

△日程第15 同意第1号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第16 同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第17 同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

ついて

○議長（並松安文君）

日程第15、同意第1号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてから、日程第17、同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

ここで、地方自治法第17条の規定によって、福田晋拓君の退場をお願いします。

〔3番福田晋拓君退場〕

○議長（並松安文君）

3件について、市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第1号は、日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和5年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き後任教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

奥善一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

次に、同意第2号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和5年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

中島辰矢氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

次に、同意第3号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が令和5年6月10日をもって辞職するため、新たに後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

福田直美氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上3件、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、福元悟君の発言を許可します。

○10番（福元 悟君）

私は、同意第3号について通告も提出しておりましたので、当局のほうに質疑を行うものであります。

まず第1点としまして、後任としまして、この候補者の選定過程で適任とした理由を、まず説明をいただきたいと思っております。

次に、いろいろ巷ではいろんな、こう、議員間で、いろんな話もあったわけですが、それはそれとして、教育委員における政治的中立から、この候補者に対する疑義を生じさせることはないか、この点についてお伺いたします。

○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの件についてお答えをいたします。

本市の教育委員は、4名おられるわけですが、各地域から1人ずつ任命をいただいております。今回、辞職される委員が吹上地域在住の方でありますことから、それと、現在、保護者であるというお立場で委員をお引き受けいただいている方でございましたので、同地域から、また、法律で、保護者である方を入れなければならないという規定もございますので、同地域から適格者である

福田直美氏を候補者としたものでございます。

福田直美氏は、小学校、中学校、高等学校のPTA役員を歴任されており、教育に対する見識が高く、また、女性消防団や商工会女性部長役員を務めるなど、地域住民からの信頼も厚く、教育委員として適任であると判断をしたところでございます。

次に、政治的中立の立場から疑義を生じることはないかというご質問でございします。教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、政治的行為の制限が課せられ、教育行政の政治的中立性を確保するため、政党その他の政治団体の役員となったり、積極的に政治的活動を行うことが禁止されております。

このことは、事前に候補者の方に説明をしておりますし、今後も、私も含め、教育委員全ての委員に確認をしていきたいと考えております。

このようなことから、疑義を生じることはないと考えます。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

ただいま、非常に政治的には中立性を求められるということで、この辺が私どもに伝わってくる中での非常に不安なところでもあります。

そういったところから、これからは、そういうことを生じさせないための教育委員会の中で、特に教育長のほうからも徹底したものを求めていくという確認は、今とれたところでございます。

そういった意味で、再度、これまでの候補者の経歴、それから地域への貢献度と申しますか、その辺も説明もあったところですが、最適任ということで変わらないことが確認した上で質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号から同意第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号から同意第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意するこ

とに決定しました。

これから、同意第3号について討論を行います。

発言通告がありますので、坂口洋之君の反対討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、反対の立場で討論いたします。

まず、本市教育委員は、日置市の教育行政に対して大きな役割があります。教育委員会法第10条、現職の国会議員、地方自治体議員、国家公務員、国地方自治体で働く有給職員以外は任命できるという法律にのっとり、問題と判断し、今回、教育委員会が推薦し、市から提案されたと思います。

私も、現職議員の配偶者の教育委員の任命について調べてまいりました。ネット上ですが、そのような事例は見られませんでした。また、私が所属します社民党の全国10の自治体議員にお聞きしましたら、現職議員の配偶者を任命するような事例は、聞いたことがないとのことでした。

教育委員の服務で、政治的行為の制限、地方教育行政法第11条の6、教育行政の政治的中立性を確保するため、政党その他の政治団体の役員となったり、積極的に政治活動を行うことが禁止されています。議会活動、議員活動、政治活動、選挙活動、その判断は非常に難しいわけであり、有権者から見れば、政治家の配偶者であり、政治活動を公にするための後援会事務所もそこにあるわけであり、市議会議員としての積極的な政治活動を有権者から見れば求められます。

同じように、議員の中には民生委員の家族がおられますが、民生委員は、あくまでも担当区域で民生委員の権限を利用した政治活動は禁止されていますが、政治的な集会に参加したりすることは個人として問題ありません。

そういう意味でも、全国的にも極めて事例が少ない案件であり、現職議員の配偶者の教育委員の任命について、同意第3号について反対といたします。

○議長（並松安文君）

次に、賛成討論の方は、いらっしゃいませんか。

○14番（黒田澄子さん）

私は、同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の同意議案で教育委員に推挙されている福田直美氏は、夫は市議会議員をされていますが、本人は地域からも認められるすばらしい人格を有する一個人の市民でございます。また、地域から信頼もあり、今回、教育委員会のほうも推挙されたとお察しするところでございます。

妻は決して夫に附属するものでもなく、一人格者として社会活動をするのは法的に何の縛りがあるのでしょうか。通常、政治的中立とは、教育基本法にうたわれ、法律に定める学校は、特定の政党を支持したり、また、これに反対するための政治教育、そのほか政治的活動をしてはならない、教員個人が党派的政治教育を行うことを禁じているものだと考えます。また、政党その他の政治団体の役員となったり、積極的に政治活動を行うことは禁止されています。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する方であることを鑑み、選ばれるのであれば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に記してあります。先ほど教育長から答弁がございましたけれども、そのようだと私も考えております。法的根拠もなく、もし議員の家族がこのような立場に立つことが不適切というのであれば、何親等までの家族に、この縛りがかけられるのでしょうか。そういった法律はないと思

います。

議員家族が、民生委員はじめ、任意団体でのPTA会長、自治会長など、また、これに準ずるような仕事に就くことも現状ではあっております。実際には、その他の任意団体の長も、その長の任によって、市の審議会等で委員をされたり、また、会長をされたり、様々な市の計画等への意見を求められる場面、また、自ら意見が言える場面も必然的にありますが、それは認められ、しかし、教育委員だけは、それは認められないとは根拠がどこにあるのでしょうか。

私は、議会として、一個人一市民が大きな決意を持って、日置市の子どもたちのために教育委員の任に就かれることを決意され、教育委員会が同意議案として、今回上げてこられたわけであり、不適格である法的根拠も示さずに議会が反対することは、いかがであるかと考えます。

以上のような理由で、この議案は何ら問題もなく、福田氏は適任であると考え、賛成である旨を表し、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

○10番（福元 悟君）

私は、賛成の立場で討論をいたしますが、先ほど教育長の答弁のほうにもありました、本人はPTA委員として、非常にまた教育的にも識見が高いということからも適任だと。さらには、地域、ここは特に、ここに影響するわけじゃないんでしょうけれども、地域に対する消防団も引き受けながら積極性がございます。

さらに、家族を挙げて、日頃見ておられますと、積極的に地域貢献という面では、家族を挙げて社会的な活動もされているという点が評価されている点だろうと思います。

さらに、後任としても、女性ですが、特にまた後任を女性委員として、今求められてい

る多様性ということの視点で選ばれて、候補として挙げておられます。この点についても評価するところがございます。

何よりも、先ほど法律のところも賛成討論でもありましたが、個人として何人も尊重されなければならないというのが、やはり我が国のこういう民主的な法律体系だろうと思っております。憶測やおそれをもって、先のことを推し量ることは、偏見になるんじゃないかというふうにも考えておりますので、以上のことから賛成討論として終わります。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、同意第3号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本件について同意することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

〔3番福田晋拓君入場〕

△日程第18 同意第4号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第18、同意第4号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、黒田澄子さんの退場をお願いします。

〔14番黒田澄子さん退場〕

○議長（並松安文君）

本件について、市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第4号は、日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

前委員が、令和5年6月8日をもって退職したため、新たに後任委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

黒田澄子氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第4号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

〔14番黒田澄子さん入場〕

△日程第19 同意第5号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第20 同意第6号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第21 同意第7号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第22 同意第8号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第23 同意第9号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第24 同意第10号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第25 同意第11号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第26 同意第12号日置市農業

委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第27 同意第13号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第28 同意第14号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第29 同意第15号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第30 同意第16号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第31 同意第17号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第32 同意第18号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第33 同意第19号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第34 同意第20号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第35 同意第21号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第36 同意第22号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第37 同意第23号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第19、同意第5号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、日程第37、同意第23号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまでの19件を一括議題とします。

19件について、市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第5号から同意第23号は、日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

まず初めに、同意第5号から同意第13号は、令和5年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第5号は池田初男氏、次に、同意第6号は奥和俊氏、次に、同意第7号は重水賢治氏、次に、同意第8号は山口義廣氏、次に、同意第9号は横山義春氏、次に、同意第10号は黒葛クルミ氏、次に、同意第11号は今屋政一氏、次に、同意第12号は地頭所忠一氏、次に、同意第13号は楠眞憲氏、以上9名の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

続きまして、同意第14号から同意第23号は、現委員が令和5年7月19日をも

って任期満了となるため、新たに後任委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第14号は鉾之原正美氏、次に、同意第15号は荒木信之氏、次に、同意第16号は梅本昭広氏、次に、同意第17号は中玉利一朗氏、次に、同意第18号は上原孝一氏、次に、同意第19号は満尾修一氏、次に、同意第20号は宮脇誠氏、次に、同意第21号は今村龍太郎氏、次に、同意第22号は久保聖子氏、次に、同意第23号は西園賢一郎氏、以上10名の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上19件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、19件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第5号から同意第23号までの19件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号から同意第23号までの19件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第6号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第6号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第7号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第7号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第8号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第8号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第9号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第9号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第10号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第10号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意11号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第11号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第12号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第12号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第13号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第13号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意する

ことに決定しました。

これから、同意第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第14号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第14号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第15号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第15号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第16号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第16号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第17号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第17号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第18号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第18号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第19号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第19号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第20号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第20号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第21号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第21号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第22号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第22号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第23号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第23号日置市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第38 同意第24号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第39 同意第25号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第40 同意第26号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第41 同意第27号日置市固定資産評価審査委員会委員

の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第38、同意第24号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、日程第41、同意第27号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまでの4件を一括議題とします。

4件について、市長の提案を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

同意第24号から同意第27号は、日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が、令和5年6月9日をもって任期満了となるため、新たに後任委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第24号は岡あゆみ氏、次に、同意第25号は脇博文氏、次に、同意第26号は田代信行氏、次に、同意第27号は二反田祐子氏、以上4名の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、4件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第24号から同意第27号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第

24号から同意第27号までの4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第24号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第24号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第25号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第25号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第26号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第26号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから、同意第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、同意第27号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第27号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第42 承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第43 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第42、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第43、承認第2号専決処

分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第1号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の一部が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、緊急を要したため令和5年3月31日付で専決処分により日置市税条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙の方をご覧いただきたいと思っております。

まず、第46条から、上から7行目の第101条までの改正でございますが、令和5年4月1日から開始する地方税統一のQRコードの活用によります地方税の電子納付に

対応するための改正で、第46条が給与所得に係る特別徴収税額の納入、第48条及び第50条が法人市民税やその不足税額の納付、第98条及び第101条がたばこ税の納付やその不足税額の納付に対しまして地方税法施行規則に定める納付書等の様式を使用できるように改正したものでございます。

次に、附則第8条第1項の改正は、法改正に伴いまして肉用牛の売却による事業所得に係る住民税課税特例の適用期間が令和6年度までだったものを3年延長いたしまして、令和9年度の個人の市民税までとするものでございます。

次に、附則第10条の改正は、法改正に併せまして地方税法附則第64条、これにつきましては新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋、償却資産に対します固定資産税の課税標準の特例の規定が削られたことに伴うものでございます。

次に、附則第10条の2の改正のうち第3項から、次のページの上から10行目でございますが、第25項までの改正は、法改正に併せまして、わがまち特例という制度がございまして、地方税法附則第15条第4項の規定が削られたことに伴うものでございます。

同条の改正のうち第27項の改正につきましては、法改正に併せまして新設された大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置で、わがまち特例に係ります割合を国の基準を参酌いたしまして3分の1とし新設したものでございます。

次に、附則第10条の3の改正は、先ほどの大規模の修繕等が行われましたマンションに対します税額の減額措置につきまして、その申告に係る手続を新たに同条第12項といたしまして1号から5号までを規定するものでございます。

次に、下のほうから5行目の附則第15条の2及び附則第15条の6の改正につきまし

ては、法改正に併せまして令和元年10月1日から令和3年12月31日までに行われました軽自動車の取得に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の規定を削除するものでございます。

次に、附則第16条の改正は……。 (傍聴席にて発言する者あり)

○議長 (並松安文君)

すみません。傍聴の方、私語をやめていただきたいと思います。

しばらく休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時19分開議

○議長 (並松安文君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務企画部長兼総務課長 (上 秀人君)

別紙の2ページの下から3行目でございます。

附則第16条の改正でございます。次のページの中段まででございますが、これも法改正に併せまして軽自動車税の種別割のグリーン化、電気自動車、ハイブリッド等の特例につきまして特例期限を令和8年3月31日まで3年間延長するものでございます。

次に、附則第17条の2の改正につきましては、法改正に併せまして優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の特例期限を令和5年度までのものを令和8年度までに3年間延長するものでございます。

なお、このほ加法改正に伴います関係規定の整備を行っております。

附則第1条でこの条例は令和5年4月1日から施行すると、第2条で固定資産税に関する経過措置を、第3条で軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

次に、承認第2号専決処分(日置市国民健康保険条例の一部改正)につき承認を求め

ることについて、補足説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、その一部が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、緊急を要したため令和5年3月31日付で専決処分により日置市国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

それでは、別紙をご覧くださいと思います。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計で計算をされ、それぞれ課税限度額がございます。

まず、第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額に関する規定で、その限度額を20万円から22万円に2万円引き上げるものでございます。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、第1項は、先ほどの第2条の改正に伴い減額後の後期高齢者支援金等課税額の限度額に併せまして22万円に改正するものでございます。

同項第2号は、5割軽減の対象となる所得金額の算定において被保険者数等の数に乗ずべき金額を28万5,000円から29万円に5,000円引き上げるもの、同項第3号は、2割軽減の対象となる所得金額の算定におきまして被保険者数等の数に乗ずべき金額を52万円から53万5,000円に1万5,000円引き上げるものでございます。

次に、第23条の2、第24条の2、そして、これ以降の附則の改正につきましては地方税法等の規定に併せた条文整理となります。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行する。第2項は経過措置で、令和4年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものでございます。

なお、今回の後期高齢者支援金の課税限度

額が2万円引き上がるということで、その影響につきましても、世帯数で15世帯、約136万3,000円の増額。一方、所得が低い世帯への軽減措置の影響につきましても、5割軽減世帯で16世帯の77万7,000円の減額と2割軽減の世帯につきましてもは34世帯の50万2,000円の減額、合計で127万9,000円の減額となります。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号及び承認第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから、承認第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることに反対討論を行います。

ただいま説明がありましたこの税条例の内容につきましてもは、後期高齢支援分の5割軽減、2割軽減の額の引上げで、これにつきましては私も認めたいと思っております。これが本当に軽減されるということは、今、国保税の負担が重くて苦しんでいる人たちの支援になると思っております。しかし、限度額が2万円も引き上げられるという改正内容になっておりますが、2万円も引き上げることに私は賛成できません。

先ほどの当局の説明で、15世帯で136万円の人が影響を受けることになるようです。これだけの人の負担が増えるということ、この点を私は認めることはできませんので反対させていただきます。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本件について承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第44 承認第3号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第14号））
につき承認を求めること
について

○議長（並松安文君）

日程第44、承認第3号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第3号は、専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債の確定並びに総務費、農林水産業費及び災害復旧費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,907万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億2,540万8,000円とするものであります。

まず、歳入では、地方譲与税につきまして、森林環境譲与税額の確定により65万6,000円を増額計上いたしました。

地方消費税交付金につきまして、同交付金の交付決定により2億3,841万4,000円を増額計上いたしました。

地方交付税につきまして、特別交付税の交付決定により3億6,996万1,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金につきまして、農地災害復旧費分担金の減額により1万6,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、過年度分の特別障がい者手当等給付費国庫負担金の増額により2万円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、農林水産施設災害復旧事業費県補助金の現年分の減額及び過年度分の増額により1,098万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の減額により2億3,837万8,000円を減額計上いたしました。

市債につきまして、事業費の確定により3,257万円を減額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費につきまして、将来の公債費の償還財源を確保するための減債基金積立金の増額により3億4,880万5,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、森林環境譲与税額の確定に伴う森林環境譲与税活用事業費の増額により46万4,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧費の事業費確定により19万4,000円を減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第

37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第45 承認第4号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第45、承認第4号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第4号は、専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、電力・ガ

ス・食料品等の価格高騰に係る支援事業に伴う民生費及び商工費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,552万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億652万6,000円とするものであります。

まず、歳入では、国庫支出金につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金の増額により4億2,356万1,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により196万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費につきまして、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費、子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び保育所等給食支援事業費として3億2,111万8,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、日置市商工会プレミアム付商品券発行事業の実施に伴う商工業振興費として1億440万8,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第46 議案第32号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部変更について

○議長（並松安文君）

日程第46、議案第32号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第32号は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部変更についてであります。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務を変更するため、同組合規約の一部を変更することについていちき串木野市と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明

させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第32号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

今回の組合規約の一部変更につきましては、いちき串木野市と日置市を構成団体とする一部事務組合、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で共同処理している「し尿くみ取りに関すること」及び「し尿浄化槽の清掃に関すること」の事務を各市が許可業者により行うため削除し、それに伴う文言整理をするものであります。

別紙をご覧ください。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部を次のように変更する。

第3条第1項第2号の「し尿くみ取りに関すること」及び第3号の「し尿浄化槽の清掃に関すること」を削り、第4号を第2号に繰り上げ、同条第2項中「から第3号まで」を削り、同条第3項中「第1項第4号」を「第1項第2号」に改めるものであります。

第14条第2項中「くみ取量」を「処理量」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第47 議案第33号市道の路線の認定について

○議長（並松安文君）

日程第47、議案第33号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第33号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い2路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第33号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回、市道の認定路線は2路線で、民間開発造成工事に伴いまして市道路線認定申請が提出されたものであります。

それぞれの延長や起点、終点は別紙資料のとおりでありますので、説明は省略いたします。

資料の市道認定路線位置図をお開きください。

位置図中央にファボーレ伊集院線、その下のほうにひまわり台8号線を表示しております。市道認定路線図では、丸が起点、矢印が終点となります。

2路線ともに、今回、市道認定し、市道として供用、管理を行おうとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第48 議案第34号市有財産の取得について

○議長（並松安文君）

日程第48、議案第34号市有財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第34号は、市有財産の取得についてであります。

日置市消防団日吉方面団中央分団の消防ポンプ自動車を更新するため、物品売買仮契約

を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

議案第34号につきまして、補足説明を申し上げます。

取得する財産は、日吉方面団中央分団の消防ポンプ自動車になります。

現在稼働中の車両は、平成8年12月に購入されており、現在まで26年6か月が経過しております。

議案書により説明申し上げます。

議案第34号市有財産の取得について、市有財産を次のとおり取得する。

取得物件が消防ポンプ自動車になります。取得価格は2,288万円。相手方は、鹿児島市鴨池1丁目16番地2、株式会社ナカムラ消防科学鹿児島営業所、所長、佐藤健一であります。

次のページは入札結果になります。

去る5月9日、指名委員会で決定しました記載の7社による指名競争入札を実施し、株式会社ナカムラ消防科学鹿児島営業所が落札いたしました。

次のページは外観四面図になります。

今回購入する車両は、旧車両と同型で3トン車級の小型車4WDでマニュアル車になります。

乗車定員は10人以下とし、CD-I型でキャブオーバー、エンジンの上部に運転席があり、ダブルキャブ、座席が2列になった消防車専用シャシになります。

ポンプ性能はA-II級であり、同時に4方向から放水し毎分2,000ℓ以上が送水可能となります。

なお、仮契約日は令和5年5月10日、納入期限を令和6年3月6日としております。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号市有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

△日程第49 議案第35号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について

△日程第50 議案第36号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

△日程第51 議案第37号日置市税条

例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第49、議案第35号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてから、日程第51、議案第37号日置市税条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第35号は、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

コロナ禍において疲弊した市民生活の支援対策に要する財源の確保に寄与するため、市長の給料及び期末手当を減額することについて条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第36号は、日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第37号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定より提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第35号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

改正理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行

され、市民生活も徐々にコロナ前の状態に向かいつつありますが、コロナの影響はいまだ見られるため、コロナ禍において疲弊した市民生活の支援対策に要する財源確保に寄与するため、市長の給料及び期末手当の額を減額するものでございます。

それでは、別紙をご覧ください。

改正内容につきましては、附則に第7項として令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間、市長の給料月額を100分の90とする規定を加えるものでございます。

減額率は、給料月額の10%で期末手当を含め1年間で約130万円の減額となります。

附則といたしまして、この条例は令和5年7月1日から施行するものでございます。

次に、議案第36号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

改正理由といたしまして、令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へ移行されたことに伴い、人事院規則の改正により新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたことにより、本市におきましても国に準じて同様の防疫等作業手当を廃止するものでございます。

別紙のほうをご覧くださいと思います。

附則第3項は、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業に従事した場合に防疫等作業手当を支給する規定、附則第4項は、防疫等作業手当の額についての規定で、見出しを含めましてこれらの規定を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第37号日置市税条例等の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をお願いいたします。

今回の地方税法の改正に伴います日置市税条例の一部改正につきましては、条文ごとに施行日が異なりますので改正内容と併せて説明をいたします。

第34条の9の改正は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除不足額について、翌年度の市県民税または森林環境税に充てることのできる旨を規定するものでございます。施行期日は令和7年1月1日となります。

次に、上から6行目、第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族等の申告書の記載事項が前年と異動が無い場合に限り、異動ない旨を記載した申告書を提出することを可能とする規定を第2項として新設し、これに伴い生じた項ずれに対応する改正を行うものでございます。施行期日は令和7年1月1日となります。

次に、下から6行目の第38条の改正は、森林環境税の賦課徴収の方法について新たに規定するものでございます。

森林環境税は、令和6年度分から市民税の均等割に併せて年額1,000円が課税される国税を徴収していくものでございます。

6月現在の市民税の課税情報では、均等割が2万1,817人に課税されております。森林環境税の目安といたしましては、徴収額2,181万7,000円となる見込みでございます。施行期日は令和6年1月1日となります。

次に、第41条の改正は、市民税の納税通知書に記載すべき納税額に森林環境税額を追加するものでございます。施行期日は令和6年1月1日となります。

次のページでございます。

第44条の改正は、市民税の特別徴収の方法により徴収する給与所得に係ります所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するとともに、条文整理を行うものでございます。施行期日は令和6年1月1日となり

ます。

次に、上から6行目の第47条の改正は、森林環境税の導入に伴い、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れをする過誤納金について、市県民税と併せて徴収した森林環境税も含めた過誤納金を繰り入れることを規定するということと条文整理を行うものでございます。施行期日は令和6年1月1日となります。

次に、第47条の2第1項、第2項の改正は、公的年金等に係る市民税の特別徴収の方法により徴収する年金所得者に係ります所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するとともに、条文整理を行うものでございます。施行期日は令和6年1月1日となります。

次に、第47条の6の改正につきましては、公的年金等に係ります特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れをする過誤納金につきまして、市県民税と併せて徴収した森林環境税も含めた過誤納金を繰り入れることを規定するということと条文整理を行うものでございます。施行期日は令和6年1月1日となります。

次に、第82条第1号エの改正は、軽自動車税の種別割の税率でございまして、3輪以上の原動機付自転車の区分から特定小型原動機付自転車を除外するものでございます。施行期日は令和5年7月1日となります。

次に、附則第15条の2第4項の改正は、軽自動車税の環境性能割につきまして、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を従来の100分の10から100分の35に引き上げるものでございます。施行期日は令和6年1月1日となります。

次に、附則第16条の2第3項の改正は、軽自動車税の種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなしまして納税不足額を徴収する際に加算する割合を従

来の100分の10から100分の35に引き上げるものでございます。施行期日は令和6年1月1日となります。

附則の第1条につきましては、施行期日について各号に定める日から施行すると、附則の第2条につきましては、市民税に関する経過措置について、そして、次の附則の第3条につきましては、軽自動車税に関する経過措置についてそれぞれ規定をしているところでございます。

以上3件、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時15分とします。

午後3時03分休憩

午後3時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、3件について一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

議案第37号日置市税条例等の一部改正について質疑いたします。

第38条の森林環境税の導入に伴う改正についてでございます。

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収され、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されると理解しております。これまでの森林環境譲与税の使い道は同僚議員の一般質問や本市ホームページ等でも公表されております。今回、森林環境税を導入することで、使い道が何か変わるこ

とがあるのか、伺います。

2番目に、同様に森林環境税を導入することで森林環境譲与税の譲与額において、本市への譲与割合や譲与基準など変わるのか伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林環境譲与税の用途については、「森林の整備」「人材の育成・確保」それから「森林の公益的機能に関する普及啓発」「木材の利用促進」などに活用することとなっております、これまでと変更はございません。

2番目の譲与割合、譲与基準でございますが、市町村と都道府県の譲与割合は令和5年度までは市町村が88に対して都道府県12でございましたけれども、令和6年度からは市町村が90、都道府県が10に移行されます。

ただし、譲与基準についての変更はございません。なお、鹿児島県全体の譲与額のうち、日置市の割合は令和6年度では3%程度となっております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（山口初美さん）

すみません、私、通告はしておりませんでしたけれども、議案第36号について1点伺いたいと思います。

これは国に準じて防疫作業などの手当を廃止するという内容なのですが、この手当がこれまでどのぐらい適用されて支給されてきたのかは分からないのですが、そういう作業が現在はもう全くなっているのか、もしそういう作業した場合はどうなるのか、というこの2点について伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

この防疫作業手当でございますけれども、金額にして4時間未満が1,000円、4時

間以上が1,500円ということでございますけれども、令和3年5月より延べ565人、56万7,000円を支給しているところがございます。

国のほうは5月8日づけで廃止ということでございます。それに伴いまして今回、本日で交付をするということになれば本日までということになります。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

先ほどお答えがなかったので、もう一度聞かせていただきますが、この新型コロナウイルス感染症の患者の体に接触して行うような作業というのは、今現在はもうないのかどうか、そこらへんはどなたか答えていただけませんかでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

コロナに接触する作業は、今もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号から議案第37号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第37号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号日置市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第52 議案第38号令和5年度
日置市一般会計補正予算

(第2号)

- △日程第53 議案第39号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- △日程第54 議案第40号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)
- △日程第55 議案第41号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)
- △日程第56 議案第42号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- △日程第57 議案第43号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(並松安文君)

日程第52、議案第38号令和5年度日置市一般会計補正予算(第2号)から、日程第57、議案第43号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの6件を一括議題とします。

6件について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長(永山由高君)

議案第38号は、令和5年度日置市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億9,822万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の補正、脱炭素の取組を先進的に実施する脱炭素先行地域づくり事業費、新型コロナウイルス感染症予防接種経費の予算措置のほか、財源組替に伴う継続費の補正など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、国庫支出金につきまして、衛生費国庫負担金における新型コロナ

ウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額、総務費国庫補助金における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の増額などにより、3億1,123万6,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や集落営農活性化プロジェクト促進事業費県補助金の増額などにより、1,486万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額やまちづくり応援基金繰入金の増額により、2,752万1,000円を減額計上いたしました。

諸収入につきまして、雇用保険料やコミュニティ助成事業助成金の増額により、2,121万4,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、総務債の庁舎整備事業債の減額や衛生債のごみ処理施設整備事業債の増額などにより、2,810万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費につきまして、人事異動等に伴う人件費の増額などにより4万2,000円を増額計上いたしました。

総務費につきまして、東市来支所庁舎空調設備改修に伴う庁舎管理費の増額や脱炭素先行地域づくり事業費の増額などにより、1,796万6,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして、システム改修に伴う生活保護適正実施推進等事業費の増額や自家発電装置更新に伴う日吉老人福祉センター管理運営費の増額などにより1,401万6,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、クリーン・リサイクルセンター総務管理費や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額などにより、1億

9,372万6,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業費や集落営農活性化プロジェクト促進事業費の増額などにより、1,678万5,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、元外相東郷茂徳記念館管理運営費や旧薩摩街道管理費の増額などにより、994万6,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、過疎対策事業の増額や活力創出基盤整備事業費の減額などにより、1,387万6,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、人事異動等に伴う人件費の減額や自主防災組織育成事業費の増額により、216万2,000円を減額計上いたしました。

教育費につきまして、屋根防水改修工事に伴う中央公民館総務管理費の増額などにより、2,749万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第39号は、令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,432万8,000円とするものであります。

歳入歳出それぞれ社会保険料及び雇用保険料率の変更に伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第40号は、令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,464万5,000円

とするものであります。

歳入では、雇用保険料率の変更に伴う雇用保険料の増額を計上いたしました。

また、歳出では、管理費につきまして、人材派遣業務に係る委託料や調理備品購入に係る備品購入費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第41号は、令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億76万1,000円とするものであります。

歳入歳出それぞれ雇用保険料率の変更に伴う雇用保険料の増額を計上いたしました。

また、歳出では、管理費につきまして、施設維持修繕料や賄材料費の増額を計上いたしました。

次に、議案第42号は、令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,976万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億973万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度の介護給付費支払基金交付金の精算見込みに伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出では、前年度の給付費負担金の精算見込みに伴う償還金の増額を計上いたしました。

次に、議案第43号は、令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,703万3,000円とするものであります。

歳入歳出それぞれ雇用保険料率の変更に伴う雇用保険料の増額を計上いたしました。

以上6件、ご審議をよろしく願います。

○議長（並松安文君）

これから、議案第38号から議案第43号までの6件について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第38号から議案第43号までの6件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前に全員協議会で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。委員長に中村尉司君、副委員長に重留健朗君、富迫克彦君、下園和己君。

以上であります。

△日程第58 鹿兒島県後期高齢者医療
広域連合議会議員の選挙

○議長（並松安文君）

日程第58、鹿兒島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿兒島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在、広域連合議会議員が、令和5年7月1日をもって任期満了となることから、広域

連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく、選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（並松安文君）

ただいまの出席議員数は19人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（並松安文君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（並松安文君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長の点呼に応じて、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（並松安文君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に中村尉司君、黒田澄子さんを指名します。両名は開票立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（並松安文君）

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席人数に符合します。そのうち有効投票18票、無効投票1票、有効投票中、川越桂路氏0票、田上真由美氏0票、山下美岳氏15票、小山田邦弘氏0票、久長登良男氏0票、川村孝則氏0票、持留良一氏3票。

以上のとおりでございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月16日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時47分散会

第 2 号 (6 月 1 6 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（14番、16番、4番、7番）
-------	---------------------

本会議（6月16日）（金曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長
農業委員会事務局長

奥 田 美 穂さん
吉 富 良 一 君

監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、黒田澄子さんの一般質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。早いもので議員生活15年目に入りました。6月は環境月間、先日、我が家に咲いていたアジサイを花瓶に飾った日の夜、ふと見ると葉っぱにカタツムリがくっついていて、のんびりとした動きに癒やされ、しばし眺めて、自然のたくましさや同じことを飽きずに続けて生きている姿に緩やかな時間を過ごしました。災害のない穏やかな梅雨を祈りつつ、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、教育機会確保法及び令和元年度に示された不登校児童生徒への支援の在り方についての通知に準じて、本市の不登校児童生徒への積極的な支援策についてお尋ねします。

これは少子化の中、令和3年の文科省の調査では、小中学校における不登校児童生徒数はなんと24万4,940人と発表、不登校の定義が現在と同じになった平成10年は12万7,692人でした。長らく横ばいの後、ここ8年ほどで増加し、今に至るようで、今なお増え続け、その傾向にある子どもも多くいるとの調査報告もあるようです。

本市でも大きな課題と捉え、あらゆる形での教育の場の確保、本人をどんな形でも励まし続けて見守る人の重要さを感じ、今回調

査に行き質問させていただきます。

1点目、不登校児童生徒数の全体数と多い学校トップ5の数（小学校、中学校ごと、義務教育学校は1年から6年、7年から9年）、その中で90日以上学校に行くことができている児童生徒の数は幾らでしょうか。

2点目、一日中、一人で家で過ごしている児童生徒数はどうでしょう。

3点目、教育機会確保法及び不登校児童生徒への支援の在り方についての通知における不登校児童生徒への支援についての内容はどうのようなものですか。

4点目、今の3点目における考え方に沿って本市の支援策の状況を示してください。

5点目、教育支援センター増設・校内教育支援センターの設置及びタブレットやパソコンを活用した教育機会の確保への本市の考えをお尋ねします。

6点目に、メタバースを活用した支援の検討を行えないかお尋ねします。

次に、熱中症対策の避暑施設のクーリングシェルター設置をについてお尋ねいたします。

1点目、近年の本市の熱中症発症数・発症状況・重体者の状況はどうですか。

2点目、国が創設予定の熱中症特別警戒アラートの詳細についてお尋ねします。

3点目、公共施設や民間施設等にクーリングシェルターの設置の考えはいかがですか。

4点目、熱中症対策に小中学校やクーリングシェルターにも段階的にマイボトル給水機の設置に取り組めないかお尋ねします。

3番目に、デジタル図書館（電子書籍）の設置についてお尋ねします。

1点目、読書バリアフリー法に基づく本市図書館における具体的な取組はどのようなものですか。

2点目に、市民がスマホやタブレット・パソコンを使って、24時間、365日予約して利用できる電子書籍貸出サービスを導入で

きないかお尋ねします。

最後に4番目として、本市の観光への取組についてお尋ねします。

1点目、伊集院駅利用の観光客に観光協会で、よしとし軍議場設置のよろいかぶとなど貸し出して、着つけての撮影会はできないのか。

2点目、観光名所でのフォトスポットにスマホ等が置ける台の設置はできないのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

質問事項1については、教育長より回答いたします。

質問事項2、熱中症対策のその1、近年の状況について回答いたします。

救急搬送での熱中症発症数は令和4年が41件、令和3年が19件です。発症状況は住宅内の発症が最も多く、次に屋外での運動中または観戦時の発症となっております。年齢構成は高齢者が最も多く、次に少年、青年の順となっております。乳幼児や新生児の救急搬送はありませんでした。

重体者の状況は令和4年が1件、令和3年がゼロ件となっております。熱中症の発症が軽い段階での通報が多く、軽症や中等症の搬送がほとんどでした。

その2、熱中症特別警戒アラートの詳細について回答します。

熱中症特別警戒情報については、現在運用されている熱中症警戒アラートの1段階上の情報として、気候変動適応法の中に新たに位置づけられました。この情報は、気温が特に著しく高くなることにより、人の健康に重大な被害が生じるおそれが予想される場合に環境大臣が発表し、通知を受けた市町村長は住民や関係のある団体に伝達することになります。

その3、クーリングシェルターについて回答します。

気候変動適応法において、市町村は冷房設備を有する等の基準を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定できるとなっておりますが、公共施設の活用や民間施設の管理者への協力要請など課題も多いため、先進事例を参考に設置の有無を含め検討してまいりたいと考えます。

その4、マイボトル給水機について回答します。先進地の取組を参考にしながら施設内にマイボトル給水機を設置するか等含め、クーリングシェルターの要件について研究してまいります。

質問事項3については、教育長より回答いたします。

質問事項4、観光への取組についてのその1、伊集院駅利用の観光客に対するよろいかぶとなどの貸出しについて回答します。

伊集院駅周辺には徳重神社や島津義弘公銅像など、戦国島津に関連する数多くの観光・撮影スポットがあります。着つけ体験には対応スタッフや甲冑の保管場所などの課題がありますので、観光協会と協議の上、観光案内所での実施方法について今後、研究してまいりたいと考えております。

その2、写真台の設置について回答します。

観光地で撮影した写真をSNSに投稿してもらうことは、日置市の知名度向上、集客促進に一定の効果があると考えております。最近ではスマートフォンの自撮りカメラを活用して、手元で自分も写るアングルを撮影する方も増えています。今後、主要観光地における自撮りスポットを積極的に紹介するなど、観光名所での写真撮影の後押しに取り組んでまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、3期目を迎えて最初の答弁になります。これまで同様、議員の皆様方のご支援ご協力を頂きながら、教育行政の充実のために全力で取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1問目の不登校についての答弁でございます。

その1、不登校生徒数です。令和4年度不登校児童生徒数は115人です。小中別ということでしたが、小学校が42人、中学校が73人となっております。うち、年間90日以上欠席があった児童は20人、生徒は49人で合計69人となっております。

なお、不登校数の多かった学校を5つ挙げますと、多い順に12人、11人——これ2校でございます——8人、そして6人——これも2校でございます——となっております。

その2、一日中、一人で過ごしている児童生徒数です。

令和4年度においては、90日以上欠席した児童生徒の中で、一日中、一人で家で過ごしていた小学生はおりませんでしたが、7人の中学生は、保護者が帰宅するまでの間、一人で過ごしている状況でございました。

その3、教育機会確保法及び支援の在り方についての通知についての内容でございます。

国からの通知には、各学校における取組として組織的・計画的な支援を行うことや不登校が生じないような学校づくり、多様な教育機会の確保などが示されています。

また、教育委員会の取組については早期の把握と取組、教育条件等の整備、教育支援センターの充実、訪問型支援など保護者への支援の充実等が示されています。

その4でございます。

市教育委員会としては、魅力ある学校づくりの推進や多様な教育機会の確保、相談・支援体制の構築及び研修の充実等の支援を行っています。

その5、その具体策についてでございます。

本市においては、学校と子ども支援センターやふれあい教室の連携を支援しています。適応指導教室であるふれあい教室は伊集院地域に1か所であり、より児童生徒が利用しやすい場の工夫をしていく必要があると考えています。

なお、校内における支援センター的機能の充実も検討していきたいと考えます。

また、ふれあい教室には学校と同じタブレット端末が用意されており、子どもたちはドリル教材等に取り組んでいます。これを活用して担任とのコミュニケーションを取るなど、学校との関係づくりにつなげているところです。

6番目、メタバースの活用についてでございますけれども、1つのアイデアとして研究していきたいというふうに思っております。

続きまして、2問目の熱中症対策におけるマイボトル給水機の設置についてでございます。

学校における熱中症対策については大変重要であると認識をしております。現在、各学校の特別教室への空調機の設置を優先して進めておりますが、熱中症対策には冷たい水分補給が有効とされており、今後、マイボトル給水機の設置について検討をしたいと考えております。

続きまして、大きな3番目のデジタル図書館の設置についてでございます。

その1、読書バリアフリー法における取組でございます。

市内各図書館において、点字図書、拡大図書等の閲覧は可能ですが、書籍数には限りがあるなど、読書バリアフリー法に基づく整備は、まだ十分ではないと認識しています。これを補完する取組として、文字を拡大して見ることのできるルーペや拡大シートレンズを貸し出すなどの対応を行っています。今後も

計画的な整備に努めてまいります。

その2でございます。電子書籍貸出サービスについてでございます。

全国の公立図書館など各自治体において、コロナ禍の影響も受けて導入が広まっており、鹿児島県内でも鹿児島市立図書館をはじめ一部の自治体において導入、または検討がなされております。来館せずに書籍を閲覧できることから、高齢者や障がいのある方など、利用者にとっては利便性の高いサービスであると考えており、今後検討をしてまいります。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

まず、答弁いただきましたので引き続き質問してまいります。令和4年度の不登校児童数が115人、これを多いと考えるのか、よそと同じぐらいと考えるのか。でも、それだけの子どもたちが通常学校に来ないということは、これが今後減っていく様相がない中で、とても一生懸命取り組まないといけない、大人の私たちが一生懸命やらないといけない。それはなぜかという、私たちの未来はこの人たちに託す以外、今後私たちは20年、30年生きれるだろうかという中で、彼らは今後70年、80年生きて、この国を支えていく人だからです。そういった視点で、大事な私たちの大切な未来をお願いすべき子どもたちの中で、まず小学生のあたりからつまづいている子どもに、全力で私たち大人は取り組んでいかななくてはならない、そういった思いで今回は質問をさせていただきました。

学校のほうで学校に来にくい子どもたちの原因は、本市ではどういう傾向があるとお考えかお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

令和4年度児童生徒の問題行動と不登校、諸課題に関する調査をまとめましたところ、多い順に、子どもたちの無気力感、それから

生活の乱れ、親子の関わり方、いじめを除く友達関係等の問題、それから入学・転入学・進級時の不適応、学業不振、さらに家庭環境の急激な変化などとなっております。

○14番（黒田澄子さん）

様々あると思います。

それでは、不登校している子どもたちが担任に会うことや訪問してもらうことも嫌う場合は、実際、現場はどのような対応をされているのかお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

中には担任の先生と距離が必要な場合等、ございます。そのような場合は、つながりのある学年部の先生であったり、養護教諭、管理職が協力して関わりながら途切れがないように対応しているところです。

また、市のスクールソーシャルワーカーの家庭訪問や登校支援にも引き続き行っているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

いろいろと頑張っていただいていることは十分理解した上で、ちょっと質問しております。

7人の中学生は一人で家で過ごしている。これは多分ずっと過ごしているんだろうと思うんですけども、この児童生徒に対する——この場合生徒ですね——生徒に対する支援をどのように行っているのかお尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校では保護者と連携し、担任や管理職が空き時間や放課後などを利用して電話をしたり、それから直接家庭訪問を行っているところでございます。

また、スクールソーシャルワーカーの訪問や相談等にも取り組んでいるところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

ここまで、お尋ねしたのは、何も先生たち

が一生懸命やっていたら、それを批判するつもりで言っているわけではなく、現状をみんなで共有したい思いでお尋ねしました。

私は5月に広島県の福山市へ、市が実施している校内フリースクール「きらり」を同僚議員と調査をさせていただき、校外フリースクール「かがやき」のお話も伺いましたので、少しご紹介をいたします。

いわゆる適応指導教室が今は教育支援センターと呼ばれ、その設置を福山市では分かりやすく校内フリースクールとして「きらり」を小学校に2校、中学校6校に設置し、また、学校外のフリースクールとして「かがやき」を——これ公設で、全て——3つ設置しています。何とか学校内に来ることができる児童生徒は「きらり」に、学校外なら来れるという児童生徒は「かがやき」に、そしてそれも無理で自宅にいる児童生徒にはタブレットを使っただけのオンラインでの取組を行っております。

「きらり」は県費の正職員を担任で1人置いてございます。授業時間はゼロ時間、全く授業はやらない。そして市費の支援員を1人配置して運営していましたが、学校には何とか来れるが、教室に行けない子どもたちが自由に通っていました。しかし、みんなに会うことは好まないの、みんなの通学時間とはずらしての登校と下校をされています。

私たちが行ったとき、給食の終わった頃だったので、1人だけ残って漢字検定試験2級を目指して勉強している生徒がおられました。今日は、よその議員が来るよということでさーっと、いつもより、給食を食べたらなくなった。みんなゼロかなと思っておりまして、1人の女子生徒は必死に勉強をしていますがすごいなと思っているところです。

部屋は、教室をイメージしないように教卓もなく、床もマットを敷いて、通常の机にはみんなで座れる丸テーブルがあったり、ホ

ワイトボードには今後の予定のイベントの希望、子どもたちの希望がびっしり書き込まれていました。イベントは1個しかできないんですけど、山ほど書いてありました。

校外の「かがやき」は3か所あって、退職職員の雇用や教員免許はなくても子ども好きな方を雇用されて、3人から5人で運営されています。

また、先生のタブレットを教室の後ろのほうに置いてライブ中継のようにずっと流してある、教室での授業や休み時間の様子など、家にいる子ども——「かがやき」や「きらり」にいる子どももそうですけれども、どこからでも見るできるようになっています。詳細にはもっとありますけれども、小学生の保護者からはこの中学校の「きらり」があるということで救われると言われているそうです。

本市でも、このような取組が何らか始まっていけないものか。先ほど、今後検討するとなりましたが、まずは県内に、学校内に配置するそういうフリースクールのようなセンターをお持ちのところは独自でお持ちみたいで、県のほうにお尋ねしましたが、詳細は分かりませんでしたけど、鹿児島市だったり、小さなさつま町にもございましたね。そういったものがあることで、保健室や図書館に行くこともありなんですけど、やっぱり先生がちゃんと、随時ずっと同じ人がいてくれることも子どもには行きやすい場所になるんじゃないかなと思っての今回提案です。

いかがお考えか、お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

ありがとうございます。本市でも参考にできる部分が多いと感じております。

現在、学校では、できることとして、まず魅力ある学校づくりを進め、新たな不登校を生まないというところに全校で取り組んでいくところでもあります。

一方、ご指摘のような、現在不登校状態にある児童生徒の居場所として、併せて進めていく必要があると私どもも考えております。ふれあい教室の分室化や移動ふれあい教室等も検討している段階です。

また、各学校においても、学校に登校することに抵抗のある子どもたちのために、別室、校内サポートルーム等の設置も進めているところでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

教育委員会もいろいろと検討をさせていただいていることは本当に評価できることだと考えます。やっぱり、ふれあい教室は以前から、もっと——日置市、本当に縦長な広い旧4町の合併でございますので——設置できないかということで場所の問題、場所は何とかクリアできたとしても、そこに当たる人の問題が今大きいのかなと思っていますけれども、何とか来年度に向けて少しずつ頑張っていただけないものかと思います。

で、ほかの市の事例の中で、先ほど私はメタバースなどの話をさせていただいたんですけど、さいたま市では不登校児童生徒支援センターがグロース校を活用してメタバース上の学校を運用しています。利用は年間30日以上の子どもの基本になっております。これもネットで見てもらえばすぐ出てまいりまして、真面目な先生がずっとユーチューブでしゃべってくださっていらっしゃるのを見ていただければと思います。

また、文科省の先端技術教育データの利活用推進事業というものに採択されたものとしてファミキャンパスというものがありません。バーチャル教育空間を利用したところに子どもたちがアバターで登校する。バーチャル教育空間というのは仮想空間ですね。現実ではないものがあるということ。アバターというのは、私はこんな感じですけど、とっても瘦

せたウサギで出てきたりとか、自分とは全く違うものとして、自分がバレないようにアバターを作って登校するといったもので、複数人でのビデオ電話やチャット画面の共有、家にいながら学校に行けたような空間を生み出した不登校対策の実証を東京都小金井市の小中学校で既に活用されています。

ここで議長のほうに許可を頂いてパネルを出したいと思います。これがファミキャンパスさんのほうの許可を頂いて出しているデータでございます。子どもはどこにいるかわかりませんが、自分のおうちだったり、いわゆる教育支援センターだったり、例えば図書室だったり、そういったところでも、こうやって教室の、実際のお友達や先生とは触れ合いをすることが非常に厳しい状況に至っている子どもたちが入ってこれている。市長、よく分かると思うんですけどもちょっとゲームのような感じでいいのかなと、これ、実際やっておられました。

これが、こんな感じで実際に個別のフロアとか集合のフロアとか、こんな感じで——本当は動画が一番いいんでしょうけど——こうやって自分たちで好きなところの席に入っていく。1年生のクラスがあったりとか、そこはもう、そこそどこんどん作れていけるので、通常の学校建設は大変ですけども、この中ではどこどこ作っていける。自分がいつもよく話をしている、例えばパンダちゃんという人のところに行きたければ、そのところに行って横にくっつくとお互いにお話ができたり、先生とも、この先生となら話したいなというところに横にくっつくと、「先生おはよう」みたいな感じで。「元気だね」みたいな感じでお話ができる。でも、それは学校の中で実際にはできていないんですね、行けていないし。だから、こうやって経験をされていかれる。

そして、これは外もあって、学校の中だけ

じゃなくて、サッカーをしてみたいけど、学校に行っていないしサッカーできない。ご近所でボールを蹴りたくても、学校がある時間帯には、とても外に出ることははばかれる。だから、この子たちって意外と土日は元気なんです。平日の月曜日から金曜日は、もう自分はいない人のように振る舞わざるを得ないような環境に陥っている場合、こういったことも使いながら、やっぱり人とつながっていくことの楽しさを味わうと、じゃあ実際のお友達の久しぶりに会う何とかちゃんにも会ってみたい、しゃべってみたい、そこからでも何とかできないか、ここまで日本の国の不登校は厳しい現状になっているというふうに思いました。

先ほど見せたものは、ちょっと調べましたら初期費用が50万円前後、はっきり分らなかったですけど。100ID、ID100ということは100人は使える。うちのところで115人でしたから、全員となると少し足りないですけど100人は使える、それで月額10万円、年間120万円、そういった金額でございました。

そこで、私たちの町には既にネオ日置という仮想空間の日置市ができております。今は教育の機能というのは入っておりませんが、ここと協力して、教育委員会と協力して使っていけるんじゃないかなというふうに私はちょっと考えたんですけども、その辺いかがお考えでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

基本的には、学校としましては本市の豊かな自然や文化、そして人と直接触れ合い、子どもたちが五感を働かせて学ぶ活動を今後も大切にしながら、子どもたちが行きたくなる学校づくりを土台につなげて実施していきたいと考えております。

その上で、登校できずにいる児童生徒が、議員のおっしゃるとおり、友達や先生と交流

し人間関係を築き、社会性を培っていける、そのきっかけの場としてメタバースの教育的活用の可能性をこれから探っていきたいと思っております。

○14番（黒田澄子さん）

今回は、あらゆる教育の機会を確保してあげること、これが法律でも認められていますし、子どもたちは教育を受ける義務はあるんですけども、権利もあるんですけども、なかなか行くことができないために、その権利をしっかり十分使うことができていない。だったら、いろんな形のバージョンがあって、いろんな形の子どもたちが、これが合っていると思うんだったら、そうやった学び方も認めていく時代に私は、いよいよ令和は入っているんだなというふうに思いました。

ネオ日置の場合は初期費用がゼロというふうで、もう既に出来上がっております。あとは、その中で操作をする支援員のような方がいらっしゃってくだされば、我が町でも、この115名の子どもたちがタブレットの中でそういった先生との出会い、友達同士の出会い、いろんな経験ができるんじゃないか、そういうふうに考えました。

これ、アバターの活用ということで、お得意なのは市長かなと思いますので、最後に、私世代は何じゃアバターはみたい、メタバースって何のバースという感じなんですけども、ぜひ市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（永山由高君）

もともとネオ日置、メタバースへの取組のきっかけは複数これはありまして、1つは、今、日置市外に在住しておられる関係人口の方々との接点構築、それから日置市の観光情報の発信、それと併わせて当初の目的から、これは今学校に通うことのできない子どもさん方の居場所の可能性もあるであろうということは視野に入れて検討を進めているところ

です。

現状のネオ日置は、これはメタバース環境上に3D空間を再現するということを主軸に置いておりますが、議員ご指摘のような教育現場での活用においては、メタバースが必ずしも3Dである必要はない、2Dでの運用も可能であるということも今視野に入れて活用の可能性を検討している段階です。引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

本当に3Dが必要では全くありませんので、簡易にできるものであれば、まず、お試し教室みたいな感じで、みんなおいで教室みたいな感じで実際どれくらい入るものなのか、お試しでやってみるのもいいかなと提案しておきます。

次に、熱中症対策に移りたいと思います。

救急搬送、いろいろ書いてございます、41件あったというふうに書いてございます。ほとんど住宅内が多かった、そして高齢者が一番多かったというふうにあります。重体者の状況も、令和4年は重体と言われる人は1件だったとありますが、この重体者の方はその後復帰されていると思いますが、どれくらいかかって、現状の生活に戻ってこられたかなという点をお尋ねします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

この1名の患者様は日置市内に在住の方ではなくて、学生が長距離を歩く中でちょっと体調を悪くされたということで、どれくらいというのは、まだ病院に追跡調査というのはされておりませんが、この方1人が重症という医師の判断を受けたということでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

暑い中、徒歩で長距離歩いて倒れてしまっ

た町が日置市だったので救急搬送したということなんですね。よく分かりました。うちの町の人ではなかったですけど、お元気でいらっしやることを祈りたいと思います。

救急搬送のとき、誰からの通報が一番多いのか、自分がされるのか。倒れた状態での通報ってどれくらいあるのか、気分が悪いなというときに通報されるのか、倒れてからなのか、その辺いかがでしょうか。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

救急搬送の誰から通報されたというご意見ですけれども、ご家族からの通報が一番多く、そのほかは関係者といいますが、その場に居合わせた方からの通報が多く入っております。

また、倒れたままの状態ということですが、倒れた状態、もしくは動けない状態の患者様は、令和4年中は41件の中で17人、令和3年は19件中の2人というふうになっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

動けなくなってから通報されるというのは、多分、意識が飛んだりされているのかなと、そこに行かないために、やはり予防は大事だなというふうに今思ったところです。

あと、保育園、幼稚園など、また学校など、幼児や児童生徒がそういった場所で発症した事例があったでしょうか。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

保育園、幼稚園の救急搬送の案件はございませんでした。小学校の児童や中学校、高校の生徒は令和4年に10件、令和3年は2件ございました。その中で学校内での発症数は、令和4年、令和3年は1件ずつでした。学校以外のサッカー場とか体育館とか公共施設等での発症数が多く見られております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

屋外のスポーツは気をつけないといけないんだなというのを今思ったところです。

あと、高齢者が屋内で発症するリスクを減らすためにどのような支援があれば大丈夫というふうに思っておられるかお尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

高齢者の熱中症対策としまして水分補給や、暑さを避けることが重要であるため、エアコンの積極的な活用や小まめな水分補給をするよう啓発のほうをしております。また、家族や近所の方による見守りや声かけなどの支援をしていただけるような環境をつくっていくことも大切だと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

現在ある熱中症警戒アラートと、今後できてくる熱中症特別警戒情報の違いはどのあたりでしょうか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

熱中症警戒アラートは熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合、暑さ指数というのが33以上、予測される場合に警戒を呼びかけるため、現在もしておりますが、発表されてきております。

今回できました熱中症特別警戒情報につきましては、気温が特に著しく高くなることによって、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表されることになっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

答弁の中に先進地の取組を参考にしていくということもあってありますし、設置の有無も、まだ今後検討するんだというふうにあります。

私は調べる中で、東京都の世田谷区が12年前からクーリングシェルターを始めて

います。ペットボトルの水はきちんと置いてございますし、もちろん椅子などもあります。そして設置の前に、「皆さん冷房の試運転をしましょう」、時期が来たら、そういうことを市民に言うておかないと、意外と高齢者の人、我慢していて、ある日つけたら使えなかったというようなことになると非常に危険です。

実は、先日、ものすごく暑い5月に、うちの夫の部屋のクーラーが暖房になったまま、どうしようもないと言って、もう死にそうだと言って大騒動して取替えに行きましたけれども、本当にそれはあるな、使ってみたら壊れていたとかあるんだなと思いますので、そういうことの啓発も大事なひとつ申し上げておきますが、世田谷はそれもやっています。

世田谷は熱中症対策「お休み処」という黄色い旗を立てて、12年前から7万5,000人がもう活用されています。毎年6月から9月に公共施設や民間薬局、銭湯、接骨院など250か所に既に設置されていて、今後、特別警戒が出るということで、もっと増やさないといけない、その捉え方は、私はもう災害級の暑さなんだという捉え方を国がしていて、それは私たちもこれは災害級の暑さなんだという対応の仕方を今後求められていると感じていますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

今議員からも災害級のそういった情報をいち早くお伝えするために、この特別警戒情報につきましては、現時点で事態の発生が予測される日の前日に出されるということが検討されております。通知が市町村のほうにも来るようになっていくところですが、通知があり次第、市のホームページやLINEなどSNSや防災無線により、広く市民に周知していく必要があると考えておりますが、やはり高齢者の方々、そういったSNS等を見る機会もございませんので、ご家族の方やご近所

の方が声をかけて支援していただけるような、そういうふうな呼びかけを平常時から、今サロンだったりいろいろな健康教育の場がございます。そういったところで、また声かけの重要性などについても併せて啓発のほうをしていく予定でございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

こんな暑い夏になったのはなぜか、本当に怖いことだと思っています。暑さで人が死ぬ、そういうことが我が町で起きないように、市長にもしっかりこのクーリングシェルターについては真剣に取り組んでいただきたいなと思っていますところですよ。

先ほども、歩いていた人が倒れたとありました。他の市の市民とか観光客が発令されるようなときにひょっこり訪れて、クーリングシェルターって、この町はどこにあるんだろうってそういうふうに思われたときにはどのような周知を考えておられますか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

他市の市民の方や観光客へのクーリングシェルターの周知につきましては、市のホームページやLINEなど、SNSなどでいち早く周知する予定としておりますが、災害時の避難所のように分かりやすく多様な方法についても必要になると考えておりますので、そういったことにつきましても今後研究のほうをしてまいりたいと思っております。以上です。

○14番（黒田澄子さん）

世田谷区のような旗はすごく分かりやすいのかな、6月から9月までの間ですので、時期的にも、とうとう避暑シェルターができ始めたぞというの分かるんじゃないかなと思うので、その辺も検討していただければと思います。

また、マイボトル給水機も市内4か所の体育館に設置をしていただいて、今からどんど

ん活用されるのかなと思っておりますが、やはり学校の中も、子どもたちが持ってきていますけど、あれで足りるんだろうかというのがあります。中学生は特に昼間に遊ぶとあれ、1回で飲んでしまうのかなと思うので、今後、学校等には本当に必要だと思います。今後取組を検討するというところでございましたけれども、その中で本庁舎の1階の給水機がもうなくなっているんですけれども、ちょうど今暑い時期に入って、冷たいお水を飲みたい来庁者もいらっしゃったと思っているんですが、これは今後、何も設置しないということなんですか。なぜ取り外されたのかお尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

お答えします。

取り外した経緯でございますが、コロナ等の感染症に対する不安の声が寄せられたことが原因でございます。

○14番（黒田澄子さん）

マイボトルの給水機などは感染症対策には優れていますので、その辺は検討はないのでしょうか。このまま、外したままなのでしょうかお尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

先ほど市長のほうからも答弁がございましたが、気候変動適応法に伴います指定暑熱避難施設の要件というものが、まだはっきりしておりません。その中でクーリングシェルターの要件の中に位置づけられた場合は設置について考えていきたいというふうに思っております。

○14番（黒田澄子さん）

そこはちょっとまた、今後ぜひ積極的に、暑さはどんどん強くなりますので、市民の命を災害から守るぐらいの思いで取り組んでいただきたいと申し添えておきます。

デジタル図書についてなんですけれども、市長、多分デジタル書籍、使っていらっしゃるかなと思うんですけど、もし使っていらっ

しゃったら、どれくらい便利なのか、ちょっとお披露目いただければと思います。

○市長（永山由高君）

デジタル書籍も使っておりますが、好みとしては、私は紙の書籍のほうが使い勝手はよいなと思っています。ただ、デジタル書籍の利点としては、やはり検索性の高さ、調べたいと思った言葉がすぐに検索できる、これは非常に便利な点であろうというふうに思っています。

○14番（黒田澄子さん）

実は私、2社の新聞をデジタルで読んでおります。出張とか、朝ばたばたして新聞読めないときとか、主婦はそういうことがよくあるわけなんですけれども、洗濯物を干していても慌てて、新聞を持って行きたくても夫が持って行って、なかったとか、そういうことがあるので、デジタル書籍、とても女性は活用がいいかなと思っています。いつでもどこでも見れるというのが、便利なものだなと思っています。

これが障がい者においては、もっともっと便利なんだろうなって。そして、びやっとすると文字も大きく、見えにくい文字も見えたり、だんだん眼鏡もかけないといけない私たちには非常に便利な書籍だなと思っています。

このデジタル書籍購入の協議とかは行われたことがあるのか、お尋ねします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

現在のところは日置市内4館の図書館担当者間において協議検討しているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

県内の状況は、さっき鹿児島市と書いてございましたけど、ほかはどのような状況か、ご存じでしたらお尋ねをします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

現在、聞き取り等を行ったところですが、

鹿児島市をはじめまして薩摩川内市、それから鹿屋市、でお聞きしたところが、今年度、志布志市のほうが導入をするということをお伺いしております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

協議も図書館で行われているということで、今年度取り組む予定の志布志市は私たちの町より小さな町です。約500万円ぐらいの予算を組んで、今年からスタートしようと言われてます。ふるさと納税などで若干使えるものがあつたら、こういう入り口的にデジタル図書の設定などに使えないものか、その辺、市長、いかがなものでしょうか。

○市長（永山由高君）

利用者にとっても、そしてこれは管理する側にとっても、利便性の高いツールであるというふうに思います。導入にかかる経費、それから毎年のライセンス料などもかかるというふうに聞いておりますので、活用財源も含めて、これは十分に検証していきたいというふうに思っています。

○14番（黒田澄子さん）

私はこの提案するとき、鹿児島市と連携中枢都市圏で図書のやり取りができるように、とても便利になっているのでデジタル図書ももうそっちでやってくれというふうに言われるといけないと思って、ちょっと調査をしましたがけれども、日置市の方が鹿児島市に通勤や通学されている方で鹿児島市の図書館のカードを作っていられる方は、それがIDの番号となってデジタル図書の活用もできるということです。

こういったことは、私、調べて初めて分かったんですけど、本市では今のところございませんけれども、鹿児島市に通っている学生や会社員の方、たくさんおられると思いますので、そういったことはもっと啓発していいんじゃないかなと、意外と知らないのかなと

思うんですけど、その辺の啓発はどんなものなんでしょうか。実際、それできますよと言われたんですけど。

○社会教育課長（松岡政仁君）

啓発活動につきましては、図書館内のほうでお問合せがあったときにはお答えするんですけども、現在、日置市においては導入されていないわけなんですけど、今後の可能性も含めてなんですけれども、我々もそういう学習もしながら検討に向けて動いてまいりたいと思います。

周知についても、ホームページ等ありますので、図書館だよりとか、そういうのもありますので、またそのようなものを利用して周知を図りたいと思っております。

○14番（黒田澄子さん）

鹿児島市にはたくさんの大学や高校もあって、日置市からも通っている生徒もいっぱいいると思います。休日にちょっと図書カードを作りに行きさえすれば、それで電子書籍も読めるというのはとってもありがたい、中枢連携4都市の、そういう魅力かなと思ましたので、私も鹿児島に働きに行きたいなと思うくらいにIDが欲しいなと思ったくらいですけども、実際行っていらっしゃる方にはとても利便性の高いものだと思いますので、ぜひそういったこともお知らせしていただければと申し添えておきます。

最後に、観光の取組についてお尋ねをします。

伊集院駅の周りも今、武将の等身大の絵が貼ってあったりとか、エレベーターに乗ると昔の模様の、扉風のものが貼ってあったり、降りると「お」って思ってくれるかなという、私もよく駅を利用するんですけども、そういったことを観光客の方は感じてくれるのかなと思います。

お金をかけなくても、よく市長おっしゃるゼロベースで、これ、ゼロでできましたよと

いうのをだっと毎年頂くんですけども、それでもできるものはないんでしょうかと提案するところなんです。

今あるかぶとなども着つけが大変というのがあるんだったら、1体か2体ぐらいは少しでも改良を加えて、マジックテープでびっとしたら何とか着せられるとか、手の利いたお母様方に声をかけるとちょっといじってもらえたりするんじゃないかなと、そういった改良したよろいなどを検討されないものでしょうか、お尋ねします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

甲冑の着つけ体験につきましては、外国人観光客にも、大変喜ばれる要素があり、今後も大いに可能性があるというふうに考えているところでございます。

まずは観光客が立ち寄りやすいスポットとしての観光案内時における着つけ体験の実施方法について研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

時間も来ておりますけれども。日吉の帯刀墓苑のところに行くと、こうやって顔を入れて写真を撮るもの、あれはちょっと古いと思われるかもしれませんが、私は大好きで、いろんなところに行くと、ここに来たぞみたいな感じがすぐ分かるので顔を入れて写真を撮ってもらいます。そういったものでも、武将の格好のもの、もう一つは女性用のお着物を着たようなものとか、高いのか、よくは分かんないんですけど、そういったものをせめて置くということは、観光協会の前とかでちょっと歩道も広がっていますので、できないものかお尋ねします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

今議員の御指摘の方法も一つの方法だと思

いますけれども、コスト面、それから景観、それから場所によっては安全の確保などを検討しなければならぬという点もございますので、今後また研究してまいりたいというように考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

研究していただきたいと思います。あと、観光協会の2階はどうなっているのでしょうか。休憩スポットとか荷物の預かりとか、そういったもの、できないのでしょうか。

それと、私以前、境港のほうの街に行ったときに「ゲゲゲの鬼太郎」の町でした。電車でもゲゲゲの鬼太郎が案内をしてくれました。そういうことはできなくても、寒い時期だったら「ひお吉くん」が時々出没する伊集院駅ということで、ひお吉くんすごく人気がありますので、一緒に写真が撮れたりとか、ぶらぶら歩く、それゼロベースでできないのかなと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

観光案内所における手荷物の預かりサービスについては現在も行っているところがございますが、観光客向けに一層の周知を図るよう観光協会にも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

また、休憩スポットにつきましては、観光協会、観光案内所の自主財源確保につながる自主事業の一環として活用できないか、観光協会にも検討いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

最後に、せめて伊集院駅の島津義弘公の銅像、あれは駆ける感じで、馬が四つんばいにはなっていない非常に迫力のある銅像、ここで集団でみんなで撮りたいときに、なかなか

自撮りでは入りづらい。せめて、あそこの柵のところにスマホが置ける台などだけでも何とか設置できないのか、最後に市長にお尋ねをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

撮影場所における台の設置につきましては先ほども回答しましたのですが、コスト面、それから景観、特に義弘公銅像前は県道沿いということで、やはり安全の確保こういうのも十分検討する必要がありますので、また今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、その願い実現のために、今回も8つの点について質問いたします。

まず1点目、自衛隊への情報提供について伺います。

これまで、日置市では18歳と22歳になる全ての若者の個人情報（住所、氏名、生年月日、男女の別）が、本人の同意なく自衛隊に提供されてきました。今年の情報提供はどうされたか。まだであれば、どうする計画か。鹿児島市のように情報提供されたくない人は

除外申請ができるようにすることを提案いたしました。どうなっているか伺います。

2 問目、受動喫煙防止の徹底について。

日置市内で開催されるイベントなどにおいて、喫煙の許可されていない場所でたばこを吸っている人を非常に多く見かけます。ポイ捨てもあります。子どもたちがいる目の前で吸うなど、受動喫煙被害もあります。市が率先して対策していく必要があります。イベント主催者への指導の徹底や喫煙所の設置などと考えますが、どのような対策を考えておられるか伺います。

3 問目、吹上浜沖洋上風力発電計画について。

吹上浜沖洋上風力発電計画について、日置市は県に、今年も昨年が続いて情報提供しませんでした。その後のこの計画は配慮書の内容から変更されたのか伺います。

2 点目は、3 月議会後、漁業関係者の意見など聞いておられるのか伺います。

3 点目に、近隣市町村との話し合いを過去に一度行っておりましたが、その後も行われているのか伺います。

4 問目が、脱原発についてです。

「川内原発 20 年運転延長の是非を問う県民投票」の実施を求める署名が 6 月 1 日から始まりました。これは県民の始めたものですが、この運動に対する市長の見解を伺います。

2 点目に、原発推進等 5 法（GX 電源法）が参院本会議で成立しましたが、福島原発事故を経験した日本でこそ、原発ゼロの決断が必要ではないか。この点についても市長の見解を伺います。

5 問目、米軍機の低空飛行問題について。

2022 年 12 月以降、市民から寄せられた米軍機の目撃情報の状況と市の対応について伺います。

6 問目、子ども医療費無償化の拡充について伺います。

県内でも子ども医療費を高校卒業まで無償にした自治体が増えています。日置市は中学校卒業までにとどまっております。遅れています。早く実現すべきではないか伺います。

7 問目は、市の道路維持作業の現状について伺います。

最近、市の道路維持作業に除草剤が使用されていることがあります。枯れた植物が立ったまま放置され、「見苦しい」との声が市民から寄せられています。また、土の中の根まで枯らし、微生物も殺してしまうため、土壌が弱り災害の原因にもなるため、従来のとおり刈ったほうがよいと考えますが、除草剤を使用するようになったのはなぜか伺います。

刈った草木はどこに運搬され、どのように処理されているのかも伺いたいと思います。

8 問目、学校教育の現状について。

教員の数は足りているか、教員の長時間労働の実態はどうか、期限付教員と正規の教員の比率はどうなっているか、また、産休、育休、病気休暇は取れているのか教育長に伺って、1 回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項 1、自衛隊への情報提供について。

今年度の自衛隊への情報提供については、2 月 10 日付で防衛大臣から依頼があり、7 月末の情報提供を計画しています。情報提供を望まない方へは除外申請についての要綱を定め、6 月 20 日から 1 か月の申請期間を設け対応してまいりたいと考えています。

質問事項 2、受動喫煙防止について回答します。

市主催のイベント等においては、喫煙所の配置や周知等に努めています。

また、各種団体が主催するものについては、健康増進法に基づき、受動喫煙防止に取り組むようお願いしています。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各種イベントや地域行事など、多く開催されるようになりましたので、いま一度、受動喫煙対策について再確認いただき、イベント会場等での望まない受動喫煙が生じないように、関係機関へ周知してまいりたいと考えます。

質問事項3、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、計画の変更について回答します。

事業者からは、これまでの計画段階環境配慮書について見直し等の考えがあることは聞いておりますが、具体的な進め方や進捗状況までは確認できておりません。今後も引き続き、事業者に情報提供を求めてまいります。

その2、意見について回答します。

今年4月に、鹿児島県から国への情報提供に係る照会があった際に、利害関係者である江口漁協及び吹上町漁協の意向を確認しており、発電施設建設への期待や影響を心配する意見などを聞いております。

その3、近隣市町村との話し合いについて回答します。

鹿児島県主催の洋上風力発電に関する研究会が先日6月8日開催され、各市町の状況について情報共有が行われました。

質問事項4、脱原発についてのその1、県民投票の実施を求める署名活動に対する見解につき回答します。

現在、署名運動中でありますので、私の見解についての回答は控えさせていただきます。

その2、原発についての見解につき回答します。

原発については、2011年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

質問事項5、米軍機の低空飛行問題について

回答します。

市民等から寄せられた本市の低空飛行の目撃情報については、2022年12月以降、今年5月までで20件となっております。

市に寄せられた情報については県に連絡し、県が関係機関に対し飛行事実の確認を行い、おおむね3か月程度で回答を得て、希望される通報者へはお知らせしています。

質問事項6、子ども医療費無償化の拡充について回答します。

本市では令和3年4月より、県と同様に中学3年生及び住民税非課税世帯の18歳——これは18歳に達する日以降最初の3月31日——までの児童生徒を子ども医療費無償化の対象としております。

高校3年生までの拡充については、県や他市の動向等を見ながら検討するとともに、県補助金の拡充についても県市長会を通じて県への要望を引き続き行ってまいります。

質問事項7、道路維持作業についてのその1、除草剤の使用について回答します。

近年、県管理道路でも除草剤散布の導入が進んでいることから、今年5月、日吉地域、昨年度、東市来地域で、人家のない一部路線で試行的に使用しました。今後、除草効果と市民の皆様方からの声を参考に検証しますが、基本的な考え方は、これまでどおり機械による刈取り作業であると思っています。

その2、運搬と処理について回答します。

刈った草木はクリーンセンター及び各地域の市有地に運搬、処分しています。

質問事項8については、教育長より回答します。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項8の学校教育の現状についてお答えをいたします。

その1、教員の数は足りているかというご

質問でございます。

年度当初——今年度当初ということでございますけれども、必要な教員数は満たしております。

それから、その2、長時間労働の実態でございます。

令和4年度は、超過勤務の上限を月45時間とした場合、毎月2割から3割程度が、これを超えておりました。

その3、期限付教員と正規教員の比率についてでございます。

令和5年度の状況は、正規職員がおおよそ9割、臨時的任用教員が1割となっております。

その4、産休、育休等についてでございますけれども、産休、育休、病気休暇につきましては、希望した全員が取得できております。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

それでは、1問ずつ、また繰り返し伺っていきたくと思いますが、7月末に情報提供をするとされた、その根拠はどういうことなのでしょう。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

7月末に情報提供を計画していると。これにつきましては、自衛隊のほうとの協議の中で7月末までに報告をお願いしたいと、そういうことからでございます。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

除外申請をされるということで、これは鹿児島市などが既に実施しておりますので、鹿児島県内全体でそういうふうになっていくんだと理解しますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

県内の状況については、今4か所ほどの自治体を実施を取り組んでいこうという動きはございますけれども、あくまでもそれぞれの

自治体で判断していくものであるというふうに考えております。

○16番（山口初美さん）

自治体ごとに判断してやっていくということで、日置市も早速、私の提案に答えていただいていたなと思っているところですが、これをどのように本人たちに知らせていくのか、その点について伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

除外申請の手続の周知の方法でございますが、これにつきましては日置市ホームページ、お知らせ版で手続の情報発信、これをしっかりやっていきたいというふうに考えております。

手続につきましては、総務課あるいは各支所の窓口、郵送あるいは提出の方法でございますけれども、あとスマートフォンでも申請できるように、そのような取扱いを考えているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

ホームページは見ない人もいらっしゃるのでは、お知らせ版、これも各家庭に配られておりますが、もう字を見ないというような人もいますので、学校での協力とか、そういうことも取り組む必要があると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

現時点で、学校での取扱い、お願いについては、まだ考えていないところでございますけれども、お知らせ版等で、例えばQRコードを設けたりいたしますと、そこをスマートフォンでかざすとすぐに申請手続ができる、そういうふうな使いやすい申請方法を考えているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

鹿児島市などでは学校の協力も要請していますので、この点もぜひ前向きに検討してい

ただきたいと思います。知らなかったという人がいないように本人たちに知らせることも大事ですし、また、自治体がそういうことをやっているということもきちんと保護者の皆さんにもお知らせする必要があります。本来なら情報提供に同意した市民のみ提供されるべきですね。

そしてまた、自治体が個人情報を守らなければならないはずなのに、本人が知らないうちに情報提供しているというようなことがあったわけですから、その周知、きちんと、こういう情報提供がされているということを市民全体に知らせる必要があると考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ただいま個人情報の関係のご指摘もございましたけれども、これは個人情報保護法でも、法令に定めがあるときは情報提供できるということとなっております。また、自衛隊のほうにも適正に管理をしていただくようお願いをしているところでございます。

手続の案内と情報発信は、先ほども申し上げましたように、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

申請の方法などはスマホなどでもできるようとか工夫をされていると思います。こういうことで周知されて申請がどれくらいあるか分かりませんが、もし申請後に、こちらで勝手に7月20日ぐらいまでにということを決めているわけですが、それ以後に申請があった場合の対応、これも大事だと思いますが、この点について鹿児島市などは申請期限を延長されたりした例もあるようですが、その点についてはどのようにお考えか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

手続上、除外申請のあった方の、本人かど

うか、本人確認をした上で名簿を作っていますけれども、自衛隊への情報提供後に申請があった場合については、これはもう情報提供しているわけですので、次の年度からの、例えば申請期間を今1か月としておりますけれども、これを2か月設けるとか、そういった工夫もしていきたいというふうに考えております。

○16番（山口初美さん）

そういうことで申請をしたいと思った人が嫌な思いしないでもいいように、そこら辺の工夫も必要なのかなと思います。

2問目の受動喫煙のほうに移りたいと思いますが、いろいろ工夫をしてやっていきたいということで、こういう努力をずっと続ける必要があると思いますし、イベント主催者への指導の徹底とか、イベントに関わるスタッフなどへの共通認識、また、子どもたちや周りでイベントに参加している人たちにも、たばこの煙があるようなところには近づかないようにとか、そういう呼びかけも必要なのかなと思います。市当局として、きちんと対策をしていっていただきたいと申し上げて、次に移りたいと思います。

吹上浜沖洋上風力発電の計画は、日置市は情報提供しなかったのですが、串木野市などは前向きに進めておられるような、そういう足並みはそろっていないわけなので、計画している事業者としては進んで協力してくれるような、そういうところに全部持っていこうかなとか、いろんな思惑があるのだらうと思います。

それで、市民もいろいろ憶測しまして、もう日置市ではできないんだってねというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるんです。

本当にきちんとした情報が伝わるように市としても協力していただきたいと思いますし、積極的に、業者にも計画の変更などがあった場合にはきちんと説明してほしいと

ということなどを言っておいていただきたいのですが、その点はいかがでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

事業化に向けたエリアを再度選定し直したいという意向はあるようでございます。ただし、正式な計画書として提案されているものではなく、あくまで構想段階での事業者として対象事業範囲を探っているような状態であるということをお聞きしているところでございます。

いずれにいたしましても、事業者の動向を注視していきながら情報提供の依頼をしていきたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

先ほど、洋上風力発電に関する研究会が6月8日に開催されたということで、日置市からはどなたが出席されたのか。そして、情報が共有されたというようなことがあったのですが、どんな情報が共有されたということなのか、その点を伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

最初に、出席した職員でございますが、私と担当係のほうが出席したところでございます。内容につきましては、国への情報提供についての対応の結果であるとか、各市町の状況など、会議の進め方などについて意見交換がなされたところです。

以上です。

○16番（山口初美さん）

それでは、この風力発電も推進してほしいという人や、この計画は環境への影響だとかいろんなことを心配されている方がいらっしゃると思いますので、市の当局としてもそれぞれに丁寧に対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次の原発の問題です。

20年運転延長に関する県の専門委員会が住民に説明会を、14日に行われたのですが、その新聞記事を見ますと、参加者の定員は320人に対して133人の参加だったと。そういうことで、周知がきちんとされていないんじゃないかなとか、また、専門委員会で検証された、適正だという判断をされた結果を説明されているわけですが、住民の皆さんからはいろんな質問が出されておりましたが、いつも私も心配する地震の影響だとか、そういうことは別なんだというような説明だったみたいで、形だけの説明会だったんじゃないかという声とか、専門的な言葉が多くて難しくて、運転を延長することが安全なのかどうか理解ができなかったという声とか、質問時間も足りずに、住民の不安に寄り添えていない、形だけの説明会だったというような声も載っております。それから、この説明会があること自体が周知不足ではないかというような声もあるようですね。

日置市では、こういう説明会を開いてほしいという要望などは出していないのでしょうか。日置市も、30km圏内に約2万7,000人ぐらいが住んでいる町ですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

日置市での開催というものにつきましては、県のほうが判断することと考えております。

ただ、県において、専門委員会の報告書を基に作成されました九州電力及び原子力規制委員会への要請書（案）に対しての、広く県民から意見を募集することと伺っております。それにつきまして、本市においても要請書（案）と報告書（案）の閲覧ができるようにしておりますので、そちらを閲覧していただきまして、ご意見がございましたら、県のほうへお出しいただければと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

国が、まだこれからも原発を使い続けていく方針だということが、今回しっかりと示されてきているわけで、福島を事故を私たちは忘れてはならないと思います。3万人もの人たちが、まだふるさとに帰れていない。地震は次々起きていますよ、いろんなところで地震は多発しています。こんな状況の中で、川内原発でもし何かあったときには、私たちが被害者になるんじゃないかなと、そういう不安を持ちながら市民はみんな暮らしているということですね。そして、コロナの状況でも避難訓練なども十分に行われなかったり、市民全員が無事に避難するようなことは本当に不可能だと思います。

私たちの問題として、今後とも、市としても取り組んでいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。米軍機の低空飛行問題です。

20件も目撃情報が、12月議会で私が一般質問したその後のことを伺いましたが、20件。この目撃情報が寄せられた地域は、やはり吹上なののでしょうか、そこら辺を伺っておきたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

主に、吹上地域のほうからの目撃情報が多数寄せられているところでございます。

○16番（山口初美さん）

低いところを飛ぶ訓練です。これは、本当に危険なんです。すごい音がしますし、12年ぐらい前でしたかね、前、日置市で目撃情報が何回も報告されたときに、そのときは赤ちゃんが驚いて泣き出したというようなこともありました。ショックを受けておられる高齢者の方もおられたり、本当に安心して暮らせないと思うんですね。

県に連絡をして、県が関係機関に対して飛行事実の確認を行い、おおむね3か月程度で回答を得て、希望される方へはお知らせしていると、こういうような市の対応なのですが、20件の目撃情報が多いのか少ないのかは分かりませんが、このようなものが突然、夜飛んできたり、こういうことがあってはならないと思うわけです。

市からも、防衛省だとか米軍に直接言うのは難しいかもしれませんが、そういうふうに危機感を持って、もっと市民の声を直接伝えるという、そういうことが市のほうでできないのか伺っておきたいと思います。これは日本国内いろんなところで、直接言ったら、すぐに飛ぶのをやめたよというところの例があるそうですので、この点、伺っておきたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

市の対応としましては、今現在も県を通じて九州防衛局等に安心安全確保の徹底を米軍のほうに要請しているところでございます。

市として要請するかどうかということに関しては、また今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○16番（山口初美さん）

市民の不安に応える。怖かった、びっくりしたというような、もう飛ばないでくれというような声を、市のほうも、ぜひ直接届けることを前向きに検討していただきたいと思います。実際、飛ぶのをやめたという例が幾つもあるそうなんです。鹿児島県内の離島だとか東北のほうとか、そういうことも申し上げておきたいと思います。

6問目は子どもの医療費の無償化の拡充についてですが、県への要望を引き続き行っていきますというようなことなんです、今年、

新たに高校卒業までにしたところが南九州市なんですね。昨年までは、日置市と同じ中学校卒業までだったのですけれども、南九州市が今年から高校卒業まで実施していますが、ここがどうして今年からできるようになったのか、その点は調査していただきましたでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

南九州市が今年度から開始したということにつきましては、認識しておりましたが調査のほうはしておりませんでした。

以上です。

○16番（山口初美さん）

子ども医療費の無償化は何回も取り上げておまして、今現在、子どもと言われるのは、高校生の18歳までが子どもということになりましたが、子どもはみんな、医療費は無料ということになるわけなのですが、今、鹿児島県以外のところは病院の窓口で、もう払わなくてもよくなっているんですね。

それが、鹿児島県では一遍払って、後で3か月ぐらいたってから返ってくると。どうせ返すのであれば、もう窓口で無料にするべきだということも繰り返し要求しているのですが、鹿児島県で何でできないのか、そこら辺について、当局のほうはどのように考えておられますか。ほかの県はやっているのに、鹿児島県は何でできないんだろうか。そこは当局としてはどのようにお考えか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

県全体で考えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、先ほど市長のほうからの答弁にもありましたように、県のほうへ要望書を提出していらっしゃると思いますので、そちらのほうでまた考えていく形になっていくと思われれます。

○16番（山口初美さん）

鹿児島県全体での問題になってくるわけですね、窓口で払わなくてもいいようにするというのは。やはり、引き続き県へ要望書を出していくしか道がないんでしょうかね。その点は、ぜひ引き続き頑張っていただきたいと思いますが、高校卒業までの医療費の無償化は、自治体が、市だけ申し上げますと鹿屋市もやっています。阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、これだけの自治体は高校卒業まで実施しております。こういうふうが増えてきたんですね。

これは、今、子育て支援が大事だということで、どの町でも、多分、市長が決断をされてこういうことができているんじゃないかと思いますが、財源がないとかっていうのは、やはり財源が必要なわけですね。そこら辺は、きちんと検討していただきたいと思います。ほかのできている自治体ではどうしてできているのかということをもっと当局としても、市長としてもぜひ研究していただいて、市長の決断でできているところだってあるわけですから、その点は、ぜひまた前向きに検討していただきたいと思います。

市長の力の見せどころっていいですか、子育てが安心してできる町にするためには、子どもの病気のお金のお金を心配をしなくてもいいような、そういう自治体にしっかりとしていく、そのことは最優先課題ではないかと思いますが、その点、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（永山由高君）

今、全国で、市町村単位での子ども・子育て政策を競い合う状況が生まれています。一方で、どの町に生まれているか、そしてどの町で育っているかという住む町によって子育ての負担が違うというのは、これは本質的にはよい状態ではないというふうに認識をしています。ですので、今、国でもこども家庭庁

の設置を経て、子育て環境に対する整備は進めているという議論は進行中です。

私としては、まずは、どこで生まれても、どこで育っても、等しく子どもたちがしっかりと育つ環境を整備する。そこに向けて、これは県市長会、九州市長会、全国市長会でも議論を重ねているところでありますので、引き続き声を上げてまいりたいというふうに思っています。

同時に、日置市内においては、昨年度から学校給食費に対する補助を始めておりますが、できるところからしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○16番（山口初美さん）

できることからしっかりとやっていきたいというご答弁でございましたが、この子ども医療費の無償化は、今、市長がおっしゃったように国がやるべきことですよね。住んでいる自治体で差があってはならない、一人一人の子どもたちを大切に育てていくという、そういう国の基本となる政策をなぜ国がやらないのか。でも、国がやらないのなら、自治体もしっかりとやっていかななくてはならない、そういう問題ではないでしょうか。そのところを、また引き続き検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。除草剤の問題ですね。

この時期は、次々草が育って、私も言い訳するときには、草を植えてあるんですって言うたりするのですが、草との戦い、本当に大変なのですけれども、除草剤が国の道路管理や県の道路管理のところで、どんどん使われてきているんです、除草剤を。これは大変な問題ですよ。私ども、県議会でも国会でも取り上げて、安易に使用してはならないということを警鐘を鳴らしたいと思えます。

除草剤は、外国ではもう使われていない、禁止されているようなグリホサート、ラウン

ドアップの人への発がん性と、それから近年言われているのは自閉症など発達障がい、それから生殖系への影響、パーキンソン病や急性毒性として皮膚炎とか肺炎とか血管炎など、いろんなことが言われているんです。

外国では禁止されているようなものを日本では使われているんだという認識を、私たち、しっかり持っていかないといけない。今すぐ、どうこうということはないかもしれませんが、未来の子どもたちや、そして、この地球環境のいろんなことに影響があるんだということを、そういうことをきちんと捉えていかなければならない。安全だといって、テレビでもコマーシャルしています。JAさんなんかもドラム缶で売ったり、そういうことがやられている。そういう状況の中で日置市の道路維持作業に除草剤が使われ出したということは、私は危機感を持っております。

市は使わないから偉いというふうに、私はこれまでは思っていたのですけれど、実際にまかれているのを見て啞然としました。そして、悲しくなりました。どんな影響があるかも分からないものを簡単に使ってはいけないと思います。

市民の皆さんの声としては、田植の頃にまかないでほしい、それから山菜取りに行った人が、山菜を取りに行ったのに除草剤がまかれているのを見て、ああ、もう今年は山菜が食べられないなど、そういうことがあるわけです。

そして、除草剤は土にしみて、そしてまた雨が降ったりしたら川とか海とかに流れていくわけですね。そして、人間の口に返ってくる。そういうことを真剣に私たちは考えていかなければならないと思うんですが。

除草剤を使った根拠としては、人家のない一部路線で試験的にやったんだというようなことで、ここに答弁が書かれておりますが、実際、私も立ったまま枯れている草のところ

を申し上げましたら、昨日、ちゃんと刈っていただきました。見苦しかったんですね。当局のほうも見苦しいというふうに判断をしていただいて、刈っていただいたようです。

これまでどおり、機械による刈取り作業が基本的な考え方だというご答弁を頂きましたので、その方向できちんと草を刈っていただきたいと思います。

そして、作業をする人も、シュッシュシュッその葉をまいて、それが自分のやった仕事だと振り返ったときに、本当に情けなくなるんじゃないかと思います。草を刈って、さっぱりして、きれいになったなど、そういうふうに思える道路維持作業であり続けてほしいと思いますので、その点いかがでしょうか。

ご答弁、もう一回いただいでいきたいと思ひます。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

1問目の回答でありましたとおり、基本的な考え方は、これまでどおり機械による刈取り作業であると思ひておりますので、そのように取り組んでいきたいと思ひております。

○16番（山口初美さん）

それで、刈った草木はクリーンセンター及び各地域の市有地に運搬して処分していますということなのですが、処分と書いてありますが、これは焼いたりはしていませんよね、どうなんでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

市有地に運搬しまして、仮置きしておきまして、それから数年経過後、産廃処理場に運搬して処分しております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

それでは、処分に困るといふようなことは、今、起きていないのでしょうか。その点を確認しておきたいと思ひます。

○建設課長（田口悦次君）

困っているという状況ではございません。

○16番（山口初美さん）

それでは、最後の質問、学校教育の現状について。

年度の当初は必要な教員数は満たしておりますというのが答弁だったんですが、これ、途中ではどうなのでしょう。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

昨日現在、定数をしっかりと満たしておりますので、現在のところ、大丈夫でございます。本年度、足りております。

○16番（山口初美さん）

ちょっとうまく聞き取れなかったのですがね。

先生もいろいろなことがあって途中で休まれることもある。私の子育ての経験の最中には、先生が心を病まれてお休みになったりということもありました。そういうときに、きちんと代わりの先生が来ていただけるような、そういう体制はできているのでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在のところは、年度当初より変わらず、定数に達しております。

また、議員がおっしゃるように、途中、病休等でお休みの場合につきましては、教育事務所と連携いたしまして、早急な配置に努めてまいりたいと思ひております。

○16番（山口初美さん）

超過勤務の上限を45時間とした場合に、毎月二、三割程度がこれを超えておりましたということなのですが、これは大体しかつかめないと思ひます。学校の教育現場ではタイムカードも使っていないし、給特法というのがあって、残業がどうのこうのということが問題にならないようなふうになってはいますが、でも、先生方の長時間勤務というのは大変問題だということで国も調査をいたしました。が、本当に日置市では毎月二、三割程度の

超過勤務なのでしょうか。

先生方は家に持ち帰っての仕事も多いですので、その点は置いといても、月二、三割程度で済んでいるのでしょうか。結構、学校の様子を見ていますと、遅くまで電球がついていたりすることも多いんですがね。その辺は、どのように調査をされたのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校からの報告を受けまして取りまとめております。議員がおっしゃるとおりですね、4月、5月、年度当初とかは40%を超える数字でございました。8月であったり、夏季休業中だったり、冬季休業中を含む1月であったりというところにつきましては、10%未満というところもございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

長時間労働ももちろん問題なのですが、きちんと身分を保障されずに、次の年も先生として働くことができるんだろうかと、そういう期限付の先生方が、大変、私は多いように思っていたのですが、今のご答弁では臨時的な任用教員は1割というふうに言われたのですが、本当にそうですかね、私は疑問に思います。

その点、もう一度よろしく申し上げます。

○教育長（奥善一君）

先ほど申し上げた数字は今年度当初の数でございまして、先ほど議員がご指摘された、途中で先生方が休んだ場合の代替の先生というのが必要になってくるわけですね。こういう方につきましては、臨時的任用の先生方に当たっていただくこととなりますので、状況によってはもう少し増えていくことは想定をされます。

そして、ご心配されているように、そういう代替りの先生方が不足している状況というのは、これは全国的にございまして、私どもの大きな課題として、今、取り組んでいると

ころでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

全国的に、教員が足りない、先生が足りないということは言われていますよね。そういうことを大本からなくしていく、そういう国の教育行政の在り方が、今、問われているんだらうなと思います。

先生たちの気持ちの余裕がない、忙しそうだったりすると、子どもは先生にいろいろ話をしたくても、こっちのほうから言えずに自分で抱え込んでしまうんですね。コミュニケーションが取りにくい、そういう状況で子どもたち同士のトラブルがあったり、先生にいろいろ遊んでもらったり、うちの子どものときには昼休みなんか一緒に遊んでくださる先生も結構おられたんですけども、そういう先生たちの忙しそうな、大変そうな状況が、子どもたちに与える影響というのも多いと思います。

それと、今、スクールソーシャルワーカーの先生方の雇用が、日置市も——今、何人いらっしゃるんですけど、スクールソーシャルワーカー。スクールカウンセラーは子どもたちの話を聞いたり、動く立場ではないので……。

○議長（並松安文君）

山口初美さん、時間が過ぎておりますので。

○16番（山口初美さん）

はい。市としてできることをそういう形で実現できないか伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等につきましては、大変な活躍をいただいているところです。今後も連携を取りまして、さらに子どもたちの相談にしっかり乗って、サポートしていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

長倉浩二君の質問を許可します。

〔4番長倉浩二君登壇〕

○4番（長倉浩二君）

こんにちは。先日6月4日の日曜日、日吉では4年ぶりとなるお田植祭り「せつとべ」が、吉利では鬼丸神社で、日置では八幡神社でそれぞれ開催され、地域では終日「せつとべ」の歌が響きわたり、久々に土と焼酎の香りに満ちあふれた日吉の里となりました。

永山市長におかれても、白装束姿で踊りの輪に参加、加わっていただき、それこそせつとべ、豊作祈願をしていただきました。

その日置八幡神社の背後、東側に広がる森林は今、新緑がまぶしく、向江山を中心とした日吉の美しい景観の1つをつくっています。

ただ、森林はそれだけでなく、水や空気を生み出し、土砂災害防止、生物の多様性に、そして地球温暖化防止にと広域的機能にも役立っています。

しかしながら、一般的に森林はこれまで時代の趨勢と共に、時にははげ山にされたり、開発という名の下、一山潰されたりすることもありました。また今後、国民病と言われる花粉症対策として、花粉を減らすために、杉人工林を現在の年間5万m²から7万m²に拡大する計画も発表されました。

片や森林は信仰の対象になることもあり、人々の生活を支える木材をはじめ、多様な産物やまきというエネルギーなどを活用する知恵を育んできました。

そのような中で、日本独自の木、竹の文化が生まれてきたのではないかと考えております。寺院をはじめとする木造建築物や、指物、漆器などの工芸品、竹籠などが代表的なものではないでしょうか。

それが、より便利、安い、速いという価値観により、かまどが消え、まき風呂が消え、身の回りの生活用品は石油製品のプラスチックに取って代わられるなど、森林、林業への関心、依頼度が薄くなってしまい、森林と距離を取るようになってまいりました。

森林は日置市に1万4,936ha、総面積の58%余りを占めています。先人たちが戦後の木材需要を見込み、植林し、大切に育ててきた人工林が多くあります。それが今、時を経て伐採の時期を迎えています。

この陸上で最大の自然資源である森林で、林業で、また林業に関係する枝葉となる新たな産業で、稼げる林業を目指していくべきと考えます。

森林資源は、再生可能な無限の資源であります。さらに森林を育て、そこから生産される木材を利用、活用する文化を再考していくことは、決して懐古主義的ではなく、地域の雇用を高め、環境保全のために、保健・文化のために大事なことであり、持続可能な開発目標SDGsの達成に不可欠だということです。

例えば、森林は多様かつ貴重な生態系の保全に役立つことから、15番、陸の豊かさを守ろうに、森林は、産業活動や家庭生活により排出されるCO₂の吸収、地球温暖化防止に効果があることから、13番、気候変動に具体的な対策を、森林による水源の涵養に役立つことから、6番、安全な水とトイレを世界中にへ、森林が育むきれいな水や澄んだ空気を、空気、癒しの効果等から、3番、全ての人に健康と福祉を、そして、豊かな森づくりは豊かな海づくりにつながることから、

14番、海の豊かさを守ろうに、などをはじめ、ほかにも多くの目標貢献に期待できます。

今回の一般質問は、時代に即した林業のさらなる普及発展と、市民の大切な財産である市有林の活用を考え、森林の価値を高め、持続可能な循環型社会の構築を目指し、幾つかの施策の提案をさせていただきながら、通告に従い質問したいと思います。

ここで、大きな1問目、林業の持続的発展に向けて、その1問目です。

本市の林業を取り巻く現状と課題をどう捉えていますか。

本市だけでなく、森林の所有者は小規模、零細な規模の所有者が多く、また、高齢化や、所有者が市外、県外に移られるなどにより、森林の適切な経営、管理が行われないことから森林の将来が危ぶまれる状態となり、国により平成31年4月から森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。

先日配布された広報ひおきにも紹介されていましたが、広大な森林が対象となります。計画どおり進んでいるのでしょうか。

そこで、2問目の質問です。本市での森林経営管理制度の進捗状況はどうなっていますか。

最近、近くの国道を走っていると、木材をいっぱい積んだトラックが南へ北へ走るのを多く見かけます。また、周りの人から、「お宅の木を切らせてもらえないか」と業者から言われた、などと聞きます。

県内では木材が多く切り出されているように感じますが、実際はどうなのでしょう。確かに、戦後植えられた人工林は、多くが伐期を迎えているようです。

そこで、3問目の質問です。本市の私有林の木材の生産状況はどうなっていますか。令和元年度から4年度分について、お示ください。

人工林は植栽後、目指す森林の機能を高めるため、間伐を何回も重ねて行うのが理想です。そして、最終的には、全ての木を切り出してしまいます。しかし、林業への関心の低下や、市外・県外に移られた森林所有者も多く、山を丸ごと売り払い、買い取られた方が、そのまま全ての根を切ってしまうケースもあるようです。

持続可能な森林のため、土砂災害防止のためには、その伐採後は植林することが求められています。

そこで、4問目の質問です。本市での皆伐後の植林の状況はどうですか。

森林を持続的に管理して、そこから生み出された木材を利用し続け、植林を行っていけば、大気中のCO₂は増えも減りもしない、いわゆるカーボンニュートラルの状態になります。経済林といわれる人工林から出た木材は、地域内の製材所、工務店などと連携し建築物への木材の持続的活用を、生活林といわれる天然林から出た木材はまきとしての活用を促すなど、地元の材を地元で使う、いわゆる地材地消で林業を活性化すべきと考えます。

そこで、5問目の質問です。市内で育った資源、木材ですが、これを市内で循環するシステムを構築できませんか。

さて、森林はその所有者から、個人・会社などが所有する私有林、市や県が所有する公有林、そして国が所有する国有林があります。それぞれに求められてきた役割は、時代の変化にもより変わってきたのかもしれませんが。

そこで、大きな2問目、森林所有者としての市の取組について。

その1問目です。633ha余りに及ぶ市有林の経営方針はどうなっていますか。天然林、人工林別に示してください。

令和5年度の一般会計当初予算書歳出では、市有林管理費予算は、森林保険料210数万円とその他委託料100万円のみです。森林

の保育に要する経費が、森林組合との森林管理協定により予算に出てきません。

そこで、2問目の質問です。令和元年度から4年度までの、市有林の経営の収支状況及び間伐等保育施業面積を示してください。

公有林としての役割は、公益的機能の発揮を重点にすべきという意見もあります。確かにその役割も大事かもしれませんが、しかし、経済林として植林された人工林については、それを切って加工し活用することが、何よりも大事と考えます。

そこで、3問目の質問です。市民共有の財産である市有林の活用をどう考えていますか。

以上、1回目の質問とします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、林業の持続的発展についてのその1、現状と課題について。

過疎化・高齢化の進展に加え、相続等で森林所有者が地域に居住していない事例が増えたことで、所有者の森林経営に対する意欲が低下し、管理の行き届かない森林の増加が懸念されております。

近年、杉・ヒノキの人工林は本格的な利用期を迎えており、市外の林業事業体による皆伐が増加してきている中で、森林所有者の再造林に対する理解が得られないという課題があります。

また、本市には担い手となる林業事業体が1事業体のみで、労働力・人材確保も課題の一つであると認識しています。

その2、森林経営管理制度の進捗状況につき回答します。

令和元年度より森林経営管理制度に取り組んでおり、これまでに経営管理権を4地域49ha設定し、うち3地域39ha分は既に林業事業体へ委託済みでございます。その他の地域は、森林所有者のアンケート調査結果を

基に実施可能地域の絞り込みを実施している状況でございます。

その3、木材の生産状況につき回答します。

令和4年度がまだ集計中のため、令和3年度までの木材生産量をお答えします。

令和元年度1万1,256m³、令和2年度6,389m³、令和3年度1万3,738m³となっており、令和2年度を除き増加傾向にあります。

その4、皆伐後の植林の状況につき回答します。

直近のデータでは、皆伐面積45.8haに対し、再造林面積0.7haで、1.5%の再造林率となっています。

その5、循環するシステムにつき回答します。

市内には、木材市場がなく、製材事業所も少ないため、市産の木材を市内で循環させるシステムを構築することは難しいと思われま

す。県によると、昨年度、本市を含む鹿児島南薩地域の素材生産業者と製材加工事業者で組織する、原木安定供給協議会が設置され、当該地域内において、中間土場から製材加工事業者へ直送する取組が進められていると伺っております。

質問事項2つ目、森林所有者としての市の取組についてのその1、市有林の経営方針につき回答します。

平成31年に、市有林も含めた日置市森林整備計画を策定しています。その計画としましては、人工林と天然林ごとではなく、森林の有する機能ごとに目指すべき森林資源の姿として基本方針を定めています。

森林の機能としましては、水源涵養機能、山地災害・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能に分類しています。その中でも、市有林の82%を占

める杉・ヒノキなどの人工林につきましては、木材等生産機能を重視しており、安定的な供給の観点から、適切な保育や間伐及び皆伐、再造林に努めていくこととしています。

その2、市有林経営の収支状況につき回答します。

令和元年度施業面積8.7ha、収入額123万2,000円、令和2年度16.1ha、191万6,000円、令和3年度0.4ha、6万5,000円、令和4年度9.5ha、187万3,000円となっています。

その3、市有林の活用につき回答します。

重視すべき機能に応じて保全や活用を進めてまいります。特に人工林については、市民と共有できるような公共施設などでの木材利用を図るとともに、皆伐の再造林を着実にを行い、二酸化炭素吸収源としての役割を果たし、ゼロカーボンシティの実現に貢献したいと考えています。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

今、様々な課題があるということでしたけれども、その中でも労働力・人材確保について伺います。

今、いろんな業界で人手不足が言われております。今、県が定める地域森林計画に基づく日置市森林計画で、林業従事者の確保についてはどのように定め、その成果はどうなっていますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市森林計画の中で、林業従事者の育成・確保につきましては、適正な森林整備を図る上では重要な課題と位置づけまして、林業事業体の雇用の安定化、それから各種保険、社会保険への加入促進など、就労条件の向上に努めることとしております。また、各種研修会への受講、資格取得への支援、労働災害の軽減などを図ることとしております。

結果といたしまして、直近のデータで市内

の林業従事者数につきましては、平成27年が49人に対しまして、若干データでは古いですが、令和2年度で49人ということで、何とか維持している状況でございます。

○4番（長倉浩二君）

はい、分かりました。

それではその次の、森林経営管理制度の進捗状況について詳しくお伺いしますが、今お聞きした面積ですね、設定面積の実績からすれば、この制度はまだ緒に就いたばかりだということになります。資料によれば森林所有者へのアンケート及び説明会を開催するようになっています。

その際、その一番の森林の目指すべき森林、いわゆる森林のビジョンを、それぞれその森林所有者にどのように示していらっしゃるんですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

経営管理制度のスタート時点での森林所有者への説明でございますが、基本的に管理の行き届いていない人工林を、将来的に品質の良い木材生産ができるための施業として、まずは間伐することが重要であるということをお話して、推進を図っております。

○4番（長倉浩二君）

これまで、間伐材は林内に放置する、いわゆる切捨て間伐が主だったと思いますが、やはり間伐材は持ち出して経済的な価値を与える必要があります。決して間伐することが目的ではなく、今部長のほうからも説明があったとおり、目指すべき森林をつくるために間伐をするわけで、そのために発生する間伐材を生かさず手はなく、掛かりのいい山林は別として、作業道の設置が非常に大切になってまいります。

でも、その費用を所有者に負担させるには、この森林管理経営制度の推進の障壁になりかねません。そこで、作業道の開設を、その間伐材の売上げで賄うように計画できないもの

でしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林所有者さんから委託を受けました際に、市が事業体を委託するときの選定の際に、林業事業体から見積りを徴収いたしました。その中で、軽微な作業道等に関わる費用は、議員が言われるように、木材の売上げで賄う形で見積もっていただいております。

なお、また、市の森林環境譲与税を活用して作業道を新たに整備するという事も可能になってございます。

○4番（長倉浩二君）

目的達成のためには、いろんな手段があつてしかるべきだと思います。今ありました森林環境譲与税を活用できるのであれば、そのような方法で、いずれにせよ所有者の負担をなくして、目的を達成していただきたいというふうに思っています。

岡山県のある村では信託銀行と連携し、森林信託という制度を活用して、この森林経営管理制度と同様の事業内容を展開し、効果を上げている例もあります。今後、参考に見てはいかがでしょうか。

続きまして、本市私有林の木材の生産状況でございますが、今答弁がありました中で、令和2年度の減少が非常に落ち込んでいるんですが、その要因は何だと考えていらっしゃいますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

令和2年におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、移動制限や経済の停滞が懸念されている状況でございました。その中で、住宅メーカーからの受注の減や木材需要の先行きが見通せないということで、生産調整が行われたということでございます。

○4番（長倉浩二君）

市内で育てられ伐採された木材の行き先は、どこなんでしょうか。また、その目的という

か、その用途は何なんですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

県内の木材市場や製材所につきましては住宅などの建材として、それから中国への輸出では梱包材や土木用としての用途のようでございます。また、チップ加工されて、県内等のバイオマス発電の原料にもなっております。

○4番（長倉浩二君）

日置市建築等木材利用促進方針に基づき、木材利用を促進したこれまでの公共建築物、ここ数年で何がございませうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

令和2年から3年にかけては、吹上の温泉住宅が県産材を使って木材建築されてございます。また、学校などの教育施設においても内装材の木質化ということで、取り組んでおります。

○4番（長倉浩二君）

同様に民間の建築物で、この方針に基づき木材利用は促進された例は、どこがございませうでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

民間による木材利用の建築物等につきましては、今のところ把握できておりません。

○4番（長倉浩二君）

今後、そういう事例も把握しながら、民間の事例で顕著な利用例には相応の評価をし、他の模範となるような認証などすべきだと思いますが、そのような認証制度は今後考えられないでしょうかね。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在は、本市においてはそのような認証制度はございませんけれども、先進的な他市の取組などを調査・研究してまいりたいと考えております。

○4番（長倉浩二君）

次の、皆伐後の植林の状況についてですが、先ほどの答弁で再造林率1.5%、非常にこ

う、ゆゆしき問題だというふうに思っております。20年、30年後の山がどうなるのか、非常にこう、危惧されるところでございます。早急な対策が必要だと思います。

この、植林が進まない理由は、先ほどもありましたけど、もう一回、この理由、原因とその対策をどう考えていらっしゃるでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員もおっしゃいましたように、非常に今、利用期に来ておまして、市外の業者さんが山ごと買ったり、もしくは木を切らせてくれということで、森林所有者の方々が承諾をしているわけですけれども、やはり30年後40年後、もしくは再造林してからの当面の管理ということも含めまして、なかなか森林所有者の理解が得られない、いう状況でございます。

対策といたしましては、天然更新という形での伐採届になってまいりますので、5年後に雑木林であっても、ちゃんと森林という形を形成しているかどうかの確認を行います。もし、そこでなっていないければ、何かしらの再造林を再度お願いするというにはなります。

皆伐直後の再造林につきましては、県と一緒にになりまして、根気よく推進していくしかないというふうなのが現在の状況でございます。

○4番（長倉浩二君）

森林の持続的管理発展のためには、切って使って植林するというシステムが、サイクルが必要でございます。伐採と計画書の提出がないままに伐採し、あるいは伐採後植林をせずに、その結果、市から顛末書の提出を求めたり、指導書を発出した、という例はございますでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

直近の令和4年度においてでございますが、無届け伐採が3件発生しております。指導書

の発出と顛末書を徴収しております。なお、伐採届けで再造林となっているにもかかわらず、植林がされていないという案件はありません。

○4番（長倉浩二君）

それでは、次の循環システムについてお伺いしますが、製材された木材は、先ほどの日置市建築等木材利用促進方針に基づき、市内工務店などと連携していくほか、今、計画がつけられている木質バイオマスエネルギーのエネルギー源として、市有林の間伐材や端材、おがくずなどを活用するよう、計画に盛り込めないでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

間伐材の中で建材や中国との輸出に向かない材につきましては、現在もチップにいたしまして、県内の木質バイオマスエネルギーの原料として、用途が流通してございます。

今後、市内の木質バイオマスエネルギーの事業者等が起業されれば、連携を図っていく必要があると考えております。

○4番（長倉浩二君）

続いて、生活林からのまきをエネルギーとして活用できるよう、住宅や事務所に暖炉やまきストーブを普及させる仕組みはできないでしょうか。

季節感のない質問で申し訳ないですが、よろしくお願ひします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

日置市2050脱炭素ビジョンにおいても、森林をバイオマス資源とした活用方法を検討することとしております。その中で、今年度、資源エネルギー庁の補助事業を活用し、市内の木質バイオマス資源の燃料としての供給の可能性や、熱需要の両面から、エネルギーの可能性を明らかにする調査を行うこととしております。

ご質問にありました暖炉やまきストーブを

普及させる仕組みにつきましては、調査結果も踏まえ、再生可能エネルギーの活用方法の一つとして研究する必要があるものと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

同様に、市内の公共温泉施設等では重油などをたいている施設がございますが、これを、木材を使ったボイラーに替える計画はございませんか。替えていきませんか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

先ほど申し上げました、今年度実施いたします可能性調査の結果も踏まえ、設備導入に当たっての初期費用やランニングコストなど、費用対効果も考慮の上、再生可能エネルギーの活用方法の一つとして、参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

続きまして、市有林の経営方針についてでございます。

森林施業に、同一林内で樹齢や樹種の異なる木を育てる、いわゆる複層林施業がございますが、これは、豊かな森づくりのためには非常に効果的だと言われております。経営方針にはどのように盛り込まれておりますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市森林整備計画におきましては、育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、県の長伐期施業の手引を参考に、自然条件を踏まえた構成樹種及び林分構造等を勘案して行うものと定めてございます。

○4番（長倉浩二君）

日吉の扇尾の深固院の森には、今の杉の山の中に、下のほうには樺が植えてあるという、針広混交複層林がつくられておりますので、またその辺も参考にさせていただければと思っております。

続きまして、森林経営の周知状況ですが、先ほどの答弁で令和3年度が急激な落ち込みを見せておりましたが、その原因は何ですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

令和3年度につきましては移動制限等もありまして、鹿児島森林組合のほうの施業というも大分こう縮小、総体的に縮小したようなことが原因かというふうに考えております。

○4番（長倉浩二君）

分かりました。

その市有林の管理経費、木の売払いなど、収支の流れがよく見えないということがございまして、見える化するために、市有林管理に関する会計を特別会計にする考えはございませんですか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市の市有林の管理につきましては、鹿児島森林組合との協定締結時より、間伐など計画的に施業していることと、施業の収支報告なども適正に実施されており、事業管理としても比較的複雑でないことから、今の段階では特別会計への移行は考えておりません。

○4番（長倉浩二君）

では、市有林の活用についてですけれど、今、全国の17の府県で、林業の担い手や指導者を育成することを目的に林業大学の設置が進んでいます。

鹿児島県でも林業の担い手確保・育成について協議が始まり、9月をめどに林業大学の設置を含めた方針が取りまとめられるということになっておるようです。森林のプロ、人材の育成が急務というふうに感じているようです。

確かに、地域の森林を長期にわたり、俯瞰できるプロが必要でございます。

そこで、県と協議し、市有林をその大学の演習林として、間伐等の実施や集材路の開設実習の場としてもらい、もちろんただで、切り出した間伐材を活用するという事は考え

ないでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

将来、県立の林業大学校が設立されて演習林等の募集があった際には、日置市の市有林、前向きに手を挙げてまいりたいと考えております。

○4番（長倉浩二君）

県も県有林というのを持っていますので、改めて市の募集をするかどうかは分かりませんが、積極的に仕掛けていただければと思います。

先人たちが苦勞して植林されてきた木を市内で利用するため、市内木工業者や大工さんたちと連携して、過去からの贈物として、子どもたちのために、市内小中学校の机や椅子をつくることはできないでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市での関係部局との協議にもよりますが、市内外の木製品製造事業者との調整が整うようであれば、モデル的に検討することは可能でないかと考えております。

○4番（長倉浩二君）

最後に、永山市長の森林林業への意気込みをお伺いしますが、森林林業は高度経済成長時代を境に、人材の都会への流出や外材の流入等により、なりわいとしてのその魅力が低下し、山への興味、関心が薄くなりました。放置された山は痩せ細り、災害の原因とまで言われてきました。

しかしながら、地球環境問題への人々の関心の高まり、SDGsの提起などにより、森林の適切な管理による豊かな森の醸成は、これらの問題に向かい合うためには大事なことであることに気づき始めたようでございます。

だからといって、森林を守ることに偏ることは危ないことで、森林からの恩恵を適切に使うこととバランスを取ることが何よりも大事だと思います。木の価値、森の価値をみんなが再認識するようしむけることは、行

政の責務だと思います。

国土交通省の資料で住宅の着工戸数を見れば、住宅着工総数に占める木造在来工法による住宅の割合は半分には満たないものの、ここ数年増加傾向にあり、木への憧れ、ニーズは、潜在的に森の国の人としての日本人のDNAに組み込まれているのではないかと思います。少しほっとするところもあります。

最後に、市長の森林林業の持続的発展への取組の意気込みをお伺いして、一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

ここ数年、グランピングをはじめとしてアウトドアブームというものがまた来ております。また、去年は伊集院森林公園において、市民の皆様がキャンドルナイトというイベントを開催されるなど、森林環境と親しむという動きは市民の皆様の中にもあるように感じています。

一方で担い手不足など、森林に従事する方々を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、これは行政だけで取り組めるものではないと感じております。関係機関としっかり連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、7番 是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔7番是枝みゆきさん登壇〕

○7番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。本日最後の一般質問となりました。

さて、日本は今後も長期にわたって人口の減少が見込まれています。中でも少子高齢化は顕著で、そのことによる様々な社会問題が起きていることは、皆様ご承知のとおりでございます。

本日は、社会変化の中から起こってきた身

近な問題を2点取り上げてみました。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

1番、公共交通について伺います。

(1) 乗合タクシーについて。

ア、高齢化と運転免許証返納者の増加を見据えて、4月よりコミュニティバスが、東市来・吹上が廃止され、乗合タクシー運行となり、これまでの乗合タクシーの運行方法も見直されました。このことにより利用者にとどのような変化があったのか、伺います。

(2) 市街地の公共交通について伺います。

ア、伊集院市街地は、コミュニティバス路線はあるが停留所まで遠いなど、移動手段は厳しい現状だと思います。市民からの要望・意見はないか伺います。

イ、現在取り組んでいる乗合タクシーのように、市街地も要求に応じて走るデマンド交通を取り入れる考えはないか伺います。

ウ、全国でA I オンデマンド交通を開始する自治体が出てきたが、本市の考えを伺います。

大きな2番です。墓地について伺います。

(1) 市営墓地の管理状況について伺います。

ア、全区画に対する使用状況はどうか伺います。

イ、管理の状況はどうか伺います。

ウ、管理料や使用料はどうしているのか伺います。

(2) 全国的に墓じまいが増加しております。本市の市営墓地の状況はどうか伺います。

ア、近年の改葬件数はどうか。

イ、改葬先の現状はどうか。

(3) 市営の無縁墓地の状況について伺います。

ア、現状はどうか。

イ、管理体制はどうしているのか。

(4) 個人の墓が集合している墓地の現状

について伺います。

ア、近年の改葬件数と改葬先の現状はどうか伺います。

イ、墓地全体の管理責任はどうなっているのか伺います。

ウ、本市の全体的な状況や傾向をどう捉えているのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、公共交通についてのその1、乗合タクシーの運行方法見直しについて回答します。

昨年度末から乗合タクシーの利用方法に関する問合せが非常に多く、関心の高さ、制度普及の必要性を感じています。これまで乗合タクシーを知らなかった方や、コミュニティバスの停留所へ行くことが困難であった方からは、比較的自宅付近で乗降できる乗合タクシーの利便性を高く評価していただいています。

乗合タクシーは本年度から市全域で、週3日、1日8便へ拡充しており、外出機会が増えるなど利便性が向上したという声を頂いています。

その2、市街地の公共交通についてのア、伊集院市街地について回答します。

伊集院地域において、コミュニティバスの延伸や路線変更などの意見、また乗合タクシーの導入に関する要望等を頂いており、現状として外出機会や移動において不便な面があることは認識しているところです。

イ、デマンド交通について回答します。

東市来地域と吹上地域においては、先行して市街地でも乗合タクシーを導入しておりますが、伊集院地域についてもコミュニティバスの代替手段として、デマンド交通による新たな公共交通体系について検討してまいりた

いと考えています。

ウ、A I オンデマンド交通について回答します。

A I を活用した予約配車システムを用い運行するものがA I オンデマンド交通と定義されており、全国でも取組が広がっていることは認識しています。

本市においてもA I オンデマンド交通の実証運行に向けて、公共交通事業者を中心とした公共交通分科会を立ち上げ、協議しているところです。

質問事項2、墓地についてのその1、管理状況につき、使用状況・管理の状況、管理料や使用料について回答します。

本市には伊集院地域に山中墓地と徳重墓地の2か所あり、山中墓地が460区画中358区画使用中で、徳重墓地が51区画中33区画使用中となっています。

管理については、それぞれの墓地に管理組合があり、管理の業務を委託しています。共用部分の施設維持修繕や敷地内の樹木伐採等は、市費で対応している状況です。

管理料については、それぞれの管理組合が1区画年間500円を徴収しています。使用料については、使用許可申請があった時点で、永代使用料としてどちらの墓地についても1m²当たり1万3,900円を納入頂いています。平均的な広さで計算すると、山中墓地が6m²で8万3,400円、徳重墓地が7.56m²で10万5,084円となります。

その2、近年の改葬件数と改葬先の現状につき回答します。

市営墓地の改葬件数は令和4年度、山中墓地が4件、徳重墓地が0件となっています。改葬先としては、居住地の近くに納骨堂を購入したことが多いようです。

その3、無縁墓地の状況につき、現状と管理体制を回答します。

身寄りのない方や行旅死亡人等の遺骨につ

いては、市営山中墓地に無縁の方の供養塔があり、納骨しています。

供養塔の管理については、市営山中墓地の管理業務を受託する管理組合が行っています。

その4、個人の墓が集合している墓地の現状につき、改葬件数と改葬先、管理責任、全体的な状況や傾向を回答します。

市全体の改葬件数については、令和2年度203件、令和3年度164件、令和4年度234件となっています。改葬先としては、令和4年度の状況で申し上げますと、市内から市内への改葬129件、県内への改葬65件、県外への改葬40件となっており、多くは墓地から納骨堂への移骨、遠隔地へ住む親族が管理しやすいよう引き取るケースが多いようです。

墓地全体の管理責任については、「墓地、埋葬等に関する法律」で定められています。昭和23年の法施行前に設置されていた墓地・納骨堂で、都道府県知事の許可を受けたものについては「みなし墓地、納骨堂」として扱われ、それぞれの管理組合等で管理を行っています。

本市の全体的な状況については、傾向として、過疎化や少子高齢化、信仰の多様性、施設の老朽化もあり、継続の難しい墓地や納骨堂も増えてくると思われます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、乗合タクシーについて2回目の質問に移らせていただきます。

新しい乗合タクシー制度に変わり、バス停まで行くことが困難だった方からは、比較的自宅付近で乗降できるようになったことや、また、外出機会が増えたり利便性が向上したという、大変うれしい利用者の声がありますが、まだスタートして2か月余りではございますが、それぞれの新制度の利用についてはどうだったか、どうであるか、実績を伺いま

す。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

昨年度の4月と本年度の4月を比較した場合でございますが、まず東市来が78人に対し163人、208.97%、それから伊集院が321人に対し334人、104.0%、それから日吉が22人に対し33人、150%、吹上が220人に対し326人、146.85%ということで、実績としては増えている状況でございます。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいまのご回答から、利用者の声が利用率の増加に表れていると思います。高く評価をしたいと思います。

新しい制度ですので、これまで以上に活用いただくためにも、利用法については広報や説明が必要と思われまます。制度開始までの導入説明会の周知にはゼロ予算で頑張っていたらいており、献身的に各地を回られておられます。

まだスタートして2か月余りですが、問合せも非常に多いということですので、周知あるいは丁寧な説明等について、今後の工夫は検討されていますか。お伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

今後の周知につきましては、これまで同様に各地域で出前講座等を実施しながら、若年層でも関心を持っていただけるような動画等をつくって、周知をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

公共交通については、2年間立ち上げていた議員有志による政策研究会において、コミュニティバス、乗合タクシーの現状と課題について議論してまいりました。事業者を含め日置市オリジナルで利便性の高い交通網を研究して、できるだけ早い時期の実施を目指すように政策提案を行いました。当局ではこうしていち早くコミュニティバスの廃止ととも

に、乗合タクシーの新しい運行に踏み切られたところでございます。

この乗合タクシーについては、住民の声から、「これまで伊集院の病院に定期的に受診するために、往復4,000円かかっていました。非常にありがたい。遠いところは500円にさせていただいてもよいから、曜日を決めずにもっと自由に乗れたらなあ」と語っていらっしやいました。1人が300円、そのほか特別な条件を持つ方は200円という値段は、利用者にとっては魅力的なサービスになっているものと感じます。

そこでお尋ねいたします。便数を今後増やすということは可能でしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

便数や運行日数については、市の公共交通会議で費用対効果を見極めながら議論する必要があるというふうに考えております。

現在は、タクシー事業者の負担も非常に大きくなったということから、事業者側の視点による議論も必要になってくるというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

新しいシステムの乗合タクシーに変わって、利用者の声から、今後の課題と考えられるものにはどのようなものがございませうか。伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

乗合タクシーについて、これまでも利用方法に関する問合せは非常に多く頂いていることから、やはり課題は利用方法の周知だというふうに感じております。

実際に利用していただければ、乗合タクシーが非常に使いやすいものであるという実感は頂けるものというふうに思っております。

なお、伊集院地域のみケースではございますが、利用者からは、乗合タクシーで市街地エリア内の移動をしたいという要望は頂いているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、市街地エリア内の運行に際し、エリア内に住む住民が使用できないのはなぜでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

伊集院地域の現状といたしまして、市街地エリア内の移動ニーズに対しましては、コミュニティバスで現在対応をしております。一方、郊外地と市街地を結ぶ移動ニーズに対しては、乗合タクシーで対応するという整備で交通体系を構築しているところでございます。

こういったことから、現在、市街地エリア内は利用できないという状況となっております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

1回目の回答に、東市来と吹上地域においては、先行して市街地でも乗合タクシーを導入しておりますが、伊集院地域についてもコミュニティバスの代替手段として検討をするとなりました。今後、コミュニティバスの廃止を検討していると捉えていいのかお伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

代替手段の内容が固まりまして、実際に運行を開始するという事になれば、コミュニティバスを廃止するという事になると考えております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、市街地の公共交通について、さらに質問させていただきます。

市街地の定時・定路線の停留所がない団地内は、通院や荷物を抱えての買物交通弱者には大変厳しい状況です。

1回目の答弁で、市民からコミュニティバス路線の延伸や変更、また乗合タクシー導入に関する要望等も頂いて、外出機会や移動における不便さも認識しているとのことご回答でした。

私は市街地と呼ばれる場所に住んでおりますが、令和4年11月のデータでは、我々の自治会の75歳以上は175人であります。また、免許返納が多く出るであろう85歳以上は74人、隣接する自治会の85歳以上を合わせると118人となります。この年代は免許返納どころか、そもそも免許を取得していない方もいらっしゃる年代です。近年の免許返納者は何人いるのかをお尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

日置警察署へ免許返納申請を出した方が令和3年が154名、令和4年が157名の返納者数というふうになっております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

現在多くの人口を占める70歳代の方々も、10年後には80歳代になられます。便利な公共交通がなければ免許返納年齢も上がり、交通事故のリスクも上がってまいります。そのような意味からもデマンド交通の必要性は、今後上がっていくものと思われれます。

さて、デマンド交通による新たな公共交通体系との回答がございました。デマンド交通という、にわかに多く聞かれるようになった言葉ですが、まだまだよく分からない市民の皆様もいらっしゃると思いますので、どのようなサービスなのか、デマンド交通を市としてはどのように認識しているのかを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

バスや電車などのように、あらかじめ決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて

指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスであるというふうに認識しております。本市では運行する乗合タクシー、こういったものがデマンド交通に当たるといふふうに考えておりました。効率的かつ弾力的な交通であるというふうに思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

さきに、伊集院地域においても、コミュニティバスの代替手段としてデマンド交通など新たな交通体系の導入について検討していくとの、一歩進んだ前向きなお答えを頂きました。AIオンデマンド交通の実証運行の実現により、どのような社会の実現を目標としているのかをお聞きいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在協議しているAIオンデマンド交通は、高齢者はもちろん学生や子育て世代など幅広い世代に利用いただける交通でございます。非常に利便性が高いために、マイカー依存の解消や新たな利用者層の掘り起こしにつながり、持続可能な交通体系の構築が期待できるというふうに考えております。

本市としましては、誰もが利用しやすく、地域全体で作り上げる持続可能な交通環境のまちの実現、これを目標とさせていただいているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

AIオンデマンド交通の実証運行に向けて、新たに公共交通事業者を中心とした公共交通分科会を立ち上げ、協議しているところであるとのご答弁を頂きました。

免許を返納されたご高齢の方々をはじめ、様々な年齢層やお立場のご意見は反映させなければなりません。分科会ではどのような方々が参加され、協議をされているのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

分科会については、新たな交通サービスの

運行内容や体制など、具体的な事業内容の検証・検討を行っております。県のタクシー協会、それから地元のタクシー事業者、バス事業者、鹿児島運輸支局、こういったメンバーで、協議を現在行っております。この文化会で取りまとめられた内容が公共交通会議で協議されるということになります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま事業者で協議が行われているというご回答を頂きました。

駐車地の検討というのも広く市民の声を反映させなければならないと考えますが、市民の要望を聞く、そのような機会を持てるのか、伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず公共交通会議、これに、市民の代表等も入っていただいているところが1つ。それから、実証実験を実施する場合に、住民参加型のワークショップを開催いたしまして、乗降場所の設定、こういったものに、一緒になって検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

はい、分かりました。

5月に同僚議員4人で、AIオンデマンド交通に取り組む秋田県大館市のモデル事業、m o b iプロジェクトの視察に行きました。高齢化率の上昇や高齢者の免許返納の遅れなどを、課題を抱えた中でm o b iプロジェクトを展開、高齢者等積極的な外出を促進するような暮らしの実現、移動格差の解消、地域経済の活性化の解決により、共生社会の実現を推進するものでございます。

昨年10月1日から開始した実証運行は、市街地の半径約2kmの生活圏内をジャンボタクシーで走るもので、料金プランには30日間5,000円でエリア内を乗り放題の定額乗り放題プラン、回数券プラン、ワンタイム

乗車大人300円、子ども150円の料金プランで、予約はアプリやカスタマーセンターへの電話で行うものでございます。指定された番号の場所に迎えに来て、目的地まで送るというシステムです。私たちは、ワンタイム乗車ということで300円を支払い、運転士さんと語りながら目的地まで乗ってみました。途中で高校生が乗車して相乗りという形になりました。また、大館市では、行政サービスの外勤時、福祉関係での家庭への訪問などもmobiタクシーを使っているそうです。

今後、本市がAIオンデマンド交通の実証実験・実証運行に取り組むとしたら、どのようなところが課題になると考えますか。協議会ではどのようなご意見が出されたのかを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

課題は大きく4つあるというふうに考えております。これはそのまま実証運行の検証のポイントになるというふうに考えておりますけれども、まず1つ目、高齢者にとって利用しやすいサービスになり得るかということ、それから2つ目、高齢者以外の現役世代、子育て世代、こういった方々にどれだけ利用されるかということ、それから3つ目、運行を担うタクシー事業者において十分な体制が確保できるかということ、4つ目が、事業としてそもそも定着させることができるかというところであるというふうに考えております。

現在、実証実験の実施時期、手法など、あらゆる検討を行っているところでございますが、やはりこのAIオンデマンド交通という共通認識を、まずは地元のタクシー事業者も含めて、まずは共通理解を図って、それから実際に委託する事業所、そういったところとうまく、こういった形でつながれるのかということを含め、現在検討しているところで、課題としましては、人員不足、それから使うための車、ジャンボタクシー、こういったも

のなかなかまだ厳しい状況があるというお声は頂いているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

大館市の今後の取組としても、収入源の確保、それから既存の交通事業者との共存方法の検討などが挙げられていました。

本市では、5年度の当初予算では委託料として、コミュニティバスに1,034万2,000円、乗合タクシーに2,064万2,000円、廃止路線代替タクシーに35万円の予算が計上されております。そして、コミュニティバス路線再編の検討住民説明会はゼロ予算として計上されており、当局の予算を抑える献身的な姿は見えます。しかしながら、AIの場合はアプリを使って登録及び予約となることから、現行の乗合タクシーの予約システムとは異なってまいります。

しかし、さっきの大館市ではチラシ作成や配布、新聞広告、イベントに合わせた説明会ブースの立ち上げなど、728万4,000円と、かなり大きな予算を使われておられました。高齢者には特に丁寧な予約システムの説明が必要になってくるため、乗合タクシーのようにゼロ予算で周知は難しいと思いますが、本市なりの工夫は考えておられるのか、お聞きいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

アプリ予約、これにつきましては、本市としても、丁寧な説明が必要であるというふうに考えております。

現在検討しているAIオンデマンド交通は、電話予約も可能となっております。こういった方々に対して設定された乗降場所を地図で示す必要はあろうかというふうに考えておまして、乗降場所の地図、まあ、チラシですね、こういったものもつくるのが重要であろうというふうに考えております。

一方で、スマホによる利用の方が格段に利

便性が向上するということから、スマホ利用における説明会等も積極的に展開していくということを検討しているところでございます。

今後、また高齢者に係る関係部署とも連携をして、周知する体制が構築できればというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

丁寧な説明会を開くとなると、それに伴い予算は生じてくるわけですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在のところは、明確な予算額、こういったものは想定はしておりませんが、現状といたしましては、コミュニティバス、これの廃止というところに必ずつながってきますので、コミュニティバスの予算の範囲内で何とかできないのかということは、これは運行委託も含めてですけれども、その予算の範囲内で、先ほどのチラシ作成とか、いろいろな説明会等もできればというふうには考えているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

大館市では、AIオンデマンドの特性から、若い人の登録が多く、高齢者への利便性という課題は残りますが、これまでバスやタクシーを利用していなかったと思われる新たな利用者層に浸透してきたというメリットがございました。

また、アンケートによると、将来運転ができなくなることの不安を感じている人が95%以上を占めて、将来的には利用が考えられるとの回答が82%を占めておりました。運転できなくても安心して生活してもらうために、移動手段を構築する必要があり、構築することが必要であり、将来の可能性や今後の需要についても期待されておりました。

本市では、実証運行を実施するとしたら、

どれくらいの期間を考えているのかを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

道路運送法第21条によりまして実証運行を行うものでございます。

この道路運送法21条では、基本1年間の運行ということになっておりますが、更新することにより最大3年間の運行が可能というふうになります。

本市の実証運行についてはまだ具体的には決定しておりませんが、なかなか短い期間では検証ができないというふうに考えておりまして、長期間にわたって実証を検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

大変不安視される交通事業者への影響ですが、視察先では若者層の利用があったことから、タクシーに対する影響というのは限定的なものにとどまり、タクシーの運行の稼働数、売上げを比較したとき、4社中2社はほぼ変動なし、1社は減少、1社はやや増加、で、全体として大きな変化は見られなかったと分析されておりますが、今後も交通事業者への影響について継続して検証を行うということでありました。

現在の会員登録状況での運賃収入のみでは収支事業として運営していくことは困難であり、収益性を上げるための対策が必要であることは課題となっております。

採算性というところで、市としてはどのような計画がおありなのか、お考えを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

市としましても、採算性が取れた事業として定着するというのを期待をしているところでございます。

実証運行期間中、段階的にターゲットを絞った利用者の獲得、例えばこの年は高齢者に限定した形で力を入れていく、この年は特に

子育て世代に力を入れていくとか、3年間、最長3年間というその枠の中で、ターゲットを絞った利用者獲得の検証もしていきたいというふうに考えております。

まだ、実証運行に関しては、現状検討中ということですので、今後より議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

今回の質問も、視察での報告を交えての一般質問となりました。

メリット・デメリット、両方あると感じますが、高齢者、障がい者、学生など、若者、子育て世代と、みんなが社会参加しやすい環境の実現を推進するためには、効果のある事業ではないかと考えながら、視察地である大館市を後にいたしました。

先ほど本市の目標をご回答いただきました。目標達成のために、ぜひ市民にとって有効な事業に取り組んでいただきたいと思いますが、最後に市長の考えをお聞きいたします。

○市長（永山由高君）

多くの市民の方々が運転免許を返納する未来というのは、これは10年後を見据えると確実にやってくる状況でありますので、そこに備えていくということは非常に重要であろうというふうに思っています。

現時点で取り組んでいるオンデマンド、乗合タクシーは、今の技術、担当の方が電話で予約を受けて担当の方がルートを構築するという運用の限界も見られるようでありますので、ここにはやはりAIの仕組みをしっかりと導入していく必要はあるだろうというふうに思っています。そう考えますと、その仕組みを使っていただく市民の皆様にも、デジタルツールを使っていただく、そのチャレンジにも引き続き取り組んでいく必要があるかというふうに思います。

市としてDXを進めておりますが、デジタ

ル化の恩恵をできるだけ多くの市民の皆様を感じていただくためにも、公共交通のAIオンデマンド化にはチャレンジをしていきたいなというふうに思っている次第です。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、次の市営墓地に関する（1）から（3）の2回目の質問をいたします。山中墓地が現在358区画の使用者で約77%、徳重墓地が33区画の使用で約64%の使用率になっておりますが、100%に満たない23%、37%、およそですね、は、改葬等で使われなくなった区画の数字と捉えてよいのかお尋ねいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

市営墓地の過去20年間の新規及び廃止の推移から推察しますと、全てが改葬で使われなくなったものではないというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

いろいろな理由によって使われなくなったという状況だというふうに認識いたしました。

続きまして、無縁供養塔には宗教にとらわれず焼骨を収蔵できるのかをお伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お見込みのとおりでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

市営墓地の墓地内には管理がなされていないと思われる墓が存在するのかを伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

墓地の管理状況から、管理が行き届いていないと思われる墓も存在するところがございます。

○7番（是枝みゆきさん）

供養塔の管理は、管理業務を受託する管理組合が行っています。市営墓地条例の第13条には、（1）「使用者の死亡後1年以内に規定する認可申請がない場合、市長は当

該墓地の利用権を消滅させることができる。」とあります。また、13条の2には、「規定により使用権が消滅した場合、市長は、埋蔵し、または収蔵した焼骨及びこれに伴う墳墓、そのほかの施設を一定の場所に改葬し、または移転することができる。」とあります。

市は、墳墓の使用者が亡くなられたことを管理組合に知らせることができるのか、また組合より問合せがあった場合、調べて知らせることができるのかを伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

市から組合に対して死亡のお知らせはしておりませんが、管理運営上困難が生じた場合には、墓地の設置者である市として確認しまして、その状況につきましては、必要に応じて組合にお知らせしていくことになろうと思っております。

○7番（是枝みゆきさん）

管理されていないと思われる墓は、使用者の承継問題が大きく関わってくると思われますが、これまでに市長は施設を一定の場所に改装し、移転されたことがあるのかを伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

本市の市営墓地ではないと認識しております。

○7番（是枝みゆきさん）

管理されず判断が難しい墳墓については、放置するとますます解決が難しくなっていくと思います。設置者である市は、管理者に対し条例を踏まえた説明責任、そして指導を果たしていくべきだと思いますが、市のその辺の考えをお聞きいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

墳墓につきましては、大切な私有財産でございますので、承継をしっかりといただきまして適切に管理をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

ぜひ、その適切な管理のために、きちんと説明責任ですね、それから指導をすべきだと考えます。

それでは、（4）個人の墓が集合した墓地、いわゆる村落共同型墓地について、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま改葬件数と改葬先の状況について、市営墓地並びに市全体の状況を回答いただきました。改葬件数は市全体で令和2年度203件、令和3年度164件、令和4年度234件との報告でした。ここ3年間の改葬件数は、合計598件となります。傾向としては過疎化や少子高齢化などの社会現象により、継続の難しい墓地や納骨堂が増えてくるのではないかというご回答を頂きました。改葬が増えるに従い、伴って墓地の管理状況も変化を見せてきていると、周辺の墓地を見て私も感じております。

村落共同型墓地は、昔からの地縁などにより慣習によって造られたものですが、何らかの理由で、子孫が既にその集落にいない、また途絶えるなど、そのまま放置され、使用者判断がつかない場合があります。先ほど市営墓地にもあると言われました。焼骨が収蔵されてあるであろう墳墓を簡単に処理することもできず、結局そのまま放置され、いよいよ1基だけ残ったという墓地もあります。市長はこのような事例に対して改葬・移転させることができるのかを伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

墓地法に基づきまして、死亡者の縁故者がいない墳墓に収蔵された焼骨の改装を行おうとする者は、まず死亡者の縁故者及び不明墳墓等に関する権利を有する者に対し、1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して公告を行います。その上で期間中に申出がなかった旨を記載した書面等を添付した改葬許可を市町村長に申請し、許可

を受ければ可能でございます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、組合もしくは改葬しようとする人が、収蔵されていた焼骨を市の供養塔に合葬できるのかを伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

個別具体的に判断していく必要はあると思いますが、可能性はゼロではないというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

はい、分かりました。

市営墓地よりもはるかに多くの共同墓地が存在しております。長年放置すると該当する事案が続けて出てくる可能性があります。今後の課題となっていくと思われま

す。さて、村落共同型墓地はこれまで、墓の所有者が組合をつくり、共用地や水道などの管理をしてきたことが一般的でございましたが、改葬、墓じまいをする墓が増えてきて、組合自体が機能しにくくなっている現状もございます。改葬・墓じまいが増えることによって、墓跡だけが残され、草木が生い茂り、管理の行き届かない、公衆的には問題のある危険な場所が増えていくのではないかと考えられます。

先ほどご回答いただきました都道府県知事の許可を受けたみなし墓地として扱われている墓地は、管理責任者は組合になるわけですが、もし墓がなくなった場合、組合は存在しなくなりますね。

お尋ねします。墓がなくなった場合、県が管理するのか、伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

許可権者である県が管理することはないというふうに考えております。

組合が墓地の土地利用に当たってどのような契約等を交わしたかによるとは思いますが、土地所有者のほうで管理をしていただくことになると思います。

○7番（是枝みゆきさん）

現在、墓地については、所有者が確定していません。そのような場所は所有者はどうなるのですか。伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

大字や小字の名義が表題部にのみ表示されて、保存登記のない、いわゆる表題部所有者不明土地のことについてだと思われま

○7番（是枝みゆきさん）

すが、そのような土地については、法務局において所有の実態等を十分に確認した上で対応していくこととなりますけれども、大字や小字の名義で、墓地法施行以前から自治会により管理されてきました墓地の不動産の保存登記を認可地縁団体である自治会の名義で行うことは可能であるというふうに考えております。

自治会の名義になることは可能であるというご回答いただきました。それでは、自治会が引き受けない、または自治会に人格が発生しない場合など、様々なパターンが出てくるとは思いますが、そこはどうかお考えになられますか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

土地の属性によりまして、その土地がどのような経緯でそのような状況に置かれているかということが分かりませんと、ちょっと回答できませんので、個別具体的に相談に乗っていきたいというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

これから墓じまいが増加すると、これまで慣習的にできていたことが、できにくくなる可能性があると考えます。管理者で管理しにくくなった墓地を、市はどのような対策を立てているのか、あるいは、今後どのような対策を立てていくと考えておられるのかをお伺いします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

ご指摘のとおり、これまで維持できていた墓の管理組合も、承継者が近くにいない、ま

たは改葬による組合員の減少等で維持が難しくなっているところもあろうかと思えます。

今後の対策については、それぞれの管理組合の事情に応じて検討いただきたいというふうに考えておりますが、その検討の上での困り事については市のほうも解決に向けて協力してまいりたいというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

市民の困り事の一つだと考えております。ぜひ市民の声を聴いていただいて、また今後の対策を立てていただきたいと考えます。

最後に、市長のお考えをお聞きしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

過疎化や少子高齢化、信仰の多様性、施設の老朽化もあり、維持管理の難しくなる墓地は、今後も増えてくるものと思えます。

先ほど来答弁にありますように、このみなし墓地・納骨堂については、基本的には管理組合に管理を頂くということになりますけれども、それぞれの立地条件であったり、各組合の状況に応じてこれは全体としてこういう方向性でというのをお示しすることは難しいかと思えますので、個別事案ごとに、相談があればしっかりとその相談に対してできることを協力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時43分散会

第 3 号 (6 月 1 9 日)

本会議（6月19日）（月曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長
農業委員会事務局長

奥田美穂さん
吉富良一君

監査委員事務局長 内山良弘君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。子どもたちとは平日毎朝7時から声高らかに挨拶とグータッチを交わすことが、私の日課となっております。立哨をし始めた頃、当時小学校1年生が今年二十歳になりました。そんな今でも出くわすと笑顔で挨拶を交わしてくれます。子どもたちにとっても私にとっても今は住み慣れたまちです。

さて、認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らしたい、現代社会において認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になったり、日常でも身近なものと考えます。

先日、全戸配布された広報ひおき6月号に、日置市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定に伴い、現在の本市の介護認定の状況について示されておりました。

介護認定を受けた方のうち認知症が3割を超えております。その認知症について、本市の取組状況など通告書に従って、ゆっくりと質問してまいりますので、市民が分かりやすく、しっかりと答弁していただければと思います。

それでは、本市の認知症の対策について問う。

認知症になっても住み慣れたまちで安心し

て暮らすために、以下の点について伺う。

1、認知症相談体制について、認知症における相談等はどこが窓口で、どう対応しているのか。

2、早期発見・早期治療にどのような取組を行っているのか。また、その実情はどうか。

3、平成29年に設置された認知症初期集中支援チームの取組状況とその成果はどうか。

4、認知症予防対策としての取組状況とその成果はどうか。

5、認知症サポーター養成講座の取組状況はどうか。

6、認知症サポーターにおいて、地域や学校、そして家族の認知症に対する認識と理解が重要と考えるが、どのような啓発を図り、取り組んでいるのか。また、その状況と成果はどうか。

最後に、7、認知症対策において、総括的に現在、本市はどのような見解と方向性を持って、どのようなことを重要視して取り組んでいくのか。

以上の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、回答してまいります。

質問事項1、認知症対策についてのその1、相談窓口について回答します。

地域包括支援センターが窓口となり、認知症地域支援推進員を中心に、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等が、相談内容に応じた対応を行っています。また、地域の身近な相談窓口として、4つの在宅介護支援センターにおいても相談対応を行っています。

その2、早期発見・早期治療について回答します。

認知症サポーター養成講座や様々な周知活動を通じて、早期発見・早期治療の必要性を啓発しています。また、個別の相談対応時に、

対象者の状況等に応じて、医療機関の受診勧奨、介護保険申請の支援、その他必要なサービス等の紹介を実施しています。

さらに、認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。結果として、認知症の早期診断や治療、介護サービス等の利用、家族等の理解が進み、認知症の人やその家族の負担と不安の軽減につながっていると考えます。

その3、認知症初期集中支援チームについて回答します。

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる人で医療や介護サービスを受けていない人、早期支援が必要な人等を対象に、認知症サポート医を含む複数の専門職が、一定期間、支援の方向性の検討や訪問による支援を実施しています。

令和4年度は、延べ15人を対象に支援等を行い、成果として、診断や治療の早期開始、介護サービスの利用、家族の介護負担の軽減等につながっていると考えます。

その4、認知症予防対策について回答します。

認知症予防対策としては、タブレット端末を活用した脳トレや体操、交流等を行う認知症予防教室「脳ハツラツ倶楽部」自主教室、「きばっと塾」住民主体の通いの場「筋ちゃん広場」において、認知症予防の取組を実践しています。「脳ハツラツ倶楽部」参加者の評価分析においては、やる気や体力、認知機能が維持または向上しているという結果が出ており、「筋ちゃん広場」においては、注意機能を確認する「かなひろいテスト」で、七、八割の人が維持、改善しているという効果が得られています。

その5、認知症サポーター養成講座について回答します。

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人とその家族の応援者となる認知症

サポーターの養成講座を、市民団体、小中高生、市内の企業等を対象に実施し、平成20年度から令和4年度までに、延べ1万1,391人に受講頂いております。

その6、啓発について回答します。

認知症サポーター養成講座については、地域や学校、企業等に啓発し、講座の実施につなげています。また、出前講座や「筋ちゃん広場」等で啓発、伊集院駅前のパブリックビューを利用した広報に加え、9月のアルツハイマー月間においては、のぼり旗やポスター掲示、図書館での特設コーナーの設置、街頭でのチラシ配布など、認知症に対する正しい理解の普及と促進に努めており、認知症サポーターは年々増加しています。

その7、方向性について回答します。

国の認知症施策推進大綱と日置市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても、希望を持って日常生活を過ごせる地域共生社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重要視しながら、共生と予防を両輪とした施策を推進してまいります。

以上です。

〔教育長 奥 善一君 登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの6番目の児童生徒への啓発についてお答えをいたします。

現在、日置市内の学校では、総合的な学習の時間に福祉をテーマとして学んでいます。その学習の一環として、一部の学校では認知症について講師を招いて学習しています。認知症については、社会的に重要な課題の一つとして、子どもたちにも考える機会をつくることは大切であると考えております。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

丁寧なご答弁をありがとうございます。

まず、1番の認知症の相談体制についてで

ございますが、現在、日置市4地域あるわけですが、各地域の相談体制はどのようになっているのでしょうか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

各支所、地域振興課福祉係が介護保険の窓口になりますので、福祉係が初期対応させていただいた上で、地域包括支援センターへつなぎ、場合によっては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが訪問し、対応いたしております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

日置市は広い範囲において、オール日置で各地域も含めて、相談体制をしっかりとした継続的、引き続き行っていただきたいと考えます。

2番の早期発見・早期治療についての答弁を頂いておりますが、先ほどの市長の答弁に個別の相談等とありましたが、その詳細を差し支えなければ教えてください。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症に関する相談について、令和4年度では延べ417件の相談がありました。相談内容については、個人情報もあり詳しくはお答えできませんが、認知症の症状により日常生活に困っているという相談、認知症の疑いのある方への対応方法や認知症の診断についての相談が主であり、状況に応じて介護サービス等の利用支援、かかりつけ医や認知症疾患医療センターへのつなぎ等で対応しております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

417件とかなり数的には多いです。多いのか少ないのかありますが、先ほどの認知症の介護認定が3割を超えるという数字から考えますと、相談も多いのではないかと察する

ところですよ。

先ほど家族の支援の話もありましたが、家族への支援はどのように実施しているのかお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

介護サービスや福祉サービスの利用に関する支援、介護されている家族の学習や交流の場である「ほのぼの語る会」の実施、認知症カフェの案内等をしております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私も妙円寺団地の認知カフェには毎回参加させていただき、いろんな方々とお話をする機会もあり、来られる方はほとんど健康でお話ができる方々が多いです。その中で、いろいろ包括支援センターの方も参加されたり、社協の方が来られて参加されたりして、本市としては取組のほうは、先ほど「つなぐ」という言葉がありましたが、しっかりとできているのではないかなと、その点は感謝しているところでございます。

3番目の先ほども話がありましたが初期集中支援チームの取組についても、先ほどの説明でおおむね理解したところでございます。これも平成29年、もう5年たつわけですけれども、私がちょうど議員になった頃だったのですが、課長さんがこういったチームをつくるということで、当時いろんなチームについて、私もチームができるということで、どんなチームができるのかなと、お話をその都度その都度させていただいたところですが、とにかく初期支援チームといっても、皆さん兼業、兼務しながらの職務ということで聞きました。

どうか認知症については、10人ほどの体制で、認知症だけではなくて、いろんなサポートの方々10人いらっしゃるということでしたので、どうか今後も引き続き、取組に

従事していただきたいと思います。

4番目の認知症予防対策についての質問になります。

先ほどの事業として、「脳ハツラツ倶楽部」という認知症予防教室がありました。これは委託事業ですか。お尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症予防教室「脳ハツラツ倶楽部」は、3か月で12回の実施の教室を、県内でも先進的に認知症予防事業を展開している事業者へ委託しております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

委託事業ということなわけですね。これはそれなりの成果はあると思いますが、私は同僚と鳥取県伯耆町、大山スキー場で有名な場所ですが、その伯耆町では、認知症対策事業として、役場の相談窓口はじめ、町の集団健診や様々な高齢者学級や教室、また地域行事等、気軽に検査できるタッチパネルによる簡易スクリーニングを設置し、私を感じるには、普及啓発を含め、町民に寄り添うような取組活動を行っておりました。

実際、直接伯耆町を訪問し体験して、自分も同僚もタッチパネルに参加して、いろいろ試験をしましたが、内容はどうであれ、いろいろ気軽にタッチできて楽しいというか、気軽にできて、その会話の中で認知症の会話ができたり、いろいろ取り組んでいたのではないかと思います。

町民に寄り添う取組活動というわけで、直接体験して、本市でもぜひ取り入れたらと実感したところでした。恐らく、町民の視点からも優しい取組、そしてまた認知症への関心・意識が高まるのではと考えています。

どうですか、市長、本市でも取り組んでみませんか。お尋ねします。

○市長（永山由高君）

簡易スクリーニング検査につきましては、この検査後のフォローアップ体制、こちらが実施後の支援体制は、医療機関との連携も必要となってまいるといふふうに考えます。アプリを用いたタッチパネルによる簡易スクリーニング検査については、今後の認知症対策事業のツールの一つとして参考にさせていただきたいと思っています。

○6番（佐多申至君）

市長、とにかく本市は、先ほど市長がおっしゃったスクリーニング、いわゆるそういった最初の窓口からつなぐことに関しては、うちの本市も伯耆町に劣らず、一生懸命、先進的にやっているのではないかと確信したところでもございます。

ぜひ、そういった取りかかり、取っかかりというか、そういったところに少し優しさを加えてはどうかということで提案したところでございます。

5番目の認知症サポートのほうに参りたいと思います。

認知症サポーター養成講座、これは今、延べ1万1,391人の受講ということで、平成20年度から4年度までの人数ですが、いろいろ新規、重なって再度受けられる方いらっしゃると思うんですけど、この中で新規受講者の割合はどれくらいなのでしょう。お尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症サポーター養成講座については、令和4年度までで新規受講者は9,620人、受講者の84%を占めております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

引き続き、認知症サポーター養成講座については取り組んでいただきたいと考えております。6番の認知症サポーターについての回

答を頂きましたが、小中学生の認知症サポーター講座は、どこまで何年生を対象に行っているのかお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

令和4年度は、夏休みに市内小学5・6年生を対象としたキッズサポーター養成講座により6人、東市来中学校1年生が68人、城西高校福祉科の高校生が57人を対象に、各認知症サポーター養成講座を実施し、計131人の受講がありました。

以上です。

○6番（佐多申至君）

引き続き、取組をしていただきたいと思いますのですが、9月のアルツハイマー月間において、図書館や中央公民館にての特設コーナーの設置とありましたが、その内容はどのようなものですか。市長にお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

各地域の図書館では、認知症に関する図書の展示やポスター等による事業紹介、相談窓口の啓発、中央公民館と各支所ロビーでも同様な展示に加え、パンフレットの配布や「人生100年時代～生きがい写真展～」と題した動画放映を実施いたしました。

以上です。

○6番（佐多申至君）

例えば、こういった月間におけるいろんな特設においても、先ほど市長にも前向きに参考にしたいという回答を頂いておりますが、このような期間を利用して、さきに述べたタッチパネル式のアプリ導入など、認知症の対策のツールとして、先ほどおっしゃる積極的な取組も必要ではないかと思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほども回答いたしましたが、導入に伴う

予算や体制整備も必要となることから、アルツハイマー月間における取組の一つとして参考にさせていただきます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

認知症サポーターの役割は、認知症に対するよき理解者だと考えています。今後、超高齢社会において、住み慣れたまちで暮らすためには多くの理解者も必要になってきます。学ぶ、育む学校教育の中で、児童生徒に認知症の知識や社会教育としての意識として、さりげなく触れる取組をしてはと考えますが、教育長にお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

福祉について学ぶ機会に、学校の実情に応じた取組ができるよう支援してまいりたいと思います。学校に対して、介護保険課が行う認知症サポーター研修講座が活用できることなどは進んで紹介していきたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

最初の冒頭に、私は子どもたちと毎日触れておりますが、たまに私が変わったことを言うと「何で変なことを言うの、頭がおかしくなったんじゃないの」とよく冗談で言われるんですけど、「本当に頭がおかしくなったら助けてくれる」と言ったら「助けてくれる」と子供たちが言ってくれます。

これが引き続き、この社会、頼もしく住み慣れたまちで暮らせるのかなと思う瞬間でございまして、子どもたちには学校教育として社会教育として、しっかりと認知症サポーターとしての養成講座とまではいきませんが、教育のほうを取り組んでいただければと思う次第でございまして。

最後の7問目の質問におきましては、認知症の対策の総括的なものですが、先ほどの話の中で、認知症施策とはどのようなものなんでしょうか。お尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症になっても、希望を持って自分らしく生活できる地域、そして、居場所や活躍の場がある地域を目指し、第8期介護保険事業計画にもありますが、①認知症予防の推進、②認知症に対する理解の普及・促進、③認知症ケアパスの普及、④相談体制の充実・強化、⑤認知症初期集中支援チームの運用と充実、⑥認知症の人の権利擁護、⑦見守りネットワーク体制の整備、⑧本人、家族等への支援の充実、⑨認知症ケアの充実、⑩若年性認知症の人への支援の充実、この10項目について、地域や関係機関の方々とともに施策を推進してまいります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私は今回、政務活動を通じて、そして認知症についていろんな地域の方々と話をする中で、実際、本市の取組の内容もこうやって確認させてもらいましたが、本当にこの認知症一つに対して相当な取組状況が分かった状況でございます。

認知症における本市の取組状況については、おおむね理解したところでございます。社会が連携した地域包括ケアシステムの横断的構築が最重要と考えます。認知症対策はその一部であると理解していますが、構築が進まなければ、住み慣れたまちでも安心・安全には暮らせません。

市長マニフェスト、いわゆる市政ビジョンとして、地域福祉の中で、市長は自宅で過ごす地域包括ケアの連携・強化を挙げられておられます。大いに期待するところです。

そして、令和6年度から令和8年度までの日置市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定をする中で、今後、もっと行政自らアクションを起こすべきとも考えます。

本日は一般質問の最後に、超高齢社会に見

据えて誰もがなり得る認知症について、市長は今後どう進めていくお考えかお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

認知症サポーター養成講座について、私も昨年度受講をいたしまして、これはやはり、地域の皆様と一緒に理解を広げ、啓発を続けていくことが重要であろうというふうに認識をしています。

医療・介護それだけではなくて認知症予防、そして住まい、また生活支援といったテーマもあります。これらが一体的に提供される体制づくりの推進、強化を図るとともに、日置市においても、全庁横断的にこれら取組を進めるという体制を現在構築をしております。各関係団体とも連携協働しながら、地域包括ケアシステムを構築、そしてこれを深化させてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、19番、池満渉君の質問を許可します。

〔19番池満 渉君登壇〕

○19番（池満 渉君）

パートナーシップ宣誓制度の導入について、市長に質問をいたします。

まず、この制度の導入を検討するに至った背景とその経緯をお示しください。この制度導入により本市にもたらされるであろう効果については、どのようにお考えですか。さきの全員協議会で考え方と大方の説明はありましたが、改めてその概要をお示しください。また、いつ頃をめどに導入されるのか、その予定についてもお尋ねいたします。

そして、何よりも未来を担う子どもたちへの影響など、教育委員会との協議の内容はいかがでしょうか。また、学校現場での対応は準備できているのか、教育長に質問をいたします。

市長、教育長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、パートナーシップ宣誓制度についてのその1、背景と経緯について。

市長就任前の段階で、複数の市民から当事者としてパートナーシップ制度構築に対する声を頂きました。一人一人の人権が尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる人権尊重のまちの実現は、重要な取組の一つであると考えています。

その2、もたらされる効果について回答します。

パートナーシップ宣誓制度は性的マイノリティーの方々の生きづらさや不安が少しでも解消され、性的マイノリティーの方々への社会的理解が促進されることを目指すものです。導入により、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現につながると考えています。

その3、概要と導入予定について回答します。

性的少数者の当事者自身が、お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認め、宣誓書、受領証及び受領カードを交付するものです。導入時期については、本年10月開始を目標に進めているところであります。

その4については、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、パートナーシップ宣誓制度についての教育委員会との協議及び学校現場での

対応準備ということについてお答えをいたします。

現在のところ、導入に当たっての協議は行っておりません。

学校においては、人権教育を全ての教育の基盤とし、取り組んでいくことが大切であると考えております。小中学校の段階では、個性を認めて、自他を尊重し合うことのできる子どもの育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（池満 渉君）

先週、LGBT法案が国会で可決をされました。

今、SDGsの精神が世界的に叫ばれ、持続可能な社会を目指して、多様性に満ちた生き方が人類の目指すところだとよく言われております。ただ、この多様性という言葉、私は錦の御旗のように使われているように感じます。

今回、日置市でも、パートナーシップ宣誓制度の導入が始まろうとしておりますが、市長は、今のこれらの社会の動きについてどうお考えになりますか。まず、市長の率直な感想をお聞かせください。

○市長（永山由高君）

性的マイノリティーが人権啓発活動強調事項の一つに掲げられていることから、これは取り組む一つのテーマであるというふうに認識をしています。

同性婚に対する訴訟が提起をされ、地方裁判所において、同性同士の結婚が認められないのは違憲とする判決も出ております。こういった部分については、まさに国民的な議論が必要なテーマであろうというふうに認識をしています。

○19番（池満 渉君）

今まさにいろんな議論があるところであります。

憲法の第14条は、国民は人種・信条・性別・身分などによって差別されないとあります。この中の性別であります男性と女性によって差別があってはなりません、これは当然のことです。ただ、男性と女性というこの性差、性の差は差別でなくて区別であります。

もちろん自らの意思で女装をする人、あるいは男装をする人、あるいは性適合手術をする人など様々ありますし、このことは自由でもあります。その上で、自らの性に違和感を感じ、真に苦しむ人には手を差し伸べなくてはなりません。そのことは私は分かるのですが、多様性、人権、自由という言葉があまりにも独り歩きしているように感じるのであります。私だけでしょうか。これらの動きに反対をする人あるいは懸念を示す人など、この先社会はどうなるのだろうか、そんなことを心配して違和感を持つたくさんの市民の声を私は耳にします。

そこで、最初に2つのことについて確認をしておきます。

まず、夫婦に準じる生活を送っているカップルには、対外的に双方の関係を証明する手段がないと言われますが、この対象者を結婚に相当する関係と解釈するのでしょうか。

もう一つは、性的少数者とは具体的にどのような方々を指すのでしょうか。よく言われるLGBTQなどそれぞれの意味と、そしてどこまでを今回の制度で含めるのか説明をしてください。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

3月の全員協議会で日置市パートナーシップ宣誓制度の考え方（案）でお示ししておりますとおり、パートナーシップの定義は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に関係を持って協力し合うことを約束した一方または双方が、性的マイノリティである2人の者の関係というふうに捉え

ております。そういう意味では、結婚という言葉の意味にそのまま適合した関係性であるかというふうに問われれば、完全に意味が重なるというものではないというふうに考えております。

性的マイノリティとの定義でございますが、性の在り方が多数派と異なる人で、Lは女性の同性愛者、Gは男性の同性愛者、Bは両性愛者、Tは性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人、Qは自らの性の在り方について特定の枠に属さない人を表し、それらの方々が含まれるというふうに考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

では、今回この制度の導入について、日置市民を含めて誰から具体的には結構ですけれども、どこからどのような声や要請があったのでしょうか。

また、日置市のどれくらいの方々がそのような声を発して、どんなことに不自由をされているのか、お示しを頂きたいと思えます。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

複数の市民の方から、当事者として市長に声が寄せられているほか、当事者団体から災害時の避難所運営にLGBTの視点を取り入れてほしいというような要望が寄せられているところであります。

○19番（池満 渉君）

先月はこのことについてパブリックコメントを実施をされました。市民の声を聞こうとする姿勢は私は評価いたしますけれども、決して広く聞けたとは到底思いません。それでも、その中で寄せられた声どんなことがあるのか、幾つかご披露いただけませんか。また、パブリックコメントに何件くらい寄せられたのでしょうか、その件数もお知らせください。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

パブリックコメントにつきましては、7人

から26件の意見が寄せられたところであり
ます。

中身については、パートナーシップ宣誓制
度は法的な効力がないことは当事者も承知で
す。それでも、パートナーと制度利用したい
と切望している人々がいることを知ってほし
いと意見や、性別を自己決定できるという
考え方が広まると混乱が生じ、女性や女の子、
子どもの権利が守られなくなる可能性があり
ます。

性的少数者の方々が差別や偏見に遭っては
ならないと思いますが、拙速に制度の導入を
進めるのではなく、いま一度慎重に対応すべ
きだと考えますなどの意見が寄せられまし
たところでございます。

○19番（池満 渉君）

パブリックコメントの意見いろいろありま
した。

私が直接聞いた話では、これは結果的に同
性婚の容認につながるんじゃないかという心
配をする人もありました。もちろんこれは憲
法第24条の趣旨からも逸脱するものでもあ
ります。事実、国内で同性婚を認める憲法改
正を目指す団体、あるいは、この同性婚を認
めるんだと、この憲法改正をするんだとい
うことを党是とするような政党などは、今回
このパートナーシップ宣誓制度の導入を憲法
改正の突破口にするとはっきり言ってるん
です。

G7の中で、日本だけが遅れているという
ような声もありますが、先に導入したイギリ
スやアメリカの多くの州で、同性婚について
の揺り戻しの動きもいっぱいございます。

今、社会は自分の意見を言いにくい、出し
にくい雰囲気もあります。そんな中で違和感
を持ちながらも強く反対しにくい、ちょっと
もっと時間を持って考えたい、しかし、困っ
ている人がいれば何となくいいことだとい
うような、流されてしまうような現実でもあり

ます。こんなもどかしさを感じている市民が
いっぱいいるんです。不安感といいますかね、
そんな声を私いっぱい聞いております。

この制度の導入の可否について、もう少し
パブリックコメントもありましたけれども、
市民の声を聞く、意見を聞く、そんな時間と
努力が必要だったんじゃないでしょうか。い
かがですか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

憲法第24条の解釈につきましては、同性
婚に対する訴訟において、地裁で同性同士の
結婚が認められないのは違憲とする判決が出
されるなど、国民的な議論が必要であるとい
うふうに考えます。

本パートナーシップ制度は、あくまでも互
いを人生のパートナーとし、日常生活におい
て相互が協力し合うことを約束した、一方ま
たは双方の性的マイノリティーである2人の
者の関係を示していきまして、当事者同士が
生きづらさや不安が少しでも解消される、そ
して市民の方々に理解されていくように導入
するものでございます。

○19番（池満 渉君）

今後もう少し制度の内容とかいろんなこと
については、また広く市民の方々にはっきり
決まった段階で周知・広報もされるだろうと、
そこは考えております。

この制度の導入についてですね、確かに以
前、議会、一部の議員からも提案や要望もあ
りました。しかし、議会からの議員からの声、
これは一部であり、日置市議会全体、全員一
致の声ではないということは今ここでしっか
りと確認はしておきたいと思えます。

そこで、お尋ねいたします。いわゆる当事
者の方々が不自由を感じることで、日置市の
行政に関わる事案、これはどういったこと
でしょうか。公営住宅の入居資格など、これ
が不自由が挙げられておりますけれども、こ
のことだけと、行政に関わることはというふう

に理解してよろしいですか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

現時点で検討中の事業といたしましては、公営住宅の入居資格、火災における罹災証明の申請受付などがございます。

○19番（池満 渉君）

先日、第4期の日置市地域福祉推進計画を頂きました。この計画の57ページ、市民の人権を守るための取組の推進として、市が取り組むこと、性的少数者、LGBTへの理解の促進と支援と書いてあります。

今年の3月にできたもので、もちろん計画とはいえ、既に市の方向性は決めていたということになりますよね。公営住宅の入居資格、不自由の問題、これは市有財産に関する条例の改正が必要であります。

市政に関わることは、市議会全体で市議会で議論する必要があると思います。パブリックコメントだけでは市民の声は十分に拾えない。その市民の声を集約し代弁するのが、議会であり議員であります。議会審議を経ずに今回のこの制度導入を検討され、そしてまず、要綱でやろうとされるのはなぜでしょうか。

要綱は、日置市の市の事務の処理方法について行政内部に対し示したものであって、条例規則等で定める事項以外のことについての行政内部の指針であります。直接住民に向けられたものではないというふうに私は理解をいたしますが、この要綱は、いわゆる日置市の行政内部でのことと、取りあえず今は理解してよろしいのでしょうか。当然制度の実行には条例の改正なども必要になりますけれども、この制度をやろうとする今後の展開についてお示しをいただきたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

今回の制度導入は、市民に義務を課し、または市民の権利を制限しないことから、市の基本的な内部事務を処理する上で、統一的な処理を行うための要綱を制定しようとするも

のでございます。市営住宅の入居者の資格など改定する場合には、条例改正が必要となりますので、その場合には議会にお諮りすることになるというふうに考えております。

○19番（池満 渉君）

この今話をしております公営住宅の入居、この不自由、何とかしてごさいということなんです。

私、提案ですけれども、同性でも入居できると、今ある市営住宅条例の6条の1項、そして一般住宅条例の3条の1項、この入居資格のところの条例改正だけで、いわゆる宣誓制度を設けなくてもやれるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

ご承知のように、国は2012年に公営住宅の入居資格については、自治体の裁量で変更できると法改正をいたしました。東京都の文京区は、令和2年にパートナーシップ制度を結局導入したんですけども、その前、平成30年に区営住宅、この住宅条例の入居資格を同性でも可能とする、いわゆる条例改正だけを先にやったんです。当然、公的な証明書が必要だというふうになっておりますけれども、今、市営住宅の空き室も増えております。入居資格の変更、改正をして、その内容を市民に広報すれば、この宣誓制度を導入しなくても、条例の一部改正で対応できるんじゃないでしょうか。制度が本当に必要ですか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

導入をしようとしております日置市パートナーシップ宣誓制度は、市営住宅の入居手続等に限らず、一人一人が人権を尊重し、多様性を認め合い、生涯にわたって生きがいを持って暮らせるまちの実現を図るために、その一環として導入を目指すものでございます。

○19番（池満 渉君）

それぞれの個人の人権、大変大事なことで、これは私はよく分かります。ただ、いろんなことが深く絡み合っただけがやっぱり深い問題

だと思えます。

念のために伺います、現在、日置市の市営住宅に入居する場合の書類、これにはどのようなものが必要書類はありますか。また、今回パートナーシップ宣誓制度の申請に必要な書類はどのようなものがありますか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

市営住宅の入居では、所得額証明書、住民票の写し、扶養の状況を証する書類、婚姻を予約する書類、市民税の納税を証する書類、そのほか市長が認める書類でございます。

パートナーシップにつきましては、住民票の写し、独身であることを証明する書類、本人確認のための書類、その他市長が認める書類を検討しているところでございます。

○19番（池満 渉君）

今、必要書類を列記して言っていたかもしれませんが、この2つの申請に必要な書類、あまり変わらないんじゃないか、重なる部分もあるんじゃないかというふうに思います。だったら、この住宅の申込みの際に併せて、パートナーですよというその資格の審査確認もできるんじゃないでしょうか。

なぜ、こういったことを言うかというのは、性的少数者の人たちは、どうもやっぱりまだ今の中では社会で認知され、なかなか少ない、認知されてない、変な言い方ですが、それは当事者が懸念するカミングアウトの回数の問題があります。

制度をやりますと、宣誓のときと住宅の申込みのときの2回が必要ですが、同時に住宅の申込みの際に一回でやると、これが1回で済むということになります。差別感覚もなく、より自然に普通に条例改正の部分で同性の方々も入居できるというふうになれば、そのときだけでやれるんじゃないかと、1回でやれるんじゃないかと、検討の余地があると思えますが、いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

パートナーシップ宣誓制度受領書を提示することによりまして、2人の者の関係を宣誓した事実を改めて説明する必要がなくなり、その回数については減少していくものと考えております。

○19番（池満 渉君）

そもそもパートナーシップ制度よりもいろんな考え方の違いも当然ありますので、思いもありますので、意見として、私は私たちの考えとして今質問をしております。

念のため、よくパートナーシップを性的少数者の方々の不自由の中に、医療機関での証明もなかなかできないとか、不自由がありますということも聞きますけれども、私は医療機関での不自由について調べてみました。

厚労省は、2017年に家族への病状説明は、本人からの申出に基づき、その範囲を家族等としています。また、家族等の意味も、法的な意味での親族関係のみならず、より広い範囲の人を含むとしております。そこで、私は、鹿児島市内と日置市内の2つの総合病院に実情を聞いてみました。答えは、いずれも患者本人の意思を尊重するでした。この人をと患者本人が指定をすれば、最優先されますよということでありました。

そのほか、保険金の受け取りは、契約者の意向で指定はできますし、相続関係は、公正証書による契約で十分可能であります。また、民間の各種サービス、例えば、携帯電話などでの家族割云々という話もありますけれども、民間の各種サービスまでも行政が対応する必要があるんじゃないでしょうか。

さて、最も懸念されること、大事なことを質問をいたします。いわゆる性自認、これは本人が決めることであります。人の心の内面は誰にも分からないことであります。このパートナーシップの宣誓をすることができる人、申請をすることができる人、そしてできない人、その判断、見極める担当職員はどう

やってそこを見極めるのでしょうか。例えば、同性の友達関係、女性なら女性同士の、男性なら男性同士の、いわゆる友達関係のカップルが必要書類、間違いなく必要書類をそろえて提出したら、これは認められるのでしょうか、いかがですか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

ご指摘のとおり、人の心の内面をつまびらかにしていくことは難しいというふうに考えております。パートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓う点については、しっかり確認してまいりたいというふうに考えております。

○19番（池満 渉君）

これはしっかりと確認ができる方法、方策をこれから研究していただきたいと思います。私は疑うわけではないし、人々を悪く言うわけではありませんけれども、今、社会でデジタル社会、スマホが大変はやっておりますけれども、その裏でいろんな犯罪も出てきております。そのために防ぐ手だて、後から追っかけていくというような状態ですけれども、できれば、こういったことをしっかりと未然に防げるような研究を望むところであります。

さて、導入が始まれば、学校などで子どもたちの話題にも上がります。教育長、まだ協議はしていないという答弁でありましたけれども、12年ぶりに改訂をされました教員向けの生徒指導提要、これにも性の多様性に関する項目が新設をされ、令和6年度から使用される小学校の教科書でも性の多様性に関する記述が増えました。

埼玉県のホームページ、児童生徒用のリーフレットに次のような記載があります。小学校5・6年生版であります。違う性の相手を好きになる人もいれば、同じ性の人を好きになる人、性別は関係ないと言う人もいます。異性愛も同性愛も人を好きになるという点で

は同じですと。中には、恋愛感情を持たない人もいます。どれも大切な気持ちですと。

教育長、恋愛感情がまだ定かでない10歳から12歳の子どもが理解できるのでしょうか。これまでの家族の大切さ、あるいは親との関係などの教えから混乱は起きませんか。保護者それぞれの感情や考えもあります。海外では自分の子どもに間違った教育はやめてくれと、クレームを言う保護者もいると聞きました。準備はできていますか。教育長にその決意も含めて再度お伺いをいたします。

○教育長（奥 善一君）

ただいまのご指摘についてでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたように、この制度導入に関して、直接担当課と協議をしていることはございません。したがって、この制度自体を子どもたちにまず理解させるということは、現段階では考えていないわけでございますけれども、性の多様性を含めて、あらゆる人権に関する問題あるいは個性に関する問題を、その発達段階に応じて子どもたちに丁寧に指導をしていくことが、やがて訪れるそのような多様性に触れる機会に対応していくための基盤を培っていくことになるというふうに思います。

また、同様に生徒指導提要でも触れられておりますように、現実には子どもたちの中にはそういう、例えば性の多様性などについて、実は自分の中で悩んでいる子どもも実際にいるということを想定しながら、学校教育においては取り組んでいく必要は当然あるというふうに思います。子どもたちの発達段階に応じて、その性についての考え方も含めて丁寧に指導をしていくことは、当然、必要だと思いますし、また、学校の先生方あるいは保護者の方々も、このことについては、なかなか共通理解というのが難しい内容ではございますけれども、これはとても大切な問題ですので、子どもたちを取り巻く周りの大人がしっ

かりと認識を深めながら、子どもたちがそれに対して気づいたとき、あるいは出会ったときにしっかり対応できるように、守りあるいは支援していく、そういうことが学校教育においては、非常に大事なことだというふうに考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

最後の質問にいたしますけれども、今、国内で推定といたしますか、はっきりした数字はないわけではありますが、15人から20人ぐらいが自分の性に違和感を持つ人たちがいるんじゃないかというふうにも言われております。決して性的少数者ではないのかもしれませんが。

ただ、私は言いましたけれども、市民が非常に混乱している、違和感を持っているというのは、これまでいろんな制度、いろんな条例、いろんな決まりができてきましたけれども、人間の生まれ持った性について、何とかということにはなかったわけがあります。世界の流れはもっと早くあったのかもしれませんが、いわゆる神の領域に入ったね、ということをする人もおりますけれども、そのことについては、十分、やっぱり気をつけて慎重に対応していただきたいという思いであります。

市長、私も誰もが安心して暮らせる社会を決して否定するものではありません。賢明な市長のことですから、多くの自治体でやっているからとか、あるいは先進の自治体の実績として申請者は少ないはずだとか、そんな考えでは当然ないというふうに思います。多様性を重んじるなら、私と同等の意見や考えを持つ人もまた尊重されるべきでもあります。市長には、憲法問題、そして家族間、国の歴史観や独自性など、総合的な観点からも慎重に対応されるように望みます。この制度が見境なく、なし崩し的に乱用されることがない

よう、行政として慎重に検討を進められるよう、違和感を持つたくさんの方の市民の声を代弁をして、最後に今の市長のお気持ちを伺い、質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

導入しようとしています日置市パートナーシップ宣誓制度は、性自認を確認するものではありません。一人一人の人権が尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる、人権尊重のまちの実現を図るために行うものであります。家族制度については、憲法をはじめ民法、それから戸籍法、各種法令に規定される形で運用をされています。この取扱いについては、人の価値観が変わる中でまさに国民的な議論が必要なテーマであるというふうに認識をしています。

議員おっしゃるように、家族間や歴史間、そしてこの国の独自性など守るべきものは、しっかりと守る必要があるとは同時に思いますが、一方で、制度のために人がいるのではなくて、人のために制度があるというふうにも感じます。人の価値観や認識の変化を慎重に捉えて、対応してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

2023年6月議会、私は市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で社民党の自治体

議員として、72回目の一般質問をいたします。

初めに、中学校・義務教育学校の部活動の現状と今後について質問いたします。

1つ目です。市内中学校・義務教育学校の部活動の加入率、各部活動の部員数の状況について伺います。

2つ目です。国が進めます部活動の地域移行に向けての現状と、本市の課題は何か伺います。

3つ目です。部活動在り方検討委員会の開催状況と委員からの意見、提言の状況を伺います。

4つ目です。部活動の地域移行に向けた生徒・保護者・教職員へのアンケートの内容と結果、自由意見等の回答の状況を伺います。

5つ目です。中体連の大会に、中学校チームと新たに地域クラブが参加できます。地域クラブ参加に関しての本市の考えを伺います。

6つ目です。習い事や勉強との両立、家庭の事情等で週5日の部活動に参加できない生徒もいます。週1・2回のゆる部活の設置が検討できないか伺います。

7つ目です。部活動顧問と保護者との指導方針等によるトラブルの事例・相談はないか伺います。

2問目です。現在、南さつま市が取り組む4月の始業式・入学式の別日開催について質問いたします。

1つ目です。4月の新年度の始業式・入学式は、新しい担任、クラス替え等、児童・生徒・教職員が出会う大切な日です。信頼関係を早く構築する上でも時間にゆとりが欲しいという声があります。始業式と入学式の別日に開催できないか伺います。

2つ目です。今年度の4月6日の始業式・入学式に病気等以外で参加していない不登校等による児童生徒、また、新1年生は何名いたのか伺います。

3問目の質問をいたします。市職員の専門職（土木技師・農業技師・保健師等）の人材育成・人員確保について伺います。

1つ目です。市職員の専門職（土木技師・農業技師・保健師等）の人材育成・人員確保、専門性の職種の人員不足による業務への影響はないか伺います。

2つ目です。公共施設等総合管理計画の橋・道路・市営住宅等の老朽化が進む中での土木技師の果たす役割について、本市の考えを伺います。

3つ目です。上水道管の老朽化により漏水が市内各地で発生し、昼夜を問わず市民から連絡があり、対応しなければならないと考えます。土木技師等の職員の役割と負担、また、修繕のための民間事業者の突発的な対応が負担となっております。現状についての本市の認識を伺います。

以上、3点質問し、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1及び2については、教育長より回答いたします。

質問事項3、市職員の専門職の人材育成・人員確保についてのその1、人員不足による業務への影響につき回答します。

専門職の人材育成については、専門研修への参加や先輩職員からの技能・技術の継承が主なものです。人員確保については、受験者の少ない職種は学校訪問等を行い、受験者数の確保に努めています。今年度、専門職は、土木技師1名、保健師4名、社会福祉士2名を採用しており、業務への影響がないよう、今後も計画的な採用に取り組んでまいります。

その2、土木技師の果たす役割について回答します。

土木技師は、その技能・技術をもって、本市インフラの安全性の確保や長寿命化に取り

組むなど、重要な役割を担っていると認識しております。

その3、土木技師等職員の役割と負担、また、民間事業者の突発的な対応負担について回答します。

土木技師等職員の役割として、通常時は工事の設計、積算、監督などを行っています。漏水時には、市民等からの通報を受け、直ちに現地を確認し、漏水箇所の特定を行います。漏水箇所が水道本管等の場合は、漏水協力店に対応を依頼するとともに、漏水原因の特定、関係住民への周知、諸資機材の手配などを行っています。漏水協力店の方々に負担をおかけしていますが、市民の重要なインフラの一つである水道を守るため多大な協力を頂いており、ありがたく思っています。

今後も漏水の状況を見ながら老朽管の更新を行い、漏水対策に努めてまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1及び2について続けてお答えをいたします。

まず、中学校・義務教育学校の部活動の現状と今後についてでございます。

その1、加入率及び部員数でございます。

中学校及び義務教育学校の部活動加入率は67.7%で、部員数は、文科系の部活動が155人、運動系部活動は、ソフトテニス部200人、バスケットボール部113人など合計737人となっております。

次に、その2、国の進める部活動の地域移行の現状と本市の課題についてでございます。

国は、令和7年度までに、休日の部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本としております。本市における部活動の地域移行に向けては、指導者の人材確保や学校との連携の在り方、部活動の教育的効果の維持・継続など、多くの課題があると考えています。

その3、検討委員会の状況と意見等についてでございます。

部活動の在り方検討委員会は、これまで3回開催をしております。6月の委員会では、生徒・保護者・教職員に行ったアンケート結果の説明を行い、地域移行をする際の指導者の確保や顧問との連携の在り方、部活動の運営主体や大会への参加の仕方、運営費や保護者の負担、地域移行する場合の部活動の形態等について意見交換がなされたところです。

その4でございます。アンケートの内容と意見等の状況でございますけれども、アンケートの内容については、部活動の意義・目的や必要性、地域移行に係る懸案事項、顧問としての考え、地域の指導者に関する考え、部活動に取り組む目的、部活動に求めるものなどであります。総じて、地域移行について関心は高いものの、新たな部活動のスタイルに期待や不安を感じるご意見が多く寄せられております。

その5でございます。地域クラブの中体連大会への参加についてでございます。

地域クラブが、中体連、中学校体育連盟でございませけれども、中体連の大会に参加できることは、子どもたちの活躍の場がさらに広がることにつながり、意義あることだと考えています。一方、中体連の大会に地域クラブが参加できるようになることで、クラブチームを選ぶ生徒が多くなれば、学校の各部活動の部員が減少し、活動を縮小しなければならないなどの課題も想定されます。

その6でございます。ゆる部活動の設置ということでございませけれども、習い事や部活動など、子どもたちが多様な活躍の場を選択することは大切だと思います。

部活動は、各学校が主体的に内容や実施方法を検討し設置されるものであり、新たな部の設置や部活動への参加の方法については、個々の状況に応じて生徒と保護者、顧問とが

話し合っていたいただきたいと思います。

その7、トラブルについてでございますけれども、指導方針によるトラブルの事例・相談は把握をしておりません。

続きまして、大きな2でございます。始業式・入学式の別日開催についてのご質問でございます。

その1でございます。議員ご指摘のとおり、年度初めの出会いはとても大切であり、この出会いから始まる友達や担任との信頼関係は、毎時間の教育活動の中で丁寧に紡がれていくものだと思います。この大切な出会いの日をさらによりよいものにしていくために、まずは、学校とともに日程や内容などを検証し、十分に準備をしてさらに意義ある一日にしたいと願っております。したがって、現時点では、始業式と入学式を別の日に実施することは考えておりません。

その2でございます。不登校等の児童生徒の状況でございますけれども、今年度、始業式・入学式に病気等以外で参加できなかった児童生徒は、市全体では35人おりました。そのうち小学1年生についてはおりませんが、中学1年生では3人が参加をできませんでした。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長について3点質問し、1回目のご答弁を頂きました。

まず、最初の中学校の部活動について、再度質問いたします。

まず、中学校の部活動の在り方につきましては、昨年6月議会で私は質問し、その後、地域クラブ活動が盛んで先進的な取組をなされております静岡県焼津市へ、政務活動の調査を実施してきました。

昨年時点ではございますが、焼津市の全ての中学校が地域移行されているわけではありません。部活動の地域移行も、とにかく地域

のクラブチーム等の受皿と、民間指導者の人材育成・確保がなければ難しい現実も感じてきたところでございます。

初めに質問いたします。本市中学校の部活動が果たす生徒への教育的役割について、教育長はどのような認識、お考えをお持ちでしょうか、まず質問いたします。

○教育長（奥 善一君）

部活動の意義・役割ということでございます。これは本市に限ったことではないというふうには思いますけれども、スポーツ、文化芸術に子どもたちが親しむ機会を確保していくこと、それから部活動は生徒たちの自主的・主体的な参加、これを通しまして、異年齢集団での交流も含めて自己肯定感を感じる、あるいは連帯感を涵養していくことなど、大切な役割がたくさんあるというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

教育長に再度、部活動の総括的視点で再度伺います。

先ほど、各学校の部活動の加入率、各部活動の部員数についてご答弁を頂いたところでございます。

希望する部活、各種目の選択肢がある規模の大きい伊集院中学等などと、生徒数が少ない日吉学園、吹上中など、同じ本市内の中学校でも、少人数により希望する部活動の選択、練習・試合環境に広がりが出てくることを私は感じております。

少子化が進む中での本市の部活動の現状と課題につきまして、教育長自身どのような認識と見解を持たれているのか、再度伺います。

○教育長（奥 善一君）

社会の変化等によりまして、教育に関わる課題というのは複雑化・多様化しております。それは学校だけでは解決できない課題というものがたくさんあるかというふうに思ってお

ります。

本市におきましても、少子化によりまして従前と同様の運営体制、部活動の運営というのはなかなか厳しくなっております、例えば、学校、地域によっては、少子化によりまして、部活動の存続というものが危機的状況にあるというのが1点でございます。もう一つは、学校の先生方あるいは地域の指導者においても、その専門性を含めて人材確保というのも課題であろうというふうに考えております。

そして、何より子どもたちが自ら選択をする部活動において、その選択肢が狭まっているというのも課題であろうと思ひまして、これが今、私どもが検討しております地域移行によりまして、その選択肢を広げながら持続可能な部活動を実現していくために、非常に重要なことだというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

やはり、昨年も質問したんですけども、どうしても生徒数が各中学校、今後減少傾向になるということでございます。特に、減少傾向が進む中学校におきましては、部活動の選択肢が少なくなる。そして、練習環境や試合環境が大きな課題であるということも、私も十分認識しております。

先ほどの答弁の中で、市内中学校の総体的な部活動の加入率67.7%、部員数につきましては、ご報告頂いたんですけども、具体的に各中学校・義務教育学校の部活動の加入率の状況はどうか、再度伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

東市来中学校がおよそ73%、伊集院中学校が70%、伊集院北中学校が80%、土橋中学校が50%、吹上中学校が50%、日吉学園後期課程の生徒さんが50%となってお

ります。

○17番（坂口洋之君）

各中学校、6つの中学校・義務教育学校の部活動の加入率がありました。伊集院北中学校が80%、一番低いところが吹上中の50%、日吉中学校の50%ということで、同じ中学校におきましても加入率にかなり差がありました。

そういった中で、やっぱり心配されるのは、今後の部活動をする上でも中学校の生徒数の推移であると思っております。

そういった中で再度質問いたします。今後、少子化が進みます東市来中、日吉学園、吹上中の3年後、5年後の生徒数の見通しがどうなのか、現時点より各学校減少数は何名ぐらいになるのか、再度伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

3年後の想定では、東市来中学校の生徒数が264人で5年後は227人。吹上中学校は、3年後138人で5年後は129人。日吉学園後期課程は、3年後80人で5年後は81人となり、東市来中学校が39人減、吹上中学校が33人減、日吉学園後期課程が12人減となります。

○17番（坂口洋之君）

先ほど申したとおり、東中が5年後約39人、吹上中が33人、日吉中が12人ということで、今後の生徒数の減少が危惧されます。一方で、昨年もお聞きしました希望する部活動がなく、地元在住の中学校から希望する部活動のある規模の大きな伊集院中などに、地元にいながら転校する就学前の指定変更の状況を再度伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

剣道部が4人、男子バレーボールが2人の計6人です。

○17番（坂口洋之君）

昨年度も、令和4年度も6人、今年度も6人ということで、6人の方が2年連続で就学前の指定変更されたというご答弁で頂きました。

そういった中で再度お尋ねいたします。今、部活動の地域移行に向けた在り方検討委員会が設置され、地域移行に向け、その解決策として議論されておりますが、少子化が進む中での特に生徒数が減少する東市来中、日吉義務教育学校、吹上中などの地域の中学校の部活動の在り方については、具体的に検討委員会として議論の対象になっているのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在、市全体の部活動の在り方について検討している段階でありまして、生徒数が減少する地域に特化した議論は行われておりません。

○17番（坂口洋之君）

地域移行もなんですけれども、やはり一番の課題は、少子化による今後、中学校の部活動の在り方をどうするかが一番重要ではないかと私は感じております。

そういった中で、部活動在り方検討委員会では、今後の部活動の在り方を審査する大事な委員会であり、地域クラブ等、各団体の協力を受けることも想定した委員会の委員に選定されています。

今後の部活動の在り方を検討する以上、委員の方には少なくとも各中学校の部活動の現状と練習風景を見ていただくことが、生徒数が多く一定の部活動が維持できる中学校、少子化が進み部活動種目が少ない、部員数が少なく集団の練習がなかなかできない、そういった中学校が日置市には点在しております。

そういった意味でも、在り方検討委員会として調査・見学することが、今後の日置市の部活動のあり方を議論する上でも重要ではないかと考えますけれども、教育委員会として

の考えを伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

検討委員の皆様から要望等がございましたら、今後検討してまいりたいと考えます。

○17番（坂口洋之君）

やはり、検討委員会の方々も実際に行ってみて、しっかり日置市の部活動の在り方を見ていかないと、やっぱりそういった中でも大事じゃないかなと私は思っております。

ぜひ、教育長、学校現場に実際在り方検討委員会の方々が行っていただいて、まず見ていただくことが私は大事だと思っておりますけれども、再度教育長に考え方をお聞きしたいと思っております。

○教育長（奥善一君）

議員ご指摘のように、私も同感でございます。

検討委員会には、それぞれの全学校から学校の先生であったり指導者であったり校長先生であったり、あるいは外部指導者の方であったり、それぞれ代表の方が入っておりますので、その状況においては、そのご意見を伺いながら進めていくことは可能であるというふうに考えております。

今、課長からもありましたように、委員のお考えを踏まえて今後検討していきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

次に、再度質問いたします。

例えば、野球部です。現在、東市来中学校が6名、吹上中が8名、日吉中が4名という数字がちょっと私は見ました。

中体連の日置の大会も終わり、3年生が部活動を卒業したら部員もさらに減少し、試合どころか練習環境も大きく変化します。その要因につきましては、野球部ではなくクラブチームに参加する生徒もいるかもしれませんが、そういう意味でも、私は現段階ではありますが、本市においても部活動の拠点校方式、在

籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的な指導者がいない等、一番の課題は生徒の送迎の問題があるかもしれません。

本市においても、調査研究をするときに来たのではないかと考えます。中学校や保護者、PTAを含めたあらゆる意見をお聞きしながら、運営が厳しくなりつつある中学校の部活動の拠点校方式について、教育委員会としての考え方を伺いたいと思います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

部活動在り方検討委員会の中で、モデルケースとして拠点校方式と運営団体委任型という運営方式を示し、ご意見を今頂いているところでございます。今後も検討委員会に引き続き、審議を重ねてまいりたいと思います。以上です。

○17番（坂口洋之君）

理想は単独でチームがつくれて試合ができる、そういった環境が私も理想だと思っております。しかし、なかなかこの少子化というのは非常に難しい問題がありますので、そういったことを含めて、しっかりとした形で検討していただきたいと思っております。

次に、国が進める部活動の地域移行に向けたことについて再度質問いたします。

文部科学省は、2023年から3年間で段階的に部活動の地域移行を進める考えから、可能な限り早急に地域移行にと計画が見直しをされました。その背景は、地域の受皿、地域の人材が確保できない等の現実がございます。

まず、各自治体、必ずしも部活動の地域移行しなければならないのか、民間のクラブのチームがない、指導者が確保できない等、自治体の温度差があるように見られます。地域の実情に応じて、これまでどおりの中学校を主体とした部活動が可能なのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

検討委員会において、その件十分に審議し、本市にとって一番よい形の結論を出すべきであると考えているところです。

○17番（坂口洋之君）

各自治体いろんな形で模索されておりますので、在り方検討委員会の意見を参考にしながら、各学校と連携をしながら進めていきたいと思っております。

そういった中で、現在、本市も地域移行の検討委員会が設置されました。本市の実情を考えた場合、どのような形で部活動の地域移行を具体的に進めていく考えなのか、教育長の考えを伺います。

○教育長（奥善一君）

本市におきまして、一番は現在の課題を解決していくということが優先されるであろうというふうに思います。

そのような視点から、実現・実施可能なものも含めまして、モデル的に幾つか実施をしながらその検証を踏まえながら、それを拡充していく方法で進めていこうというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

具体的なスケジュール等がもし分かれば、お示し願いたいと思っております。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現時点では、7年度末を予定しているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

再度質問いたします。

地域移行を進めるのか、これまでどおりのような形で部活動を運営するのか、自治体ごとにいろんな考えがあつてよいと私は考えております。

しかし、本来の目的である教職員の負担軽減をどうしていくかは重要であり、その支援を担う、部活動の地域の外部人材の育成は重要であると考えます。

そこで、再度質問いたします。

現在、外部指導者の人数は何名か、昨年6月1日現在31名であったが、外部指導者として、市として増やす方向なのか。また、アンケートの中で、学校・部活動顧問は外部指導者を求めているのか、また、求めているのか、学校のニーズを含めて市の考えを伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

令和5年度は、外部指導者として、昨年度と同様31人にご協力頂いているところでございます。

中学校教職員を対象としたアンケートの中では、「現在外部指導者を依頼していない場合、今後依頼したいですか」という質問に対して、「依頼したい」が23.9%、「どちらとも言えない」が52.2%、「依頼する必要はない」は17.4%でした。

このことから、学校や部活動顧問は、外部指導者について、全てではないが、少なからずやはりニーズはあると捉えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

部活動の顧問につきましてもいろんな考えがありまして、外部指導者を入れて土日は移行していただきたいという顧問の声もありますし、また、土日も含めてこれまでどおり、顧問自身がずっと一人で指導したほうが一番いいというご意見がありました。私もなかなかその判断は非常に難しいんですけども。

ただ、一方では、外部指導者の人材育成というのは、私は必要だと思っております。そういった中で昨年も質問しました、部活動の外部指導者の処遇、位置づけ、研修等についても、早急な充実を図るべきではないかと考えております。

例えば、賃金面につきましても、まだまだ厳しい点もあるかもしれませんが、少なくとも、外部指導者の方が現在31名の方が関わっていらっしゃると思いますので、まずは、

そういった方々の研修の充実を図るべきではないかと思っておりますけれども、その点についての教育委員会としての考えを伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

薩摩川内市をはじめ、先進自治体の取組を参考にしながら、本市としての方向性を定め、できることから取り組んでいきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

併せて、現在、在り方検討委員会が実施されておりますけれども、検討委員会のメンバーにおきましては、クラブチーム、フラッグラッド鹿児島、チェスト伊集院、日置市ジュニアオーケストラ、日置市スポーツ少年団等が参加されておりますけれども、4つの外部のクラブチームの地域移行に向けた具体的なご意見、受入れは可能なのか、協力体制の構築についての現段階の見通しを伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

本市の部活動の在り方検討委員会において、フラッグラッド鹿児島、チェスト伊集院、日置市ジュニアオーケストラ、日置市スポーツ少年団本部など、4団体の代表にも委員を務めていただいておりますが、今はご意見を伺っている段階です。

今後、検討委員会の方針によっては、受入れ等についてご協力頂く可能性を探っていきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

今回、一般質問に当たりまして、在り方検討委員会の複数の検討委員の方にご意見を頂きました。地域移行については、全国的にも県内でも受け入れるための人材がまだ少なく、どういう形で支援していくのがよいのか、民間クラブである以上、指導者の謝金等、財政的な見通しが分かりづらい。そういった中で、やはり、在り方検討委員会としてまずは

しっかりと情報収集をしていただきたい、その中でしっかりと議論していただくことが大事だと思います。

そこで、私は教育長に提案いたします。

隣接します薩摩川内市は、県内2か所の部活動地域移行のモデル自治体であります。

そこで実際、在り方検討委員会の方々が行っていただきまして、取組の成果・課題を学んでいただき、その後、部活動の地域検討委員会として、しっかりと議論していただくことが重要ではないかと思えます。

部活動在り方検討委員会の、薩摩川内市への派遣・研修等は検討できないのか、教育長にお考えを伺います。

○教育長（奥 善一君）

先進地の取組については、これはモデル的に実施をされているところがございますから、私どもも様々な教育委員の会合、あるいは教育長の会合等で説明を頂いておりますけれども、様々な先進地の取組というのは、今後ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思うところがございます。

派遣については、ちょっと現時点ではお答えできませんが、検討をしていきたいと思えます。

○17番（坂口洋之君）

検討委員会のメンバーから薩摩川内市に、研修・派遣等の相談があったら対応していただけるのでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今後そういう場合につきましても、検討をしていきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

部活動アンケートにつきまして、再度質問をしたいと思えます。

私の子どもも中学2年生で、部活動のアンケートにつきまして携帯電話で回答したところでございます。

そういった中で、現行の週5日、平日1日、

土日1日の休息日、部活動の活動日数について現行のままでよいのか、少なくしたほうがよいのか、週何日ぐらいの活動を、生徒、教職員、保護者は望んでいると考えているのか、アンケートでそのような質問・回答はなかったのか伺いたいと思えます。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

アンケートの中では休業日の設定について、「現状で十分である」が48%、「現状よりも休養日を増やしたい」が同じく48%でした。活動日数として、現状にそれほど不満があるとは思いませんが、休日を地域移行するのであれば、試合等を除き、原則休日の部活動は休みにしてもいいのではないかという意見も聞かれました。

○17番（坂口洋之君）

部活動の活動日数についても、本当に様々なご意見があるということをおも認識しております。

そういった中で今回、部活動アンケートを実施しまして、生徒、保護者、教職員アンケート、自由意見等、部活動の在り方についていろんな意見があったと考えます。

より指導の充実を望む生徒や保護者の声、週5日の練習、対外試合が経済的にも生徒、保護者負担もあり、負担を感じるという声、部活動顧問からは、地域移行は必要ない、部活動をこれまでどおり続けたいという声、週5日の部活動顧問で時間的に余裕がなく、もっと学級運営に専念したいという部活動顧問等の声、部活動の在り方にいろんなご意見があったと考えます。

市として、生徒、保護者、部活動顧問、教職員のご意見を、今後部活動の在り方に今後どう生かしていく考えなのか、教育委員会の考えを伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のおっしゃるとおり、様々な意見が出

てきておりました。それは当然であろうと思
っているところですが、今のところ、まだは
っきりした方向性は見えていないところです。

ただ、国や県の動向を注視しつつ、本市に
おける実態を鑑みた上で、先ほども述べまし
たけれども、日置市としての部活動の在り方
をみんなで考えていきたいと考えているとこ
ろです。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午
後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

部活動につきまして、午後から再度お伺い
したいと思います。

中体連の地域クラブの参加につきましては、
先ほどご答弁の中で、課題につきましては中
体連の大会に地域クラブが参加できるよう
なることで、クラブチームを選ぶ生徒が多
くなれば、学校の各部活動の部員が減少し、部
活動を縮小しなければならないという課題も
想定されているというご答弁を頂きました。

そういった中で、6月に各地区予選があり
ましたけれども、現時点でのクラブチームの
県内の出場の状況はどうなのか、学校とクラ
ブ等の生徒の出場に関して、混乱や戸惑いは
ないのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えします。

県全体の状況は、まだ把握をできておりま
せん。

本市における本年度の中学校総体では、特
に大きな混乱はなかったと伺っております。
例えば陸上競技において、学校単位で参加し
ている生徒もいれば、クラブチームとして参

加している生徒もいたようです。個人種目に
関しては、特に制限などはなかったようで
あります。ただし、リレーについては学校単位
でしか出場できないなど、ある程度の制限も
あったかと伺っております。

○17番（坂口洋之君）

次に、2点目の南さつま市が取り組む始業
式と入学式の別日開催について、再度伺いた
いと思います。

まず、ちょっと時間もありませんので細か
い説明申し上げませんが、南日本新聞
の4月16日付、南さつま市の小中学校が取
り組む始業式と入学式の別日開催の新聞掲載
記事を読まれたのか、その取組について教育
長は把握されているのか伺います。

○教育長（奥 善一君）

南さつま市の事例につきましては、新聞で
も拝見をいたしましたし、私どもの教育長会
でも話題になっていることですので、当然把
握をしております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど教育長が、教育長会でも話題になっ
たということですがけれども、具体的にどんな
ご意見が出たと理解していいんでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

具体的には、南さつま市のこれに取り組む
方針等についてはお聞きをいたしましたけれ
ども、教育長会全体でこれを検討したことでは
ございませんので、具体的にどのような意見
が出たかということについては承知しており
ません。

○17番（坂口洋之君）

私は、小学校の教職員の方から、南さつま
市同様に新年度の始業式、そして入学式の別
日開催の取組についてご意見を頂きました。
別日開催のメリットとして、特に日置市にお
いては午前中に入学式があり、小学校が求め
るニーズが高いのかもしれない。始業式の
後の学級活動の時間をしっかりと確保し、新

担任と児童が触れ合える時間を取れる、本市では小学校では始業式後は入学式のため、短時間での学級活動に追われ、担任の挨拶、多くの配布物の配布で時間が取られ、短時間で入学式の準備、対応に追われるとのことでした。

金曜日に同僚議員からも指摘されましたが、不登校の子どもが増加もあり、学級運営が昔と比べて年々難しく、新年度の始業式の日、新担任との信頼関係の構築で、子ども同士との信頼関係をつくる大切な日でもある。

そこで、再度質問いたします。

児童生徒、教職員にとりまして、新学年の始業式、入学式は、教職員、児童生徒にとりまして、どのような一日であったと考えますか。

○教育長（奥 善一君）

始業式、入学式の日、子どもたち同士、あるいは先生方と子どもたちの出会う最初の日であります。これが大切な日であるということは言うまでもありません。やっぱり、年度当初は私たちもそうですけれども、子どもたちも先生方も、新しい自分をスタートする大切な日であります。この日を充実させなければいけないという認識は当然同じでございます。

○17番（坂口洋之君）

始業式の期日は、日置市教育委員会の管理規則に定められているものであるが、小中学校の入学式の期日の判断は教育委員会が指定するのか、また学校が判断できるのか、本市の考えを伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

日置市立学校管理規則により、年度初め、休業日は4月1日から5日までとしており、始業式、入学式ともに休業日明けに行っています。学校行事の実施日については、それぞれの学校で判断することになります。本市としては、これからも休業明け、直ちに行っ

いただく予定です。

○17番（坂口洋之君）

現実には、本市の場合は一律に入学式開催なんですけれども、基本的には、法的には学校で判断できると理解していいのでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

ただいまもございましたように、年度初め休業日が4月5日までとなっておりますので、当然のことながら、学校の1学期がスタートするのは4月6日というふうに認識をしております。それによって始業式、入学式は、基本、その日に行っているというところでございます。

○17番（坂口洋之君）

これまでも小学校の校長会から、また個別に校長から、南さつま市のように、始業式の別日開催の見直しの要望、ご意見はなかったのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

このことについては、校長会等でも話題になっております。今後保護者、子どもの思いなど、様々な視点から検討していく必要はあると考えております。

○17番（坂口洋之君）

校長会から話題になったというご答弁だったんですけれども、見直ししたほうがいいのかという校長会からご意見はあったのでしょうか、再度伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

それも含めて、様々なご意見が出ておりますので、それについて実際に議論したわけではないので、今後検討していきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、私は校長会から見直しについての意見があったのかということをお聞きしたと思うんですけれども、そのことについて、もう一度伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

見直しを図ってくれという意見としては承っておりません。

○17番（坂口洋之君）

再度伺います。始業式、入学式の、不登校により参加できない児童生徒について、再度伺います。昨年度末時点、3月時点で不登校であった児童生徒が、4月の新年度からの始業式や入学式に再登校できた児童生徒の状況はどうであったのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

3月末不登校児童生徒は、中学校3年生を除いて84人でした。そのうち、4月6日の始業式、入学式の日には50人の児童生徒が登校できております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁の中で、3月時点で84人であった児童生徒の不登校傾向の子どもが、4月6日の入学式、始業式には50人ということで、やっぱり学年が変わることによって、新たな気持ちで子どもが再登校できたということは、非常によいことではないかと思っております。

そういった中で、やはり年度初めは、始業式の入学式は大事であります。不登校、不登校傾向の児童生徒が高止まりの中、学校現場として、新たな新学期始業式や入学式に参加する不登校の子どもの、再登校への入り口の支援が重要であると私は考えます。新学期の4月1日から始業式、入学式に向けて、新たな担任となる教職員の不登校児童への促し、支援に向けて、本市の教職員、学校ではどのように取り組んだのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

児童生徒全員が意欲を持って新年度をスタートできることが、児童生徒本人、そして家族、教職員みんなの願いであります。中でも、不登校であった児童生徒にとっては、議員ご指摘のとおり、スタートに向けた支援が

大切であると考えております。

本市として、3月の年度末休業や4月の年度初め休業期間はもちろんですが、3学期当初から、特に不登校児童生徒の新年度スタートを見据えた支援計画の作成及び取組の徹底、そして長期欠席児童生徒の関わり方などをまとめたリーフレットを作成するなど、学校の組織的な支援の推進に強く取り組んでまいりました。

○17番（坂口洋之君）

次に、市職員の専門職の人材育成、人員確保について、再度伺いたいと思っております。

私は、昨年6月議会でも市の専門職と言われております土木技師、農業技師、保健師等の人材育成、人員確保について質問いたしました。

昨今、民間事業者をはじめ、いろんな業種で人手不足、人員不足が続いております。日置市の市民生活を守るため、先ほど申し上げました土木技師、農業技師、保健師等の専門性の高い職員の人材の確保、育成は、市民の公共性を守るため大変重要であります。

そこで、再度質問いたします。土木技師、保健師の現在の職員数と年齢構成はどうなっているのか、これまで継続的に土木技師の人材確保について質問しましたが、特に土木技師は、5年前の質問の時点では年齢構成が比較的高く、中堅職員の少ない状況であり、技術の継承が課題でありましたが、近年の採用等で技術継承を含めて、バランスの構成の取れた職員構造になっているのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

土木技師の職員数、これは35名でございます。年齢構成につきましては、10代、20代が17%、30代が34%、40代が23%、50代以上が26%となっております。

保健師の職員数は22名でございます。年齢構成は、20代が18%、30代が41%、

40代が27%、50代以上が14%となっております。

いずれも、5年前と比較をいたしますと中堅職員の割合が高い状況になっているということでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

再度質問いたします。

昨年度の土木技師、保健師等の専門性職員の採用の状況を伺います。何名採用で、どのくらい応募があったかということで、先ほどご答弁いただきました。また、5年間の定年退職以外の土木技師、保健師等の早期退職者の状況と、今年度の採用と、現時点での応募の状況を伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

昨年度の採用試験で、土木技師は2名応募がありまして、1名が採用、そして保健師につきましては11名の応募がございまして、4名を採用しております。

直近5年間での定年前の退職についてでございますが、土木技師1名、保健師3名でございます。

退職の理由につきましては、転職、自己の成長あるいは魅力ある仕事をやっていきたいとか、そういったもの、あと、ご結婚などが理由となっております。

今年度の採用についてでございますけれども、土木技師、保健師を含めました専門職の募集も行っております。受付期間は7月19日から8月7日までとしているところでございます。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

昨今、10年前と比べて、公務員を目指す希望者が減少しています。倍率も、どちらかというところ減少傾向です。とりわけ土木技師等は、中央の民間事業者、大手の建設業などに流出し、県内の自治体でも鹿児島市への希望

者が多く、次に鹿児島県への希望が多いと言われております。

土木技師の人員確保は課題と言われております。そんな中でありますが、昨年6月議会同様の質問をしましたが、市長も若手職員とともに採用のPR動画等を作成し、日置市で働いていただくリクルート活動に取り組んでいるとご回答でした。

今年度、専門職、一般職を含めて、多くの方が日置市の職員として働いていただける具体的な取組をどのようにされているのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

応募者の少ない土木職、これにつきましては学校訪問を行っております。採用試験の案内、あるいは学生の就職の状況の情報収集、これを行っております。また、土木系の高校の公務員ガイダンスでは、昨年学校訪問した際に、県内6自治体が招待をされまして、公務員志望の学生に説明を行っております。その際、若手職員の協力をいただいてPR動画を作成いたしまして、市長自ら学校のほうへ出向いていただきまして、生徒への説明、質疑、応答などを行っているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

専門職も含めて、職員のリクルート活動につきましては、市長も一生懸命昨年からされてきていると思いますけれども、具体的に採用するに当たっての実感というか、ニーズというか、そこら辺をどういうふうに市長はつかんでいらっしゃるのか、市長の考えを伺います。

○市長（永山由高君）

本年度は、私も実際に高校にお邪魔をしまして、高校生とお話をさせていただきましたが、やはり議員のおっしゃるように、そもそも公務員を希望する方々が減少基調にあるということは体感をいたしました。また、あわ

せて鹿児島県内に43市町村ありますし、鹿児島県もごさいます。そういった意味で、公務員を目指したいという方々の中にも多様な選択肢があるわけですから、その中で日置市を選んでいただくと、そこについては、しっかりとPRを引き続き重ねていく必要があるだろうなというふうな思いを新たにした次第です。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

どうしてもこの土木技術資格者の就職は、都市部の賃金面で選ぶケース、また資格を生かし、より専門的な土木技師として民間建設会社で働きたいというニーズがあります。

若者の土木離れ等指摘されております。また、行政の土木技師の役割は幅広く、書類作成や用地交渉、住民対応まで幅広く、あらゆる対応をしていかなければなりません。

そういう意味でも、市役所に来て頑張ってくださいでは、幅広い方が受けなくなる環境づくりが重要です。

日置市建設課も含めて、建設部局は深夜10時を過ぎても、いまだに電気が毎日ついております。最近では災害も少なく、昔に比べても残業は減っているとお聞きしますが、まだまだ建設部局では建設課、農地整備課等、夜8時以降もかなりの職員が残っているとお聞きしております。また、そういう意味でも、今回指摘しました専門職の人員不足も含めて、ぜひ市役所本庁、支所建設部局、上下水道課等、夜8時以降にどのくらいの職員が残っているのか、また夜10時以降にどのくらいの職員が残っているのか、ぜひ市長、夜8時以降職員がどのくらい残っているのかを現場を見ていただき、実情を知った上で、専門職を含めて、日置市役所に入りたいという環境と雰囲気をつくっていただきたい、そのことについて市長の考えを伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

6月1日から14日までの直近の2週間の状況で申し上げますと、農地整備課、建設課、上下水道課、あと支所の産業建設課の職員、これは全員で89名おります。期間中、8時以降に退庁したことがある職員、これが16名、10時以降に退庁したことがある職員7名ということですね。それぞれの所属長が、職員間の業務量の平準化ですとか、職員の体調管理、あるいは業務の進捗の確認などのマネジメントをしっかりと、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘の、これ建設部局という話もございましたけれども、私の実感としては、これは産業建設部門だけではなくて、総務企画部門、それから市民福祉部門、各支所においても、やはり業務の繁忙期においては遅くまで残らざるを得ない職員がいると、存在しているということについては認識をしております。また、私自身はできるだけ市役所からは早く出るように、普段から心がけておりますが、それでも残ってしまう日はありますので、そういった場合には、庁内をぐるっと回ってから市役所を出るといったような形で、こういった部署の方々が夜間や、場合によっては休日に仕事をしておられるかということについては、把握をするように努めております。

本質的には、これはもう業務の効率化、そして合理化、これを進めて、職員の皆さんが遅くまで残らなくてよい状況をつくるということが最重要であるというふうに考えておりますので、引き続き働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

しっかりと市長も、まずやっぱり現場を見ていただいて、そういった形で把握をしていただきたいと思えます。

次に、上下水道の老朽化による漏水の発生による職員、民間事業者による突発的な対応について、再度質問いたします。

本市上水道の老朽化が進む配管が要因の本市の漏水状況について、再度伺います。漏水が少なければ、職員、また民間事業者の突発的な対応が少なく済むわけであります。現実、耐用年数が過ぎた配管が多く、漏水が非常に増加しております。その対応に多くの時間と経費が生じます。現在、本市の上水道の配管は延べ何キロか、また耐用年数は何年で、何%の配管が耐用年数を経過しているのか伺います。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

水道管の布設状況は、市内全域で740kmで、水道管の耐用年数は40年でございます。また、この耐用年数を超過している水道管の割合としましては、20%程度を推移している状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

20%が耐用年数を過ぎておりますけれども、令和4年度の地域ごとの漏水件数の4地域ごとは何件か、また耐用年数を超えた老朽水道管の近年の新しい水道管の布設工事は毎年何キロ程度更新されているのか伺います。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

令和4年度の漏水の状況でございますが、東市来地域で93件、伊集院地域で115件、日吉地域で28件、吹上地域で52件、合計で288件発生しております。

また、水道管の更新は、市内全域で毎年5km程度の更新工事を行っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

水道課の職員、また民間事業者の負担ということで、昨年だけで288件の漏水事故が

あったということでございます。

最後に質問いたします。

民間事業者も水道工事が忙しく、先ほど答弁であったとおり、水道の漏水協力店の方々も負担になってきております。耐用年数の過ぎた老朽管がこんなにあることと、新しい配管が更新されていない現実もあります。

水道の漏水工事は、漏水協力店の協力なしに対応できない状況になっております。民間事業者にお聞きしたところ、人手不足もあり業務が立て込んでいる、突発的な対応が年々厳しくなっているとのことでした。そういう意味でも見直しはされていると思いますけれども、委託料の抜本的な見直し、漏水工事の提出書類の簡素化をしていただければ助かるとのことでした。最後にこのことについて質問し、質問を終わります。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

漏水に係る費用や提出書類につきましては、漏水協力店の方々からの意見や情勢等を踏まえて検討し、見直しを行っております。漏水協力店の方々の負担軽減を図っているところでございます。

○議長（並松安文君）

次に、1番、中村清栄君の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

一般質問最終日、最年少議員が本日最後、トリを務めさせていただきます。私の基本理念であります若い力を日置市へを基に、先輩議員とともに、若い世代の声を市政に届けられるよう、昼過ぎで心地よい時間帯ですが、元気よく一般質問したいと思います。

それでは、通告に従い一般質問いたします。

空き家の現状と対策について、6項目質問いたします。

まず1つ目、増え続ける空き家の現状につ

いて、市の見解をお伺いします。

2つ目に、住宅・土地統計調査を平成30年に実施しており、使途不明な空き家が4,300戸確認されていますが、その後の状況はどうか、お伺いいたします。

3つ目に、危険空き家についての基本的な考えと対応をお聞きいたします。

4つ目、空き家に関する近隣住民の苦情や相談内容と件数について、お伺いいたします。

5つ目です。空き家にならないための対策と活用について、本市の現状をお伺いいたします。

最後に、解体後の固定資産税について減額措置ができないのかお伺いし、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、空き家の現状と対策についてのその1、市の見解及びその2、戸数の状況については関連がありますので、合わせて回答します。

住宅・土地統計調査において、平成25年度と平成30年度の推計を比較しますと、5,090件から5,180件と空き家自体は増加していますが、賃貸や売却など利活用が進んだことにより、その他の空き家は4,510件から4,300件と減少しております。

なお、住宅・土地統計調査は5年ごとの調査となっており、次回は本年10月1日を調査期日として実施され、その結果は令和6年に公表される予定です。

その3、危険空き家について回答します。

危険空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されている倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのあるものなど、放置することが不適切である状態の空き家等であると考えております。

危険空き家への対応としましては、近隣の方からの相談を受け、所有者等へ適正な管理の依頼を行っているところです。

その4、近隣住民の苦情や相談内容と件数について回答します。

令和4年度における空き家の適正管理に関する苦情や相談は19件となっており、その内容としましては、草木が繁茂しているや、瓦が飛びそうで危ないなどが多く寄せられています。

その5、空き家にならないための対策と活用について回答します。

空き家を増やさない対策のポイントは、使用可能な空き家を早い段階で活用につなげることであると考えます。空き家所有者に対しては、空き家バンクのチラシを毎年固定資産税の納付書に同封するなど、理解を深める取組を行っているところです。

その6、解体後の固定資産税減額について回答します。市町村税条例は、地方税法の委任を受けて定めております。その地方税法に、解体後の固定資産税を減額する規定がないことから、ご質問の減額措置については特に考えておりません。

以上です。

○1番（中村清栄君）

空き家の現状と対策について市長に答弁いただきましたが、それでは再度質問させていただきます。

現在、全国の自治体で空き家が増えており、少子高齢化の時代、独り暮らしが困難になり、子どもと同居したり高齢者施設へ入所したりなどの様々な理由で空き家が増えております。そして管理も難しくなり、長年放置された危険空き家や倒壊空き家などになっていく現状であると考えております。答弁いただきましたが、空き家が増える状況について市長自身今の現状をどう認識しているのか、再度お聞きいたします。

○市長（永山由高君）

議員がおっしゃるとおり、様々な理由で空き家となるケースがあると、そしてそれが少なくないということは存じ上げております。年に1回は利用する方がいらっしゃるであったり、家財道具があるなど、なかなか利活用が進まない理由もあるとは思いますが、利活用できるうちに利活用を検討していただきたいというふうに考えています。

以上です。

○1番（中村清栄君）

確かに利活用できるときに早めに手を打つことが私も大事だと考えます。空き家においては、相続がうまくいかないなど様々な理由で家屋が所有者不明になる可能性もありますが、所有者不明の家屋土地などの固定資産税はどのような対応をされているのかお伺いいたします。

○税務課長（有島春己君）

所有不明の固定資産税についてでございますが、所有不明の家屋、土地の固定資産税につきましては、課税台帳または登記簿に記載してある方が固定資産の所有者となっておりますが、当該所有者がお亡くなりになられた場合であれば、相続人の代表の方に納税管理人となっていただいております。また所有者の居所ですね、所在が不明な方の場合は登記簿もしくは住民票などの調査を行っているところでございます。

○1番（中村清栄君）

評価が低く課税につながらない物件や、今後納付書が所有者に届かないケースが出てくるのではないかと懸念いたします。また、今後そういった負担がかかることから、新たな取組もしていかなければならないのかなと思うところです。

次の質問に移ります。住宅・土地統計調査のその後の状況についてですが、先ほどの答

弁で空き家は増加しているが売却などでその他の空き家は減少にあるとのことで、また次の住宅・土地統計調査は今年度行われるとの答弁でしたが、その調査では使途不明な空き家と危険空き家、倒壊空き家など区分を分けて統計を取っているのか、もし分けているのなら前回の調査での区分別の数をお伺いいたします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

住宅・土地統計調査では、議員ご質問の使途不明な空き家と危険空き家、倒壊空き家などに種類を分けた調査は行われていないところでございます。

以上です。

○1番（中村清栄君）

今後、細かく分けて把握することにより、利活用のための早期の判断材料になるのではないかと思います。

次の、危険空き家について再度質問いたします。

先ほどの答弁の中にありました空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されている考えの答弁を頂きました。その空家等対策特別措置法ですが、空き家の適正管理を義務づける法律が一部改正されましたが、今後どのように対策していくのか、またどのような影響があるのかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今回の法改正につきましては、空き家を放置することが不適切であると認められる空き家等、法で規定されております特定空き家等に対して行うことが可能であった指導・勧告措置等がそこに至る前の管理不全の空き家まで範囲が広がったことにより、これまでお願いという位置づけであった適正管理について指導・勧告等が可能となり、より空き家発生

の抑止や適正管理に資すると考えております。
以上です。

○1番（中村清栄君）

範囲が広がったことでももちろん負担がかかるとは思いますが、適正な管理をするためには重要だと思いますので、今後その空き家についても本市において期待しております。危険空き家は近隣に何らかの迷惑を与える可能性があります。そのため、危険空き家の初期対応として、まずは危険空き家がどこにあるのか把握をするべきだと考えますが、本市の考えをお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

今のところ、近隣の方からの苦情や相談などを受けて所有者等へ適正な管理の依頼を行う対応をしております。危険空き家については、地域の方からの情報提供により、所有者等へ適正な管理を依頼するなど、初期対応を行うことが早期解決へつながると考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

私も地域からの情報提供がとても重要だと考えます。現在、空き家管理はシルバー人材等がされていますが、また鹿児島市、伊佐市、指宿市、湧水町などもシルバー人材センターが実施しております。そこで先月、同僚議員と空き家対策について様々な取組をしている秋田県大仙市に政務調査で行ってまいりました。その秋田県大仙市の取組について少しご紹介いたします。

秋田県大仙市は危険空き家など空き家に関して様々な取組をしています。危険空き家で建物の状態が悪くなったことから、所有者に解体費を請求したが納付がなく、調査した結果、資力もないことから執行停止処分を行ったなど、全国で初めて危険空き家の行政代執

行をした市であります。行政代執行は、相手方の意思に関わらず強制力を行使する強力な作用ですが、その運用に当たっては慎重な配慮が欠かせません。そういったことから、大仙市では空き家に対する認識や対応について先駆けていると考えております。

そこで大仙市では、ふるさと納税の返礼品として、空き家見守りサービスという建物の外観の点検や敷地内の状況確認、郵便物の確認までしてくれる事業があります。また、適正管理のサービスもあり、先ほどのふるさと納税の返礼品の連携だけではなく、空き家管理サービスで1回4,400円で外観の確認、庭木の確認、郵便物の確認、屋内外の簡単な清掃、換気、通風通水雨漏り確認を含めた報告書の作成を行っております。

空き家活用はいろいろあります。事業としては難しいとは思いますが、それならばまずは空き家の取扱いとして、発生抑制、適正管理、利活用、管理不全の項目を入れた全てのサービスの一覧、民間事業者の広告を掲載し、可能な限り低予算で空き家総合パンフレットとしてどんなサービスがあるのか一目で分かるものの作成をするなど、空き家のわかりやすい資料を作成してみてもどうかと思いますが、お伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

空き家の発生抑制、適正管理、利活用、管理不全、解体など、それぞれ必要とする情報に違いがありますので、それぞれの場面、段階において適切な情報を提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

もちろん必要な情報のみに特化した資料も必要とは思いますが、危険空き家を含めた空き家の取扱いの周知として検討していただき

たいと思い、提案しておきます。

それでは次の質問に移ります。空き家に関する苦情相談についてですが、様々な相談だと思いますが、苦情や相談にどのような対応をしているのかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

近隣からの苦情や相談につきましては、相談がありましたら現場へ出向き、状況を確認の上、所有者等へ適正管理を行っていただくよう書面により依頼しております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

では苦情があり、近隣の住民に対しては、市としてはどのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

近隣の方に対しましては、所有者等へ適正管理の依頼を行っている旨の連絡をいたしております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

それでは、空き家の水道管の破損、漏水また電気配線などが壊れて近隣の住宅に影響を及ぼすなどのトラブルはなかったのか、お伺いいたします。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

水道の破損、漏水につきましては、メーター検針時に異常を確認でき、また電気配線等破損に起因する空き家の火災等の発生も確認できておりませんので、現在のところトラブル等については伺っておりません。

以上です。

○1番（中村清栄君）

水道料金の徴収に苦勞されると考えてきましたが、トラブルがないとの答弁がありましたので、再度質問はいたしません。住民票の異動届、転出、転居届などの手続の機会を絶好の機会として、空き家につながらないための指導に力を入れていただきたいと思えます。

それでは次の質問に移ります。

空き家にならないための対策と活用について答弁いただきました。冒頭でも話しましたが、空き家が増え続けております。空き家を防ぐためのさらなる対策として、本市の一番の対策とは何か、お伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

空き家の対策としましては、1問目で市長が答弁をしたとおりでございますが、早期活用につなげるということであるというふうと考えております。一番重要視しているということにつきましては、所有者にまずは空き家についてしっかり考えていただいて、それから空き家に関する知識を深めていただく、こういったことだろうというふうと考えております。

今後においても、専門家に早期につなげるために情報提供に力を入れてまいりたいというふうに思います。

○1番（中村清栄君）

先ほど私も申したとおりで、私も早期活用が重要と考えております。その中で、空き家の長期化の予防策は何か、お伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

長期間空き家となるケースの多くは相続問題であると考えております。このようなケースを未然に防ぐためには、少しでも早い段階で専門家につなぐことであろうというふうに思っております。空き家に関する相談窓口の紹介、それから空き家関連指南動画、これ空き家TVと言いますけれども、空き家TVこ

ういったものを作成をしているところがございます。こういった内容を明記した空き家バンクチラシを固定資産税の納付書と同時に送付をしております、空き家についてしっかり考えていただきたいというふうに思っているところがございます。

以上です。

○1番（中村清栄君）

周知としては、やはり総合的なパンフレットもあってもよいのかなと考えますが、現在、多数の空き家バンクがありますが、登録状況と改修、家財などの処分等の実績をお聞きいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず平成29年度からの累計になりますけれども、登録数が307件でございます。それから成約数が195件というふうになっています。また、直近の令和4年度における空き家バンクの登録実績は、登録数が54件、成約数が36件でございます。空き家改修の補助事業、補助金、これにつきましては令和4年度利用は28件、それから家財道具処分の補助金、これについては22件の実績というふうになっております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

鹿児島県は空き家率が19%と全国平均の13.6%よりも高く、また九州の中でも一番高いという数字が出ております。そんな中、本市は昨年12月に大手の株式会社カチタスと空き家バンク制度推進に関わる連携協定を締結しました。自治体が包括連携協定を結ぶのは初めてのケースで、私もとても期待しております。まだ始まったばかりですが、現在までの実績と効果をお聞きいたします。また、今後その取組をどう啓発し、不動産業、リフォーム業者等の民間事業者に広げていくのかお聞きいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

協定を締結したのが昨年の12月16日でございます。12月16日から現在までの実績ですけれども、買取りなどの相談、これは34件あったということでございます。半年間で34件ですね。それから、うち買取りにつながったもの、これは6件でございます。また、つながらなくても空き家バンクの登録を促していただくということで28件は空き家バンクの登録に向けて、今、話をしているところです。

それから売却ですけれども、協定以前の物件も含むという形にはなりますが、この協定後9件の引渡しがあったというふうに確認しております。

今後についても空き家バンクに関する一つの相談窓口といたしまして周知することといたしまして、買取物件の空き家バンクの登録など、市内の不動産業者それから工務店、こういったところとも連携した取組を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

とても評価できる実績だと思います。これからも期待しております。

それでは最後の質問に移ります。

解体の件です。最初の答弁で、空き家解体後の固定資産税の減額は地方税法により規定がなく見直せないとの回答でしたが、空き家を解体することにより更地になれば特例措置が適用されなくなり、固定資産税が最初の金額に戻り、金額が上がります。そのことが空き家を壊さない一つの要因にもなっていると私は考えます。固定資産税に関しては基準を定めきれないなど、独自ですることは難しいのは理解しました。

そこで解体費の件ですが、本市は今年度より解体費の補助が予算化されました。他自治体が先駆けてしている中、本市も予算化されたことはとても喜ばしいことで期待しており

ます。そこで解体費の補助事業ですが、所有者による解体が不可能な危険性の高い空き家については、今後どのような対応をしていくのかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

危険空き家等解体補助金制度は、解体費用の一部を助成するものでございますので、解体費用がなく解体が不可能な所有者等は想定していないところでございます。空き家等につきましては個人の財産であり、所有者等において解体、売却なども含めた適正な管理を行っていただくことが原則であると考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

先ほども危険空き家について話しましたが、地域によっては危険空き家、倒壊空き家など長期にわたり空き家になっている家は、建物だけではなく、敷地内の木などの倒木のおそれがあるなど、様々な問題を抱えております。

そこで先ほどご紹介しました秋田県大仙市では、雪国ではあり、気候風土が異なりますが、本市は台風が来ます。所有者による解体が不可能な空き家については、大仙市では自治会による労務、例えば住民で家の家財道具などの搬出、簡単な草木の伐採など、業者に頼まなくてもできることなどをみなし経費として自己負担分を賄う仕組みを解体の補助金に組み込んでいます。そして解体後は公共的跡地利用とし、駐車場や地域のイベント会場、バスや乗合タクシーの集合場所などにしております。本市も今後そのような取組を参考にできないかお伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

解体補助とは別な視点ということになりますけれども、地域との協働の取組ということで、本市においては空き家活用においてお試

し住宅カメハウスを設置をしております。これは地域の任意団体で運営する地域の力による取組というふうになっております。地域で活動する団体がお試し住宅として当該空き家を活用するため、限られた財源を基にDIYリフォーム等を行い、イベント等を通して利用者と地域をつなぐ運営をしていただいているところでございます。

本市としては、空き家の利活用によりまして、地域の力で空き家を魅力的な拠点に生まれ変わらせる取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

日置市は日置市らしい政策を進めることも大事だと私も考えますが、更地のほうが利用しやすい土地にある建物の解体もその後の利活用に重要と考えますので、今後の参考にさせていただければと思います。

最後に市長に伺います。私は35歳、市長も39歳で私たち2人は30代であります。今後、日置市も日本全体も急激な人口減少を避けては通れない時代を生き抜かなければなりません。空き家も今後ますます増加する可能性もあります。この問題は新築住宅を造ることが経済政策によいかもかもしれませんが、一方では人口減少で空き家が増え続けます。空き家の増加は地方自治体では悩ましい大きな課題と考えます。市長自身、空き家を少しでも減らすため、移住、定住促進の対策に力を入れられ、若い世代に地元のよさを知っていただく取組が高く評価されています。

最後に、市長自身に今後の空き家対策と活用についての施策への決意をお聞きして、最後の質問といたします。

○市長（永山由高君）

私も今1年に1回ずつ引っ越しをしております。新しく自分が住む家を探すという段階になって、改めて日置市内における、例え

ば賃貸需要の市場状況などはその都度調査をしております。そこで感じるのはやはり空き家は多いけれども、それがなかなか賃貸に回らないといったこういった問題は、その地域の空き家を危険家屋にするリスクがあると同時に、日置市で住みたいという方々の選択肢を十分に確保できないという問題にもつながるなというふうに感じています。

まずは、利活用に対する促進、これにしっかりと取り組みまして、助成制度や空き家バンクへの登録など、空き家となった早い段階で利活用の検討を促していく、これを引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

7月5日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時56分散会

第 4 号 (7 月 5 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第33号 市道の路線の認定について
日程第 2	議案第38号 令和5年度日置市一般会計補正予算（第2号）
日程第 3	議案第39号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	議案第40号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第41号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第42号 令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第43号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第44号 令和5年度日置市一般会計補正予算（第3号）
日程第 9	閉会中の継続調査の申し出について
日程第10	議員派遣の件について

本会議（7月5日）（水曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
日吉支所長	船倉利幸君	吹上支所長	有村弘貴君
総括監兼選挙管理委員会事務局長	東純一君	財政管財課長	東正和君
企画課長	上村裕文君	地域づくり課長	濱崎慎一郎君
税務課長	有島春己君	商工観光課長	田代誠治君
福祉課長	坂上誠君	健康保険課長	宮前美紀さん
こども未来課長	馬場口美宗香さん	介護保険課長	入佐好彦君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	上勇人君
上下水道課長	田村長保君	学校教育課長	中鉢吉彦君
社会教育課長	松岡政仁君	会計管理者兼会計課長	奥田美穂さん

監査委員事務局長 内山良弘君

農業委員会事務局長 吉富良一君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第33号市道の路線の認定について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第33号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長下園和己君登壇〕

○産業建設常任委員長（下園和己君）

おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第33号市道の路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月9日の本会議におきまして当委員会に付託され6月21日に委員全員出席の下、委員会を開催し、今回の認定に係る2路線の現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

認定路線1番は、路線名「ファボーレ伊集院線」、延長73.7m、起点と終点は市道向江町市来線となっております。

次に、路線番号2番は、路線名「ひまわり台8号線」、延長129.2m、起点と終点は市道ひまわり台7号線となっております。

どちらの路線も、民間による団地開発工事で整備され、このたび日置市に寄附採納された路線であり、市道認定路線として提案されたものです。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、認定路線1番のファボーレ伊集院線は付近に川があるが、このような川が近くにある路線を認定する際には、側溝や道路

の集水能力について何か基準があるのかとの問いに、付近に川があるからという理由で、特別な基準があるわけではないとの答弁。

また、委員より、今回、認定を受ける市道の所有者の名義は日置市になっているのかとの問いに、市道路線認定申請書を受け付ける時点で、所有者の名義が日置市になっていることを確認済みであるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、自由討議を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号市道の路線の認定については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○15番（下御領昭博君）

今、委員長の報告で、幅員の幅の説明がなかったように思いますが、幅員はどれだけあったのか、お教えてください。

○産業建設常任委員長（下園和己君）

市道の幅員につきましては6m以上ということになっておりますが、2本とも6m1cm、あるいは6m2cmというのを委員全員で確認いたしました。

○議長（並松安文君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号市道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- △日程第2 議案第38号令和5年度日置市一般会計補正予算（第2号）
 - △日程第3 議案第39号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - △日程第4 議案第40号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
 - △日程第5 議案第41号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
 - △日程第6 議案第42号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - △日程第7 議案第43号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第38号令和5年度日置市一般会計補正予算（第2号）から、日程第7、議案第43号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

6件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

ただいま議題となっております、議案第38号令和5年度日置市一般会計補正予算

（第2号）から、議案第43号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議にて予算審査特別委員会に付託され、6月21日、22日、それぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行われました。

その結果を受けて、6月27日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億9,822万円とするものであります。

人事異動等に伴う人件費の補正、脱炭素の取組を先進的に実施する脱炭素先行地域づくり事業費、新型コロナウイルス感染症予防接種経費の補正、市道等の社会基盤整備に係る投資的経費の予算措置のほか、財源組替えに伴う継続費の補正など、所要の予算を編成しております。

歳入についての主なものは、国庫支出金では、衛生費国庫負担金における新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの増額。

県支出金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や集落営農活性化プロジェクト促進事業費県補助金などの増額。

繰入金では、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の減額やまちづくり応援基金繰入金の増額。

諸収入では、雇用保険料やコミュニティ助成事業助成金の増額。

市債では、総務債の庁舎整備際の減額や、衛生債のごみ処理施設整備事業債などの増額になります。

歳出についての主なものは、総務費では、東市来支所庁舎空調設備改修に伴う庁舎管理費や、脱炭素先行地域づくり事業費の増額。

民生費では、システム改修に伴う生活保護適正実施推進等事業費や、自家用発電装置更新に伴う日吉老人福祉センター管理運営費などの増額。

衛生費では、クリーン・リサイクルセンター総務管理費や新型コロナウイルスワクチン接種事業費などの増額。

農林水産業費では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費や集落営農活性化プロジェクト促進事業費などの増額。

商工費では、元外相東郷茂徳記念館管理運営費や旧薩摩街道管理費などの増額。

土木費では、過疎対策事業の増額や活力創出基盤整備事業費などの減額。

消防費では、人事異動に伴う人件費の減額や自主防災組織育成事業費の増額。

教育費では、屋上防水工事に伴う中央公民館総務管理費などの増額であります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管分では、災害対策費の補助金180万円について、自主防災組織が購入する備品は何かとの問いに、発電機や災害避難用テント、ワイヤレスアンプ、ラジオ、毛布、備蓄ランタンなどの防災備品であると答弁。

財政管財課所管分では、東市来庁舎空調の工事開始と完成はいつからいつまでの予定かとの問いに、今年8月に入札及び契約を締結し、工事についても8月から翌年の4月の工期で予定しているとの答弁。

企画課所管分では、脱炭素先行地域づくり事業費の負担金、補助金及び交付金で、太陽光発電設備の計画を市内の小・中・高等学校に計画しているとの説明であったが、高校や私立の学校については、市の施設ではないが設置は可能であるのかとの問いに、それぞれ

関係者に対して、今回の計画について説明を行い、一定の理解をいただいているところであるが、事業開始前には関係者に対し、内容を詰めていく計画であるとの答弁。

地域づくり課所管分では、コミュニティセンター助成事業のつつじヶ丘自治会の建物は新築になるのかとの問いに、土地を自治会で準備して、そこに新築するとの答弁。

商工観光課所管分では、ヤジロウ墓地の木の伐採費用が計画されているが、この土地は市有地なのかとの問いに、墓地については民有地であるが、妙円寺参りの休憩場所として活用しており、市が借用して管理しているとの答弁。

市民生活課所管分では、クリーン・リサイクルセンターの跡地利用については、以前の所管事務調査の説明では売却を考えているとのことであったが、今回の説明では太陽光発電用地という説明であった。その理由は何かとの問いに、脱炭素先行地域の計画の中で、同施設跡地を利活用できるのではないかと企画課から打診があり、協議した結果、変更となったとの答弁。

福祉課所管分では、日吉老人福祉センターの自家用発電装置更新について、これまで稼働した実績はあるのかとの問いに、この施設は避難所となっており、台風の災害の際の停電時に稼働しているとの答弁。

健康保険課所管分では、検診業務に係るコールセンター業務について、当初は外部委託での予算計上であったが、今回の組替えにより直営に変更されているが、その理由はとの問いに、コールセンター業務を含む総合的な行政業務を担える企業が日置市に進出する予定であったが、開業が遅れているため、直営に変更したとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管分では、上市来中学校のグランドピアノ移設について、東市来中学校にはグランドピアノがなかったの

かとの問いに、東市来中学校のピアノは1968年製で55年経過しており、上市来中は1990年製で年数が浅いため移設する。また、東市来中学校のピアノは修理できない状態であるので廃棄することになるとの答弁。

社会教育課所管分では、日置市中央公民館屋上防水工事について、いつの時点で亀裂と剥がれを確認したのかとの問いに、今年の3月に電気設備の保守点検業者が屋上に上がった際に判明したとの答弁。

農林水産課所管分では、集落営農活性化プロジェクト促進事業費の農事組合に対する補助金について、どのような用途があるのかとの問いに、集落営農組織で中核となる若者などの雇用ということで、給料、各種手当、社会保険料などに充当できるとの答弁。

建設課所管分では、上床鍋ヶ原線について、今年度の工事で工事は完了する見込みなのかとの問いに、残る区間は100mほどで、今年度中に完了予定であるとの答弁。

分科会の報告が終了し、特別委員会にて質疑を行ったところ、委員より、集落営農活性化プロジェクト事業の補助金について、何人分の補助金になるのかなどの質疑はなかったのかとの問いに、1人雇用する補助金であるとの説明があったとの答弁。

ほかにも質疑があったが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第38号令和5年度日置市一般会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,432万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付等交付金で、国保ヘルスアップ事業分交付金見込みに伴う増額になります。

歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費の増額になります。

質疑の主なものをご報告いたします。

国保ヘルスアップ事業の看護師、管理栄養士の募集をかけているが、応募はないとの説明であったが、その原因は何かとの問いに、月8日勤務の条件で募集していたが正規雇用としてフルタイムで働きたい方が多いと思われることが原因であると考えたとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,464万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、雇用保険料率の変更や、一般会計繰入金を増額補正になります。

歳出の主なものは、人材派遣業務に係る委託料や調理備品購入に係る備品購入費の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

労働者派遣業務の組替えを計上しているが、人手不足の状況はどうかとの問いに、現在、7名不足している。内訳は、調理補助、ホールスタッフである。募集しても応募がないため、派遣で対応したいとの答弁。

ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行

った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第40号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億76万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、雇用保険料率の変更や、一般会計繰入金を増額になります。

歳出の主なものは、施設維持修繕料や賄い材料費を増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

賄い材料費で、原材料費高騰及び原価率の再算定による補正となっている。原価率はどれだけ上がったのかとの問いに、軽食メニューが当初の予定から変更になり、メニューが4月に決定した。それまでのメニューの原価率が10%の見込みが、うどん、そば、おにぎりになったため、25%程度の原価率と見込まれたとの答弁。

ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第41号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,976万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億973万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護給付費繰越金及び地域支援事業繰越金で、前年度繰越見込みに伴う増額になります。

歳出の主なものは、償還金で、前年度精算見込みに伴う増額になります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,703万3,000円とするものであります。

歳入歳出ともに、雇用保険料率の変更に伴う雇用保険料の増額になります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、6件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第38号から議案第43号までの6件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号から議案第43号までの6件を採決します。

この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号までの6件を採決いたします。

お諮りします。6件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第38号から議案第43号までの6件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第44号令和5年度日置市一般会計補正予算（第3号）

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第44号令和5年度日置市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第44号は、令和5年度日置市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,365万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億7,187万円とするものであります。

今回の補正予算では、6月の大雨による災害復旧費について所要の予算を編成いたしま

した。

まず、歳入では、分担金及び負担金で、農地災害復旧費分担金の増により52万円の増額。

県支出金で、農林水産施設災害復旧事業費県補助金の増により2,554万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増により3,108万5,000円を増額計上いたしました。

市債で、河川債及び農林水産施設災害復旧債の増により1,650万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、林道、農道、水路、集落道等の工事請負費等の増額。公共土木施設災害復旧費で、道路、河川等の施設維持修繕料等の増額により7,365万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号令和5年度日置市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第10 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第10、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣すること

に決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、6月9日の招集から本日の最終本会議まで27日間にわたり、令和5年度一般会計補正予算をはじめ、教育長、教育委員、監査委員、農業委員及び固定資産評価審査委員の同意、補正予算や日置市税条例の一部改正等の専決処分の承認、市道の路線の認定、市有財産の取得、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正、日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、日置市税条例等の一部改正など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

また、7月3日から大雨により、市道の通行止めや河川護岸の崩落、土砂崩れによる人的被害が発生しました。現在は、土砂災害警戒情報及び大雨警報は解除されましたが、今後も雨が予想されておりますので、引き続き、最新の防災気象情報に留意し、早めの防災対応を行ってまいります。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

議員各位におかれましては、十分健康に留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、令和5年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前10時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会前議長 池 満 渉

日置市議会議長 並 松 安 文

日置市前副議長 坂 口 洋 之

日置市議会議員 漆 島 政 人

日置市議会議員 中 村 清 栄